

**八潮市
子どもの生活に関する調査
報告書**

令和3年 11月

八潮市

目 次

第1章 調査実施の概要	1
1 調査実施の概要	3
第2章 児童・生徒本人調査	5
1 回答者について	7
2 学校・勉強のことについて	8
3 普段の生活について	14
4 自分のことについて	16
5 家庭のことについて	21
6 制度利用意向について	23
7 ヤング・ケアラーについて	25
第3章 保護者調査	27
1 回答者について	29
2 世帯の状況について	30
3 保護者自身のことについて	34
4 子どもとの関わりについて	37
5 生活・暮らし向きについて	41
6 制度利用について	48
第4章 分析・課題	51
1 生活困難層について	53
2 調査結果からみえる本市の貧困等の実態	55
3 国や他自治体等の貧困対策	66
4 本市で行うべき貧困対策	73
5 ヤングケアラーについて	76

第 1 章
調査実施の概要

1 調査実施の概要

(1) 調査の目的

市内の子どもの貧困の状況を把握し、計画策定等の必要な施策の検討を行う際の基礎資料とすることを目的として、子どもの貧困対策の推進に関する法律第14条の規定に基づき、子どもの生活に関する実態調査を実施しました。

(2) 調査の設計

ア. 調査票の種類と調査対象者

調査対象者別の調査内容は、以下のとおりです。

図表 1.1 調査の実施方法

調査種別	項目	内容
①小学4・5年生児童	対象者数	市内の小学4・5年生各500人
	抽出方法	無作為抽出
②小学4・5年生保護者	対象者数	市内の小学4・5年生の保護者1,000人
	抽出方法	無作為抽出
③中学1・2年生生徒	対象者数	市内の中学1・2年生各500人
	抽出方法	無作為抽出
④中学1・2年生保護者	対象者数	市内の中学1・2年生の保護者1,000人
	抽出方法	無作為抽出

イ. 調査時期

令和3年8月5日～8月27日

ウ. 調査方法

本調査では、対象児童・生徒の世帯に保護者票及び本人調査票を郵送で配付しました。その上で、保護者調査票と本人調査票それぞれ別々に記入したのちに本人票のみ小さい封筒に封緘し、保護者が本人票入り封筒と保護者票を回収用封筒に同封して回収することによるマッチングを行っています。

エ. 調査の配付・回収状況

図表 1.2 調査票の配付・回収状況

調査種別	配付数	回収数	有効回収数	有効回収率
①小学4・5年生児童	1,000件	474件	462件	46.4%
②小学4・5年生保護者	1,000件	490件		
③中学1・2年生生徒	1,000件	478件	456件	45.6%
④中学1・2年生保護者	1,000件	485件		

※有効回収数：回収数から全問無回答等の無効回答を除き、児童・生徒票と保護者票のマッチングができた数。

オ. 報告書の見方について

- 結果は、それぞれの設問に該当する回答者を基数とした回答率（％）で表しています。
- 回答率は小数点第2位を四捨五入して掲載しているため、合計が100%にならないことがあります。
- 回答者が2つ以上回答することができる設問（複数回答）の場合、その回答率の合計は100%を超えることがあります。
- クロス集計結果の図表については、それぞれに「無回答」があるため、全体の示す数値とは一致していない場合があります。
- 選択肢の一部を省略・編集している場合があります。

第 2 章

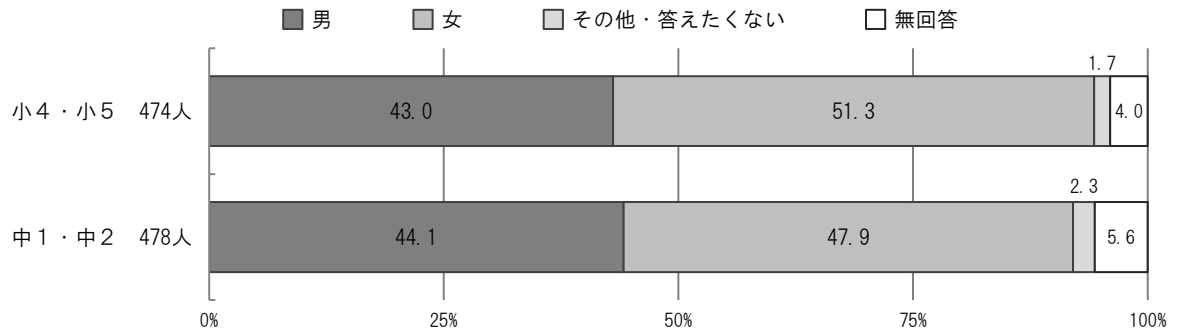
児童・生徒本人調査

1 回答者について

(1) あなたの性別を教えてください。〈共通 問1〉

性別については、小4・小5では「男」が43.0%、「女」が51.3%となっており、中1・中2では「男」が44.1%、「女」が47.9%となっています。

図1 性別



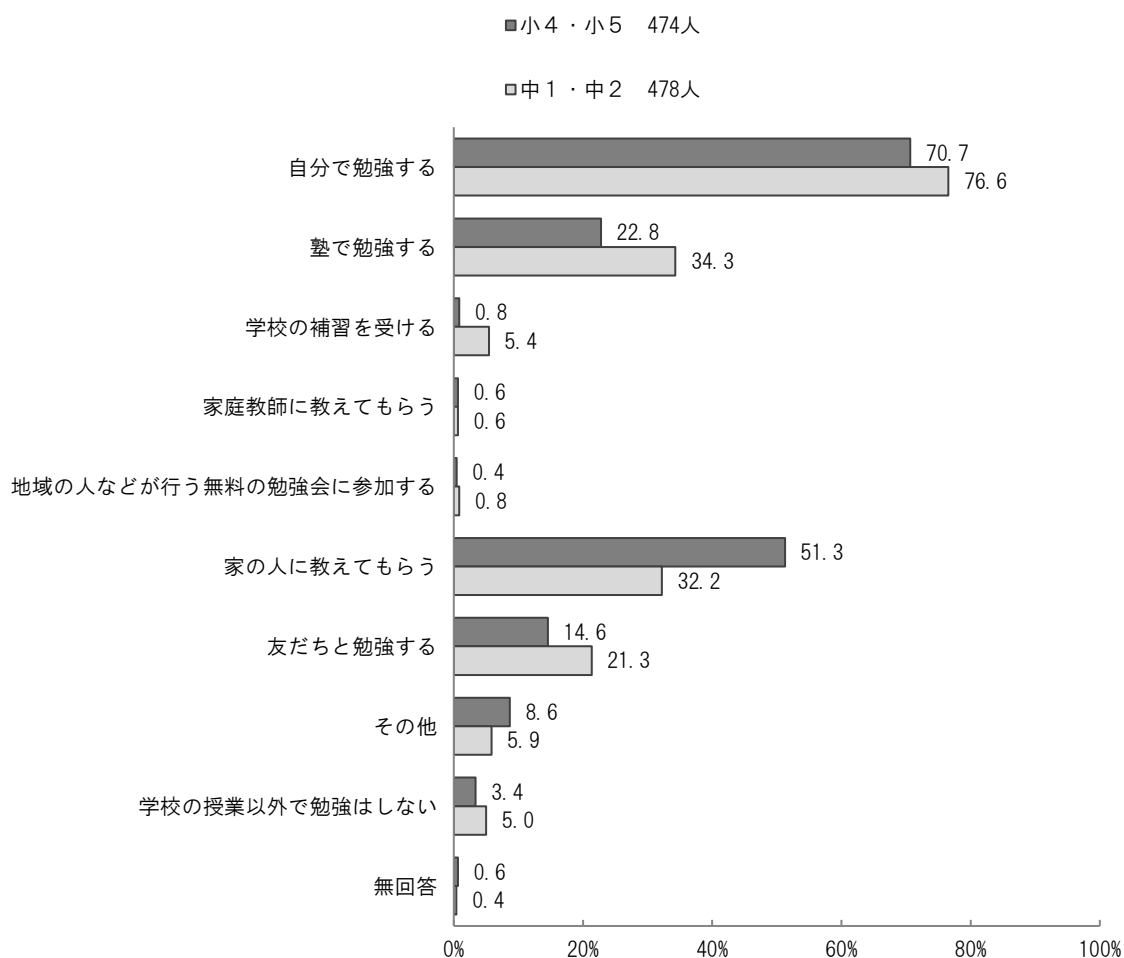
2 学校・勉強のことについて

(1) あなたは、ふだん学校の授業以外で、どのように勉強をしていますか。※勉強には学校の宿題もふくみます。(1～8については、あてはまるものすべてに○)

<共通 問2>

授業以外で、どのように勉強をしているかについて、小4・小5では「自分で勉強する」が70.7%と最も高く、次いで「家の人に教えてもらう」が51.3%となっています。中1・中2では「自分で勉強する」が76.6%と最も高く、次いで「塾で勉強する」が34.3%となっています。

図2 授業以外で、どのように勉強をしているか

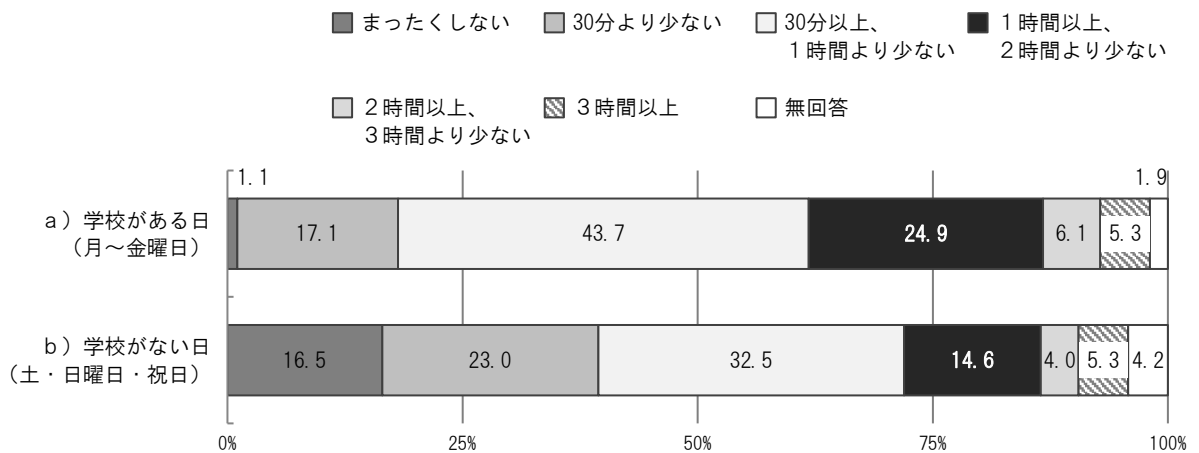


(2) あなたは、ふだん学校の授業以外に、1日あたりどれくらいの時間勉強をしますか。※ 学校の宿題をする時間や、塾などでの勉強時間もふくみます。(a、bそれぞれについて、あてはまるもの1つに○) <共通 問3>

学校の授業以外の勉強時間について、小4・小5の学校がある日では「30分以上1時間より少ない」が43.7%と最も高く、次いで「1時間以上2時間より少ない」が24.9%となっています。学校がない日では「30分以上1時間より少ない」が32.5%と最も高く、次いで「30分より少ない」が23.0%となっています。

図 3-1 授業以外の勉強時間 (小4・小5)

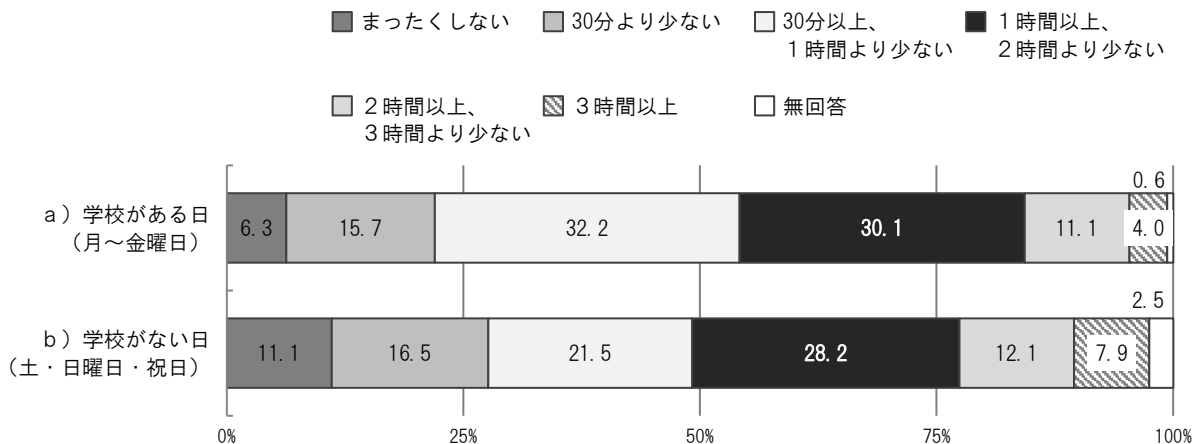
n=474



学校の授業以外の勉強時間について、中1・中2の学校がある日では「30分以上1時間より少ない」が32.2%と最も高く、次いで「1時間以上2時間より少ない」が30.1%となっています。学校がない日では「1時間以上2時間より少ない」が28.2%と最も高く、次いで「30分以上1時間より少ない」が21.5%となっています。

図 3-2 授業以外の勉強時間 (中1・中2)

n=478

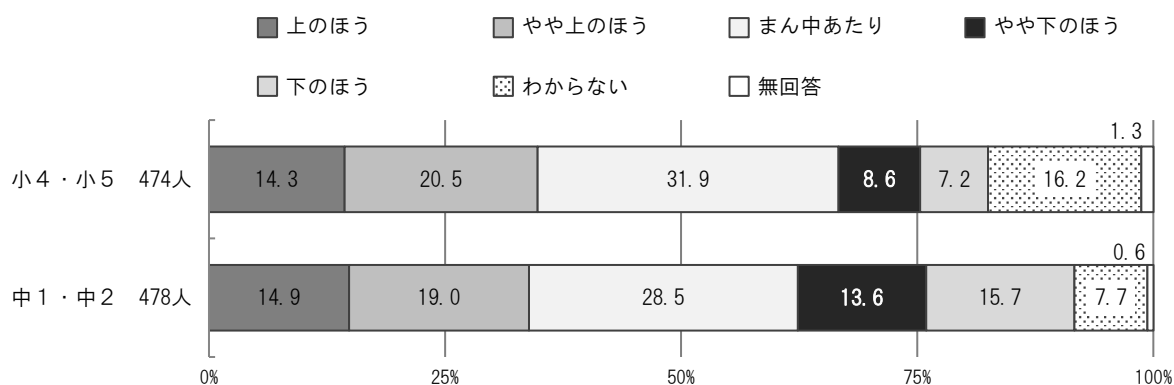


(3) あなたの成績は、クラスの中でどのくらいだと思いますか。

(あてはまるもの1つに○) <共通 問4>

成績について、小4・小5では「まん中あたり」が31.9%と最も高く、次いで「やや上のほう」が20.5%となっています。中1・中2では「まん中あたり」が28.5%と最も高く、次いで「やや上のほう」が19.0%となっています。

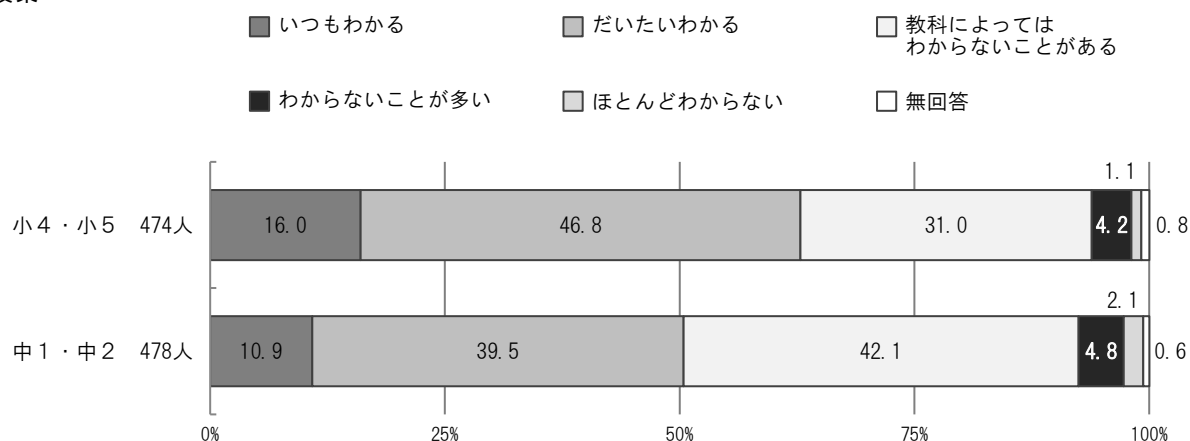
図4 成績



(4) あなたは、学校の授業がわからないことがありますか。(あてはまるもの1つに○) <共通 問5>

授業について、小4・小5では「だいたいわかる」が46.8%と最も高く、次いで「教科によってはわからないことがある」が31.0%となっています。中1・中2では「教科によってはわからないことがある」が42.1%と最も高く、次いで「だいたいわかる」が39.5%となっています。

図5 授業



(5) 前の質問で「3 教科によってはわからないことがある」「4 わからないことが多い」「5 ほとんどわからない」と答えた人にお聞きします。いつごろから、授業がわからないことがあるようになりましたか。

(あてはまるもの1つに○) <共通 問6>

授業について、小4・小5では「4年生のころ」が36.6%と最も高く、次いで「3年生のころ」が30.8%となっています。中1・中2では「中学1年生のころ」が47.4%と最も高く、次いで「小学5・6年生のころ」が27.8%となっています。

図 6-1 授業がわからなくなった時期 (小4・小5)

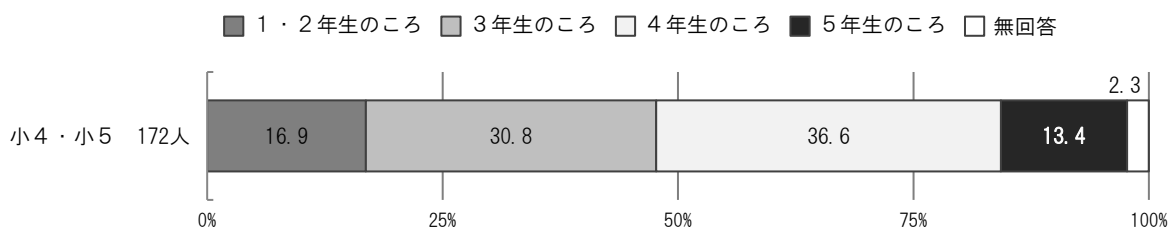
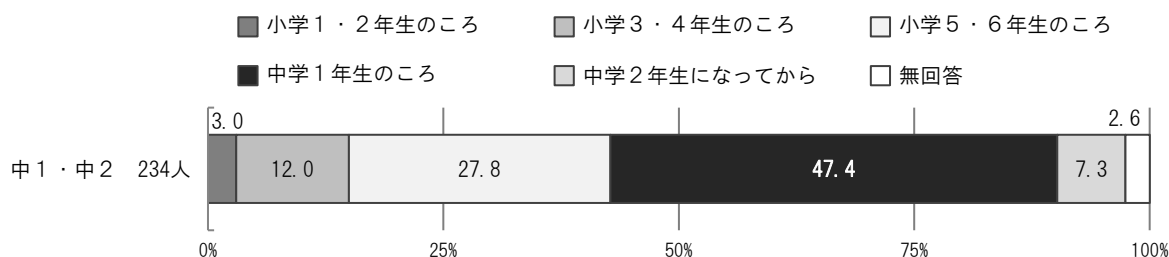


図 6-2 授業がわからなくなった時期 (中1・中2)

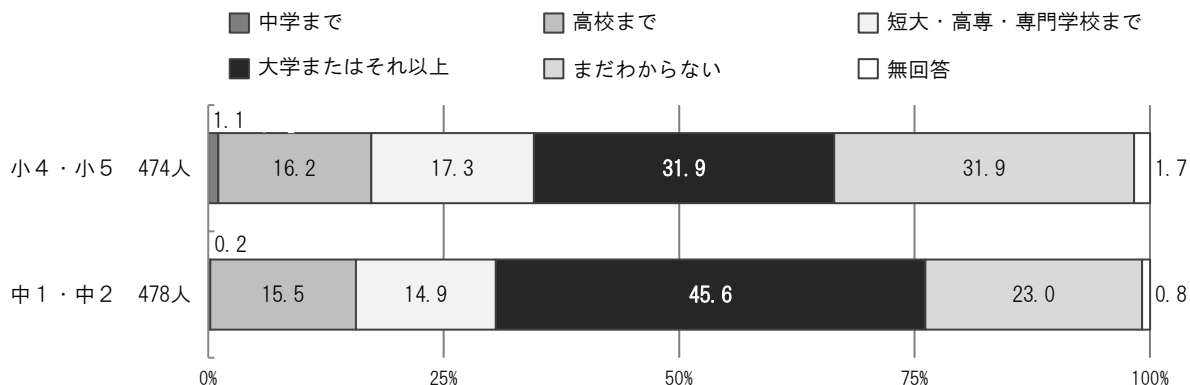


(6) あなたは、将来、どの段階まで進学したいですか。(あてはまるもの1つに○)

<共通 問7>

将来の進学希望について、小4・小5では「大学またはそれ以上」と「まだわからない」が31.9%と最も高く、次いで「短大・高専・専門学校まで」が17.3%となっています。中1・中2では「大学またはそれ以上」が45.6%と最も高く、次いで「まだわからない」が23.0%となっています。

図 7 将来の進学希望

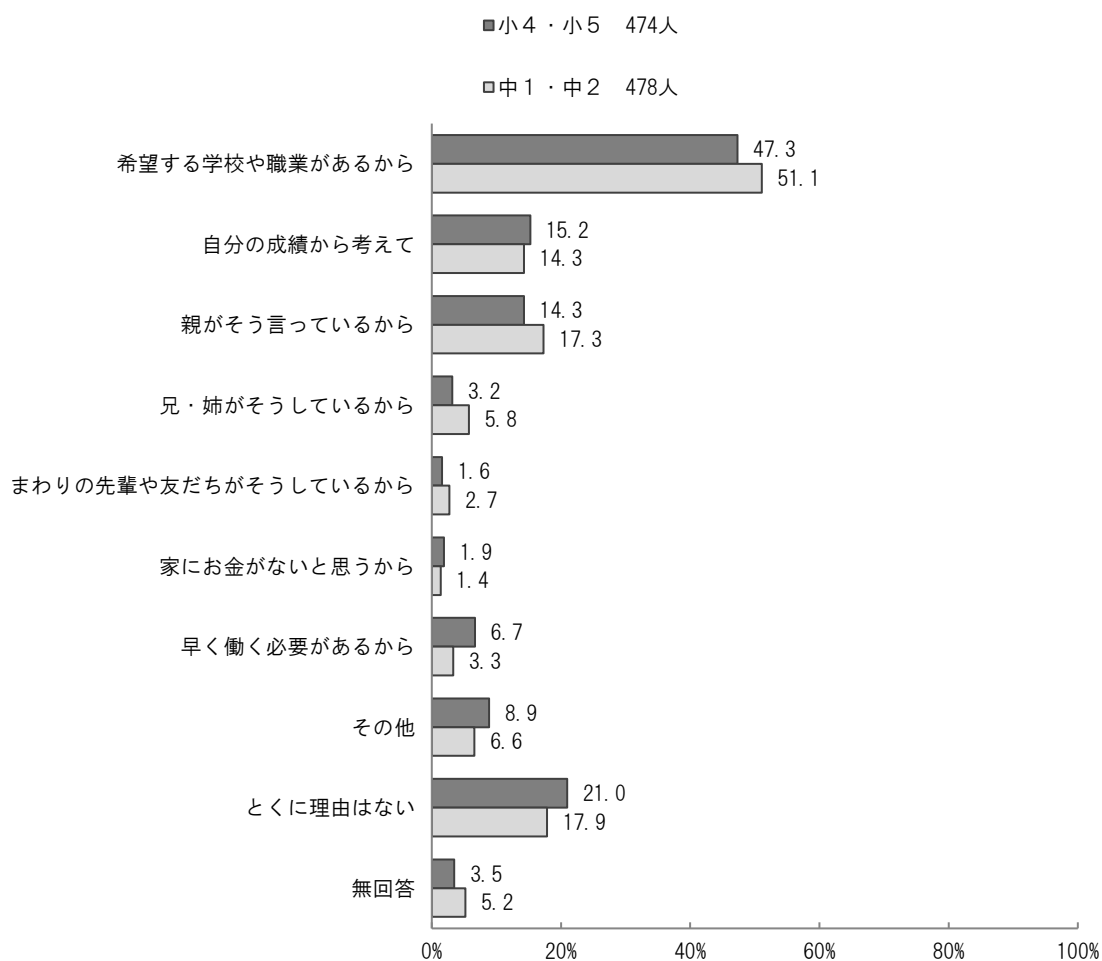


(7) 前の質問で1～4と答えた人にお聞きします。その理由を教えてください。

(1～8については、あてはまるものすべてに○) <共通 問8>

進学理由について、小4・小5では「希望する学校や職業があるから」が47.3%と最も高く、次いで「とくに理由はない」が21.0%となっています。中1・中2では「希望する学校や職業があるから」が51.1%と最も高く、次いで「とくに理由はない」が17.9%となっています。

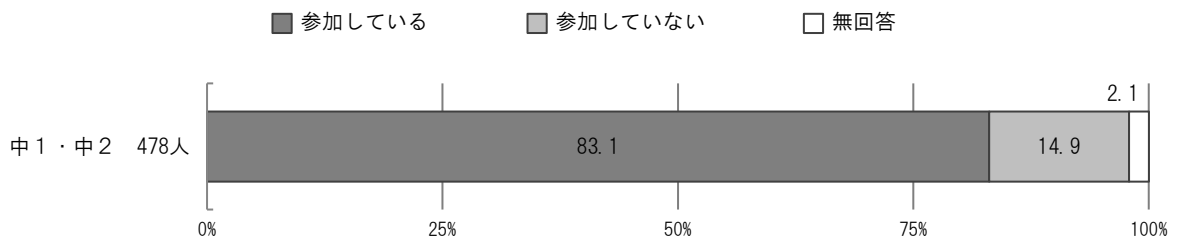
図8 進学理由



(8) あなたは、地域のスポーツクラブや文化クラブ、学校の部活動に参加していますか。(あてはまるもの1つに○) <中1・中2 問9>

部活動等の参加状況について、「参加している」が83.1%、「参加していない」が14.9%となっています。

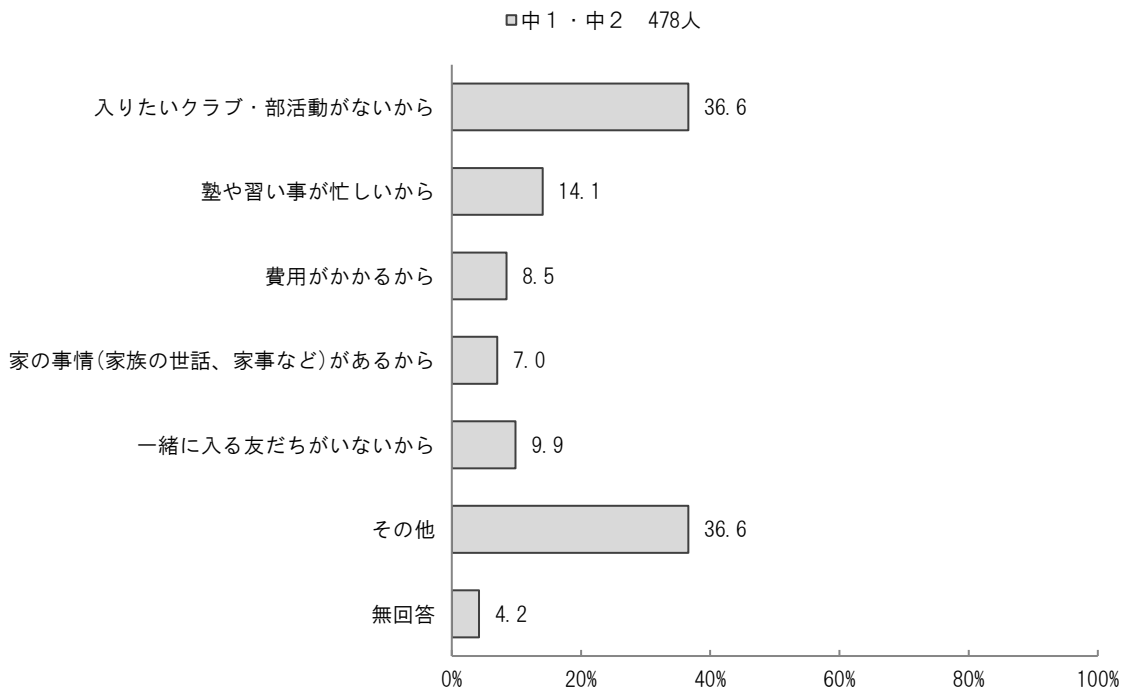
図9 部活動等の参加状況 (中1・中2)



(9) 前の質問で「2 参加していない」と答えた人にお聞きします。参加していない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○) <中1・中2 問10>

参加していない理由について、「入りたいクラブ・部活動がないから」が36.6%と最も高く、次いで「塾や習い事が忙しいから」が14.1%となっています。

図10 参加していない理由



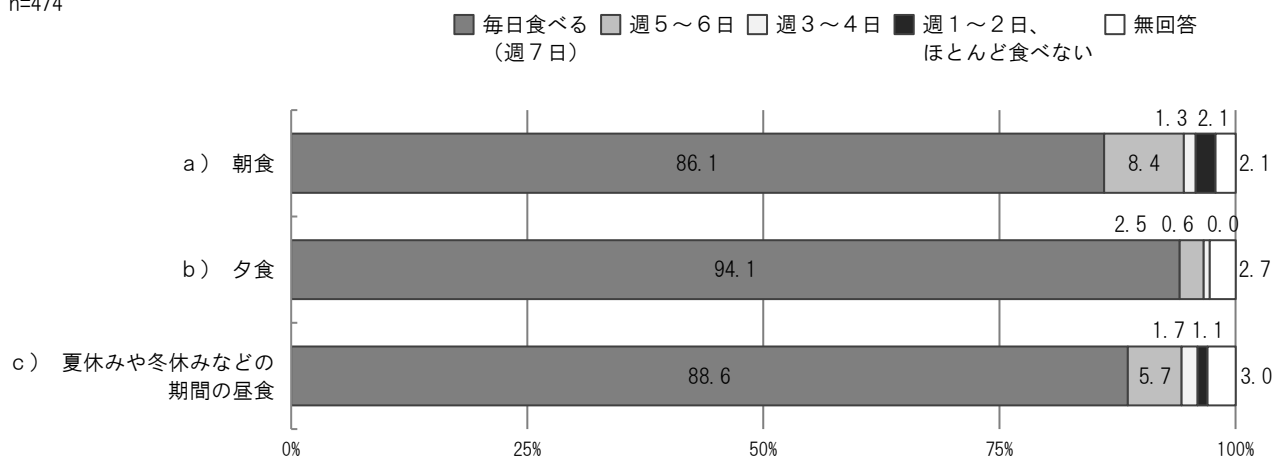
3 普段の生活について

(1) あなたは週にどのくらい、食事をしていますか。(a～cそれぞれについて、あてはまるもの1つに○) <小4・小5 問9 / 中1・中2 問11>

食事の状況について、小4・小5の朝食では「毎日食べる」が86.1%と最も高く、次いで「週5～6日」が8.4%となっています。夕食では「毎日食べる」が94.1%と最も高く、次いで「週5～6日」が2.5%となっています。夏休みや冬休みなどの期間の昼食では「毎日食べる」が88.6%と最も高く、次いで「週5～6日」が5.7%となっています。

図 11-1 食事の状況 (小4・小5)

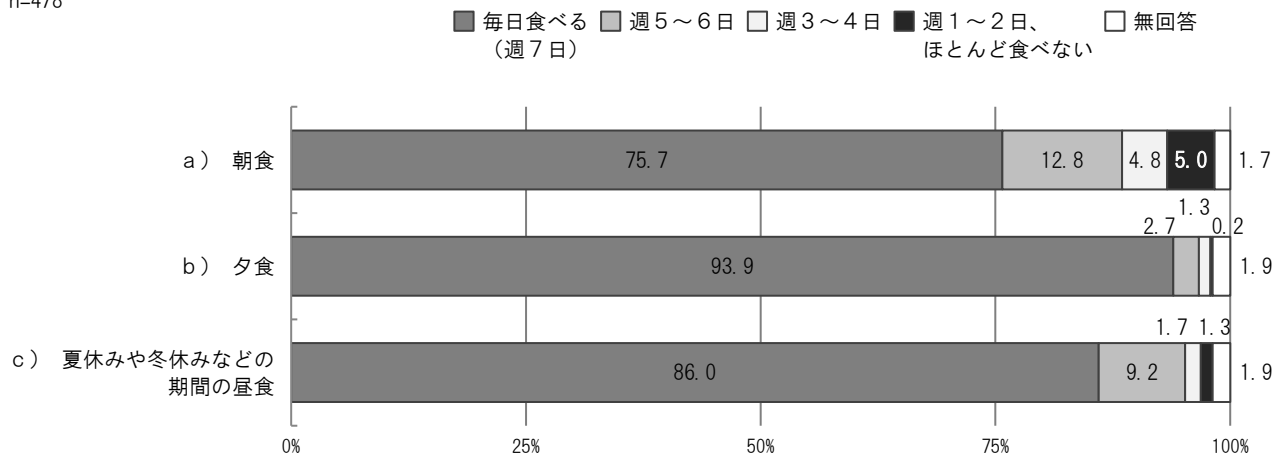
n=474



食事の状況について、中1・中2の朝食では「毎日食べる」が75.7%と最も高く、次いで「週5～6日」が12.8%となっています。夕食では「毎日食べる」が93.9%と最も高く、次いで「週5～6日」が2.7%となっています。夏休みや冬休みなどの期間の昼食では「毎日食べる」が86.0%と最も高く、次いで「週5～6日」が9.2%となっています。

図 11-2 食事の状況 (中1・中2)

n=478

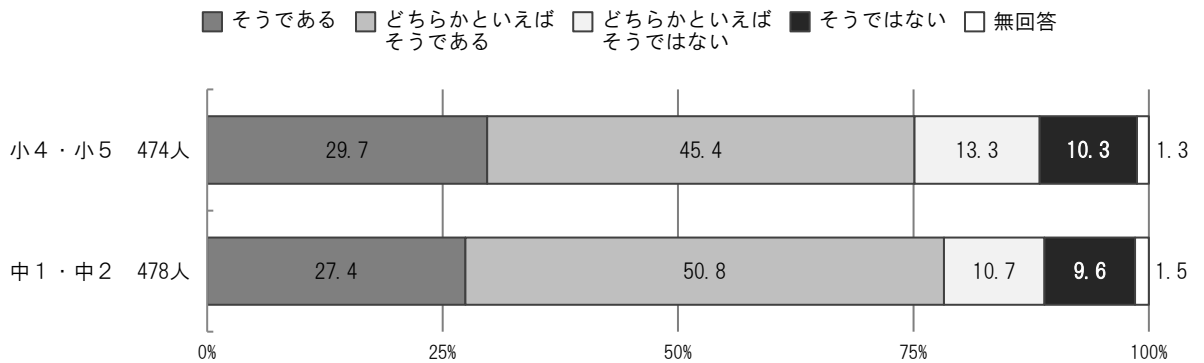


(2) あなたは、ふだん(月曜日～金曜日)、ほぼ同じ時間に寝ていますか。

(あてはまるもの1つに○) <小4・小5 問10/中1・中2 問12>

就寝時間について、小4・小5では「どちらかといえばそうである」が45.4%と最も高く、次いで「そうである」が29.7%となっています。中1・中2では「どちらかといえばそうである」が50.8%と最も高く、次いで「そうである」が27.4%となっています。

図12 就寝時間



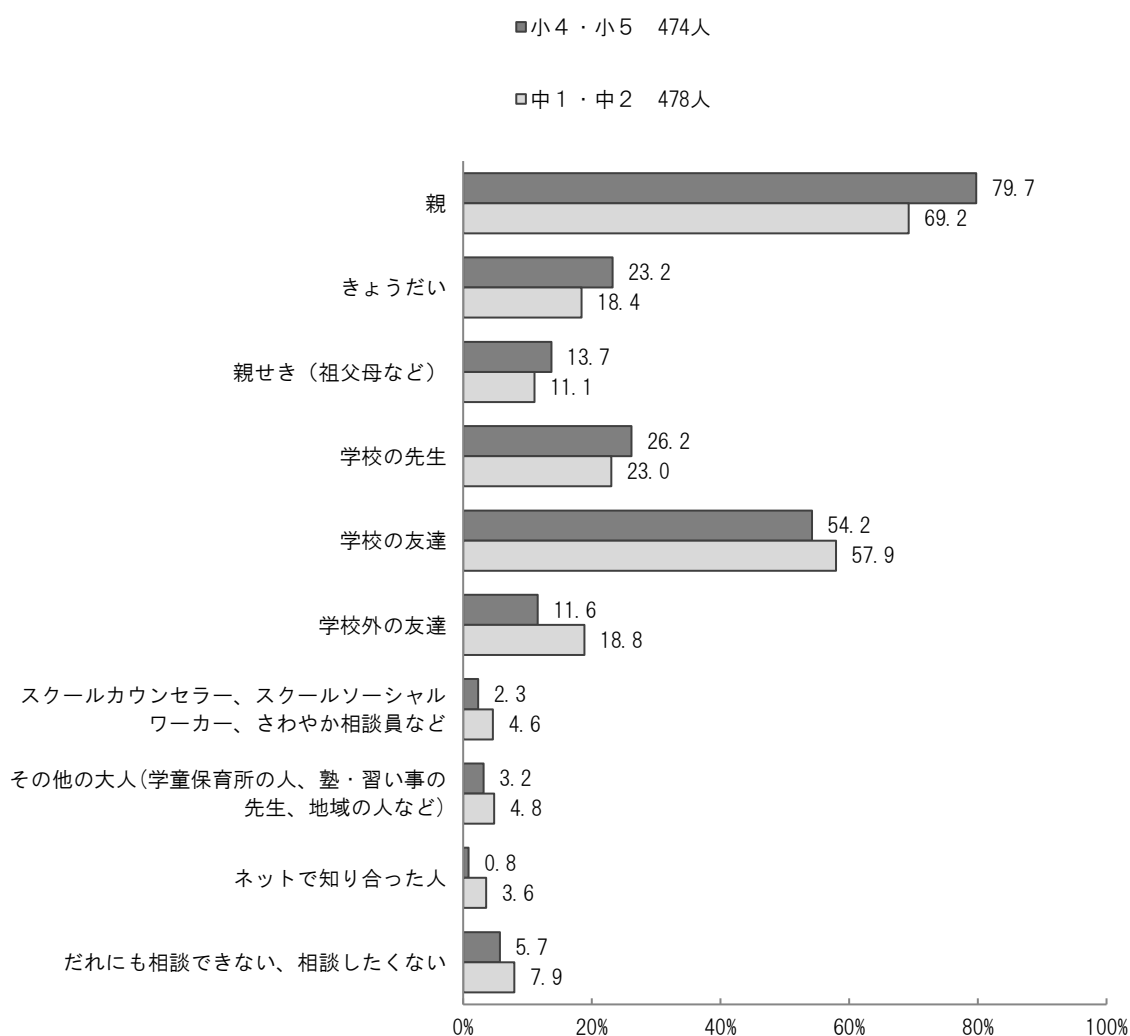
4 自分のことについて

(1) あなたに困っていることや悩みごとがあるとき、あなたが相談できると思う人はだれですか。(1～9については、あてはまるものすべてに○)

<小4・小5 問11/中1・中2 問13>

相談相手について、小4・小5では「親」が79.7%と最も高く、次いで「学校の友達」が54.2%となっています。中1・中2では「親」が69.2%と最も高く、次いで「学校の友達」が57.9%となっています。

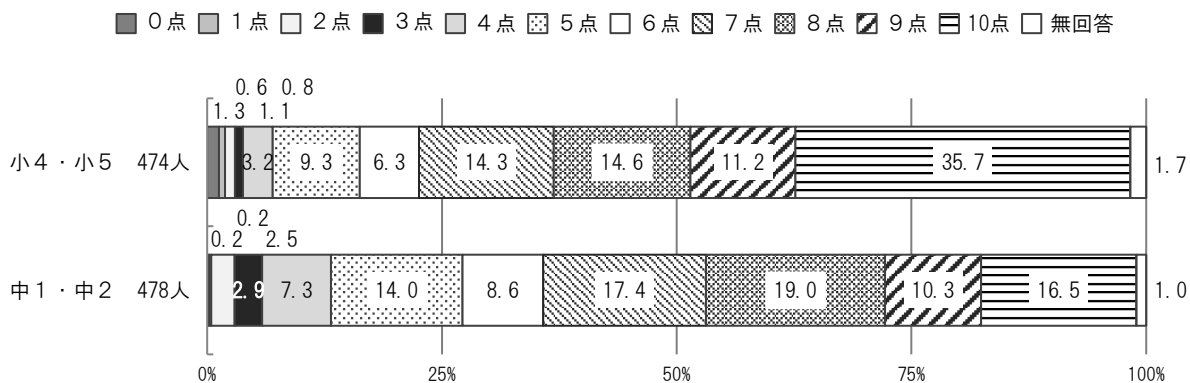
図13 相談相手



(2) 全体として、あなたは最近の生活に、どのくらい満足していますか。「0」(まったく満足していない)から「10」(十分に満足している)の数字で教えてください。(あてはまるもの1つに○) <小4・小5 問12/中1・中2 問14>

生活の満足度について、小4・小5では「10点」が35.7%と最も高く、次いで「8点」が14.6%となっています。中1・中2では「8点」が19.0%と最も高く、次いで「7点」が17.4%となっています。

図14 生活の満足度

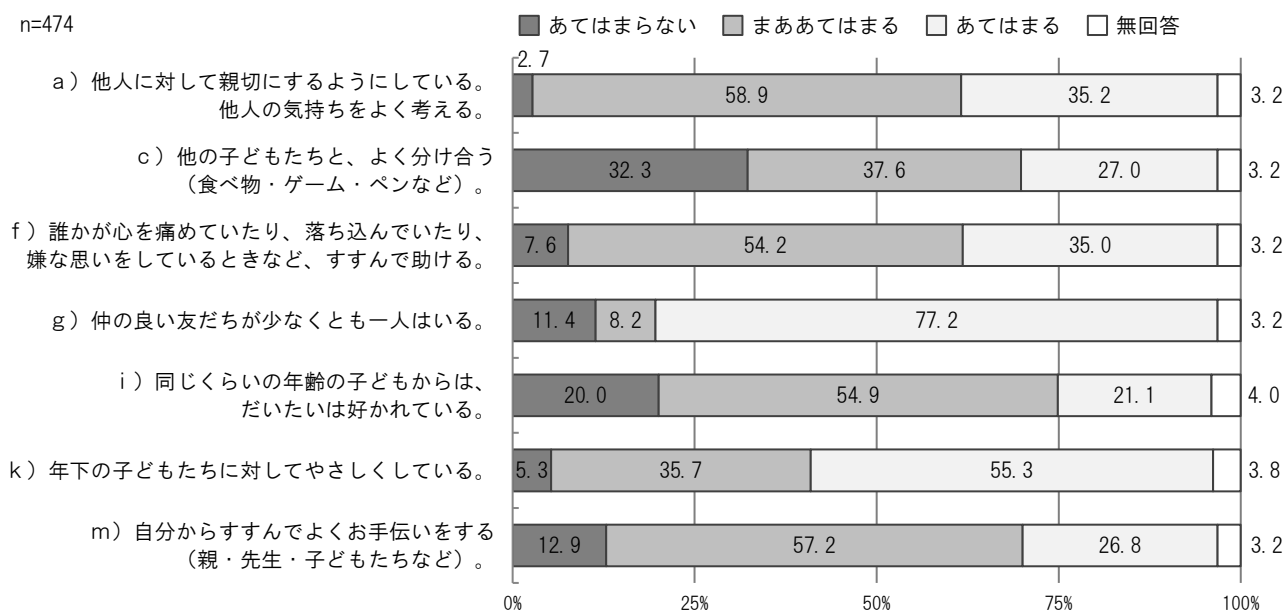


(3) 以下のそれぞれの質問について、「1 あてはまらない」「2 まああてはまる」「3 あてはまる」のどれかから回答してください。(a～oそれぞれについて、あてはまるもの1つに○) <小4・小5 問13/中1・中2 問15>

※本問ではa～oのうち、「あてはまらない」場合に高リスクとなる設問を<グループA>、「あてはまる」場合に高リスクとなる設問を<グループB>として分類しています。

小4・小5で、グループAで自分に「あてはまらない」ものについては、「他の子どもたちと、よく分け合う」が32.3%と最も高く、次いで「同じくらいの年齢の子どもからは、だいたいは好かれている」が20.0%となっています。

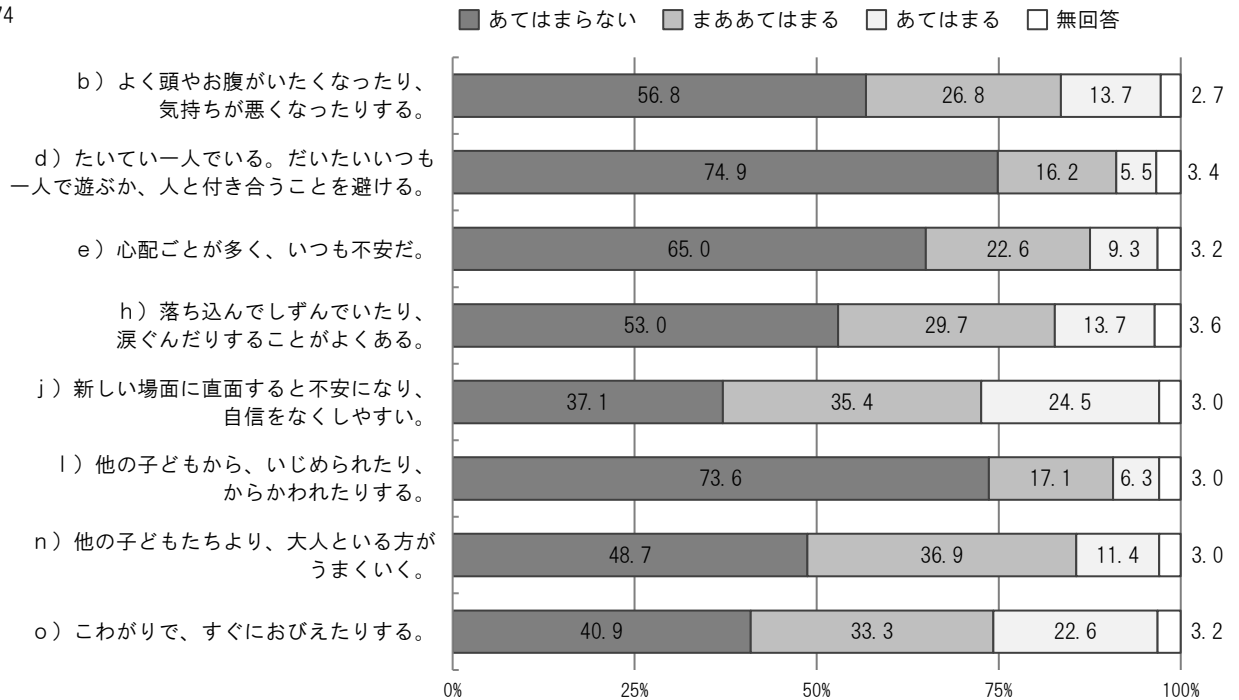
図 15-1 自己分析_グループA (小4・小5)



小4・小5で、グループBで自分に「あてはまる」ものについては、「新しい場面に直面すると不安になり、自信をなくしやすい」が24.5%と最も高く、次いで「こわがりで、すぐにおびえたりする」が22.6%となっています。

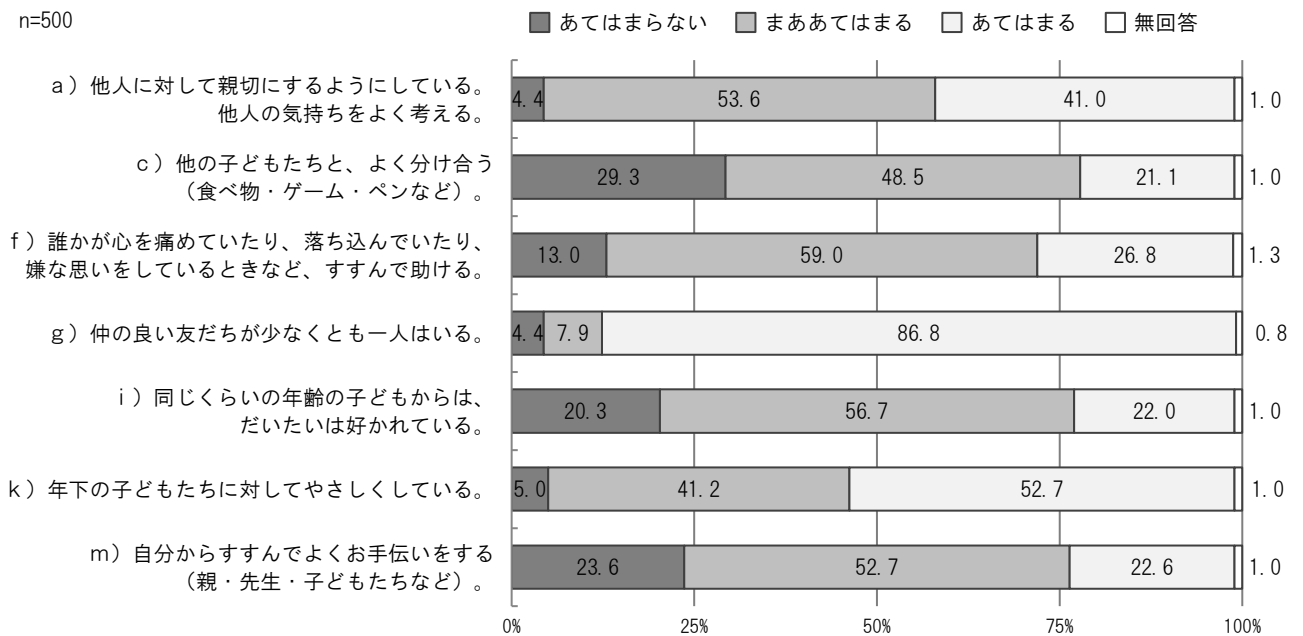
図 15-2 自己分析_グループB (小4・小5)

n=474



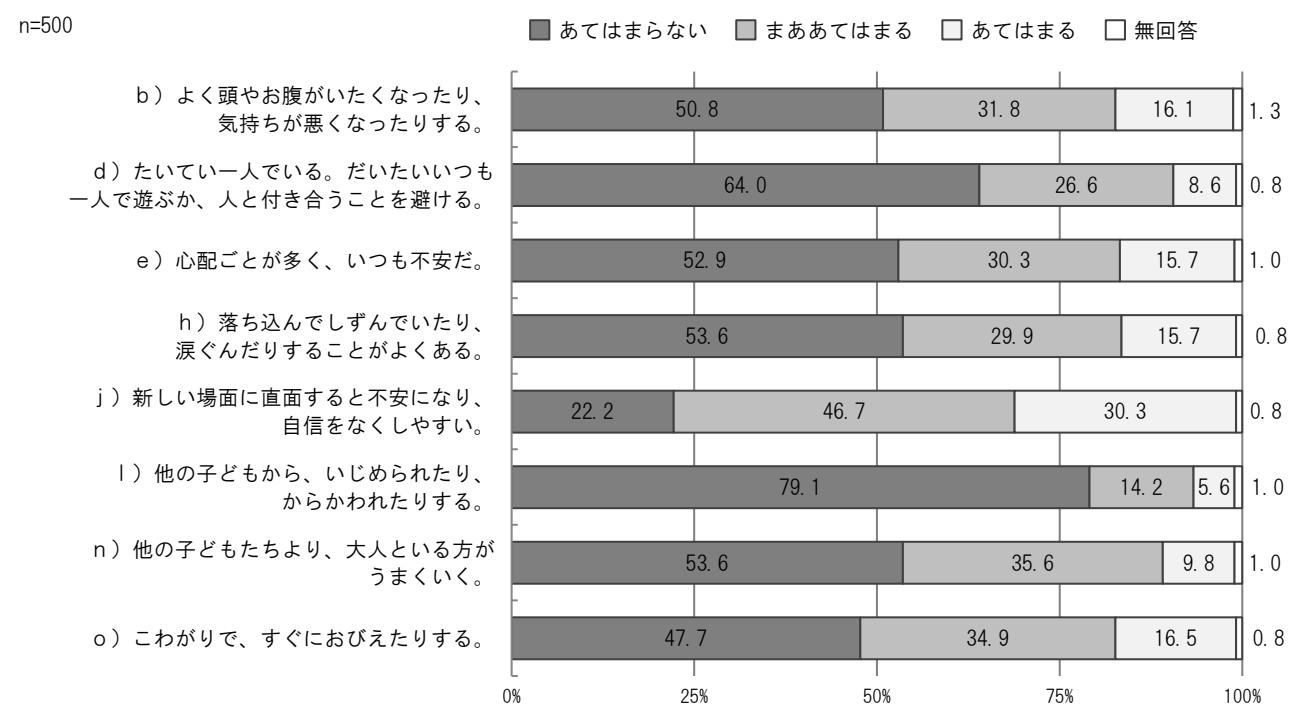
中1・中2で、グループAで自分に「あてはまらない」ものについては、「他の子どもたちと、よく分け合う」が29.3%と最も高く、次いで「自分からすすんでよくお手伝いをする」が23.6%となっています。

図 15-3 自己分析_グループA (中1・中2)



中1・中2で、グループBで自分に「あてはまる」ものについては、「新しい場面に直面すると不安になり、自信をなくしやすい」が30.3%と最も高く、次いで「こわがりで、すぐにおびえたりする」が16.5%となっています。

図 15-4 自己分析_グループB (中1・中2)



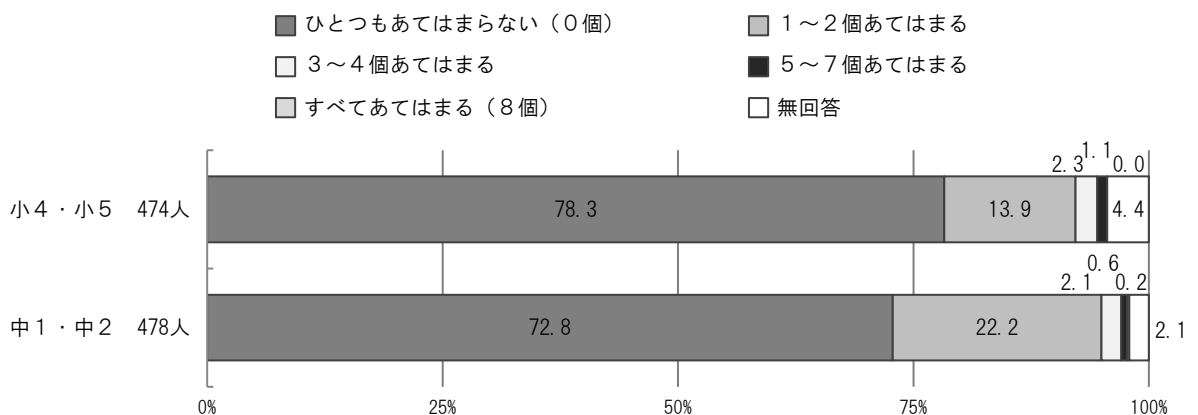
5 家庭のことについて

(1) あなたは今までに、以下の a～h のようなことがありましたか。あてはまる個数を教えてください。(あてはまるもの1つに○) <小4・小5 問14/中1・中2 問16>

a	一緒に住んでいる大人から、あなたの悪口を言い立てられる、けなされる、恥をかかされる、または、身体を傷つけられる危険を感じるようなふるまいをされることがよくある
b	一緒に住んでいる大人から、押される、つかまれる、たたかれる、物を投げつけられるといったことがよくある。または、けがをするほど強くなぐられたことが一度でもある
c	家族のだれからも愛されていない、大切にされていない、支えてもらえていないと感じることがある
d	必要な食事や衣服を与えられなかったり、自分を守ってくれる人はだれもいないと感じることがある
e	両親が、別居または離婚をしたことが一度でもある
f	一緒に住んでいる家族が、だれかに押されたり、つかまれたり、けられたりしたことがよくある、または、くり返しなぐられたり、刃物などでおどされたことが一度でもある
g	一緒に住んでいる人に、お酒を飲んだり麻薬などで自身の生活や人間関係を損なうようなふるまいをした人がいる
h	一緒に住んでいる人に、うつ病やその他の心の病気の人、または自殺しようとした人がいる

家庭環境について、小4・小5では「ひとつもあてはまらない」が78.3%と最も高く、次いで「1～2個あてはまる」が13.9%となっています。中1・中2では「ひとつもあてはまらない」が72.8%と最も高く、次いで「1～2個あてはまる」が22.2%となっています。

図 16 家庭環境

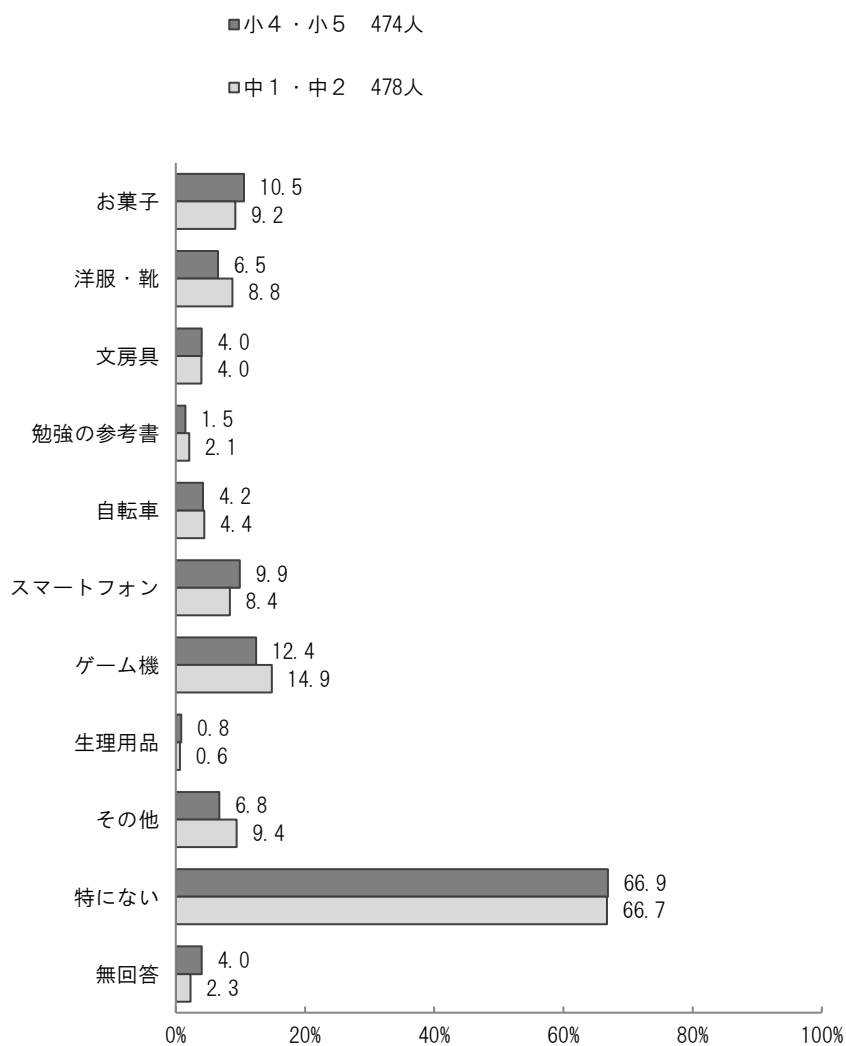


(2) あなたは、家のお金のことが心配で、次のものを買ってもらうことを我慢したことがありますか。(1～8については、あてはまるものすべてに○)

<小4・小5 問15/中1・中2 問17>

買ってもらうことを我慢したものについて、小4・小5では「特にない」が66.9%と最も高く、次いで「ゲーム機」が12.4%となっています。中1・中2では「特にない」が66.7%と最も高く、次いで「ゲーム機」が14.9%となっています。

図17 物質的欠乏



6 制度利用意向について

(1) あなたは、次の a～d のような場所を利用したことがありますか。また、利用したことはない場合、今後利用したいと思いますか。(a～dそれぞれについて、あてはまるもの1つに○) <小4・小5 問16/中1・中2 問18>

居場所や相談場所について、小4・小5が「利用したことがある」場所は「(自分や友人の家以外で)平日の夜や休日を過ごすことができる場所(学童保育所など)」が22.2%と最も高くなっています。中1・中2が「利用したことがある」場所は「(自分や友人の家以外で)平日の夜や休日を過ごすことができる場所」が22.2%と最も高くなっています。

図 18-1 居場所や相談場所 (小4・小5)

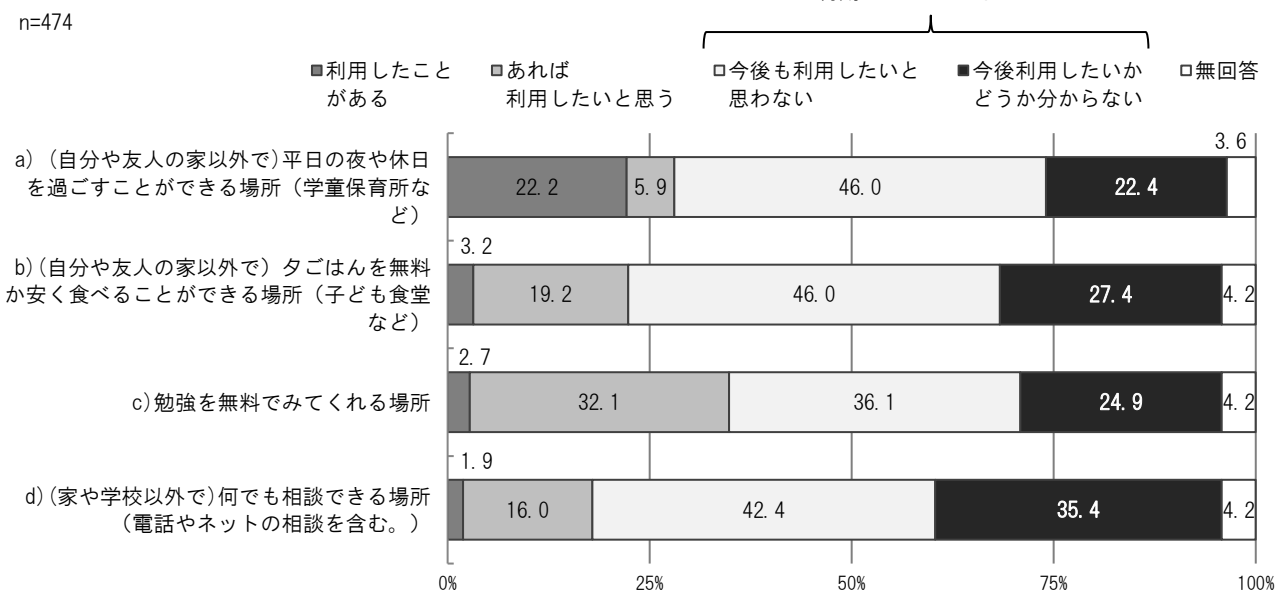
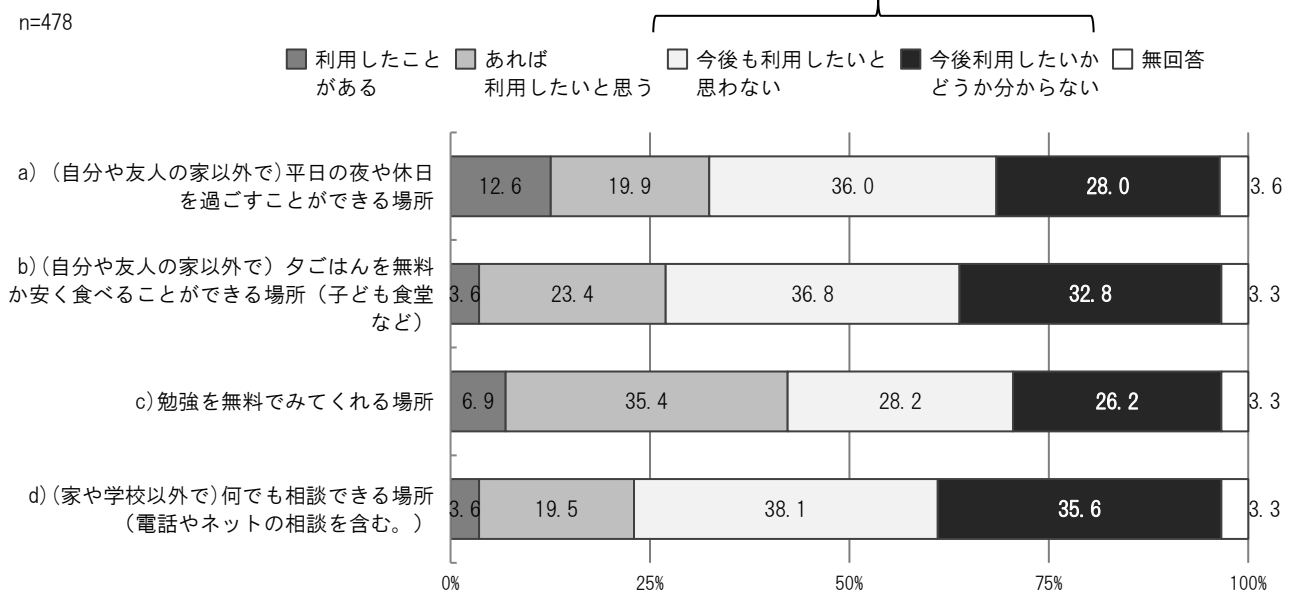


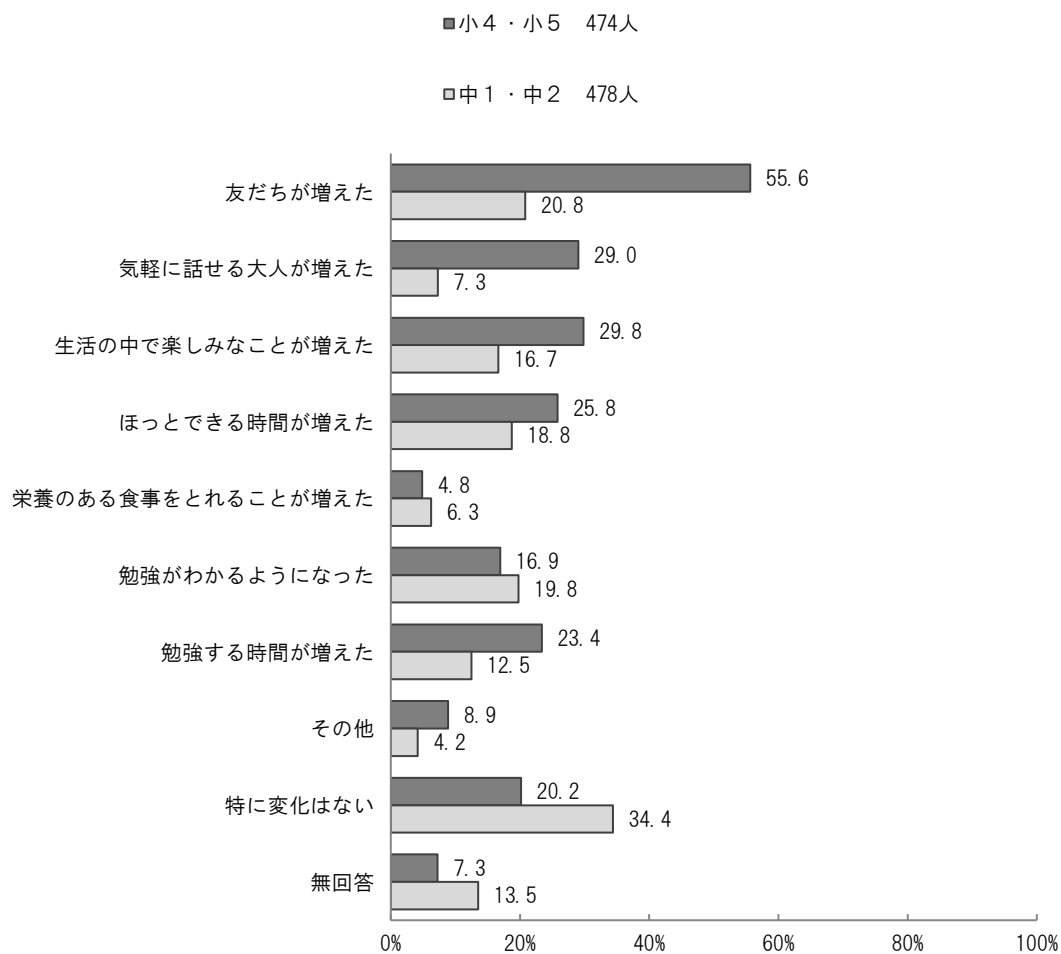
図 18-2 居場所や相談場所 (中1・中2)



(2) 前の質問で、1つでも「1 利用したことがある」と答えた方にお聞きします。
 そこを利用したことで、以下のような変化がありましたか。
 (1～8については、あてはまるものすべてに○) <小4・小5 問17/中1・中2 問19>

利用による変化について、小4・小5では「友だちが増えた」が55.6%と最も高く、次いで「生活の中で楽しみなことが増えた」が29.8%となっています。中1・中2では「特に変化はない」が34.4%と最も高く、次いで「友だちが増えた」が20.8%となっています。

図19 利用による変化

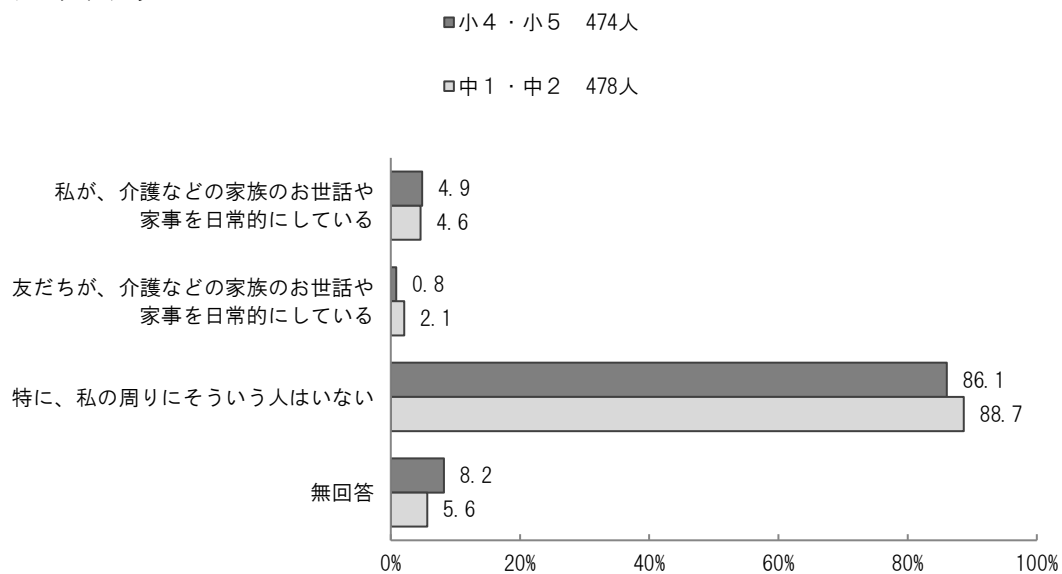


7 ヤング・ケアラーについて

(1) あなたは、介護などの家族のお世話や家事を日常的にしていますか。または、あなたの友だちで介護などの家族のお世話や家事を日常的にしている人はいますか。
(1～2については、あてはまるものすべてに○) <小4・小5 問18/中1・中2 問20>

自分や友達が介護や家事をしているかについて、小4・小5では本人が4.9%、友だちが0.8%となっています。中1・中2では本人が4.6%、友だちが2.1%となっています。

図20 ヤングケアラー



(2) 前の質問で、1か2と答えた人にお聞きします。具体的に、あなたまたは友だちは、どのような家族のお世話や家事をしていますか。(枠の中に、内容を書いてください。また、思ったことや、感じたことを自由に書いてください。)

<小4・小5 問19/中1・中2 問21>

【自由記述】

<世話や家事の内容について>

【洗い物】

- お風呂洗い。お皿洗い。ごはんの準備。
- 食器の洗い物。
- 食事の準備や皿あらい。
- 洗い物、洗濯物。
- 料理。食器洗い。

【片づけ】

- 掃除機をかけたりする、洗濯物を取り込んだりする。
- 風呂洗い、そうじ、食器のかたづけ、料理、洗濯。
- 食事の準備や片づけなど、日常の中のお手伝いをします。
- ご飯の手伝いと片づけ
- 風呂そうじ、洗濯物をたたむ。

【兄弟の世話等】

- 家事全般、兄弟の世話、犬の世話。
- 困ったときだけ手をかしてあげる。
- 弟の面倒。
- おじいちゃんがもう高齢でお風呂に入れたり、おばあちゃんの手伝いをしたりしています。少し離れているので1週間のうち土・日に行っています。
- 妹が自閉症ですが、ママにお願いされたことは手伝います。
- たまにお手伝いをしている。おじいちゃんなどのお世話、お買物、介護などをしていた。
- 弟の面倒を見たりすることと母親に家のことをお願いされたらやる。赤ちゃんのお風呂のお手伝い、赤ちゃんの寝かしつけ、赤ちゃんのお世話、弟の宿題を見る、ごはんを作る、風呂掃除、食卓の準備、買い出し。

<世話や家事をしていて思ったことや、感じたことについて>

- どれもたいへんだと思う。
- 弟の機嫌がよくないとき、親がピリピリしてるから気使うのが大変。

第 3 章

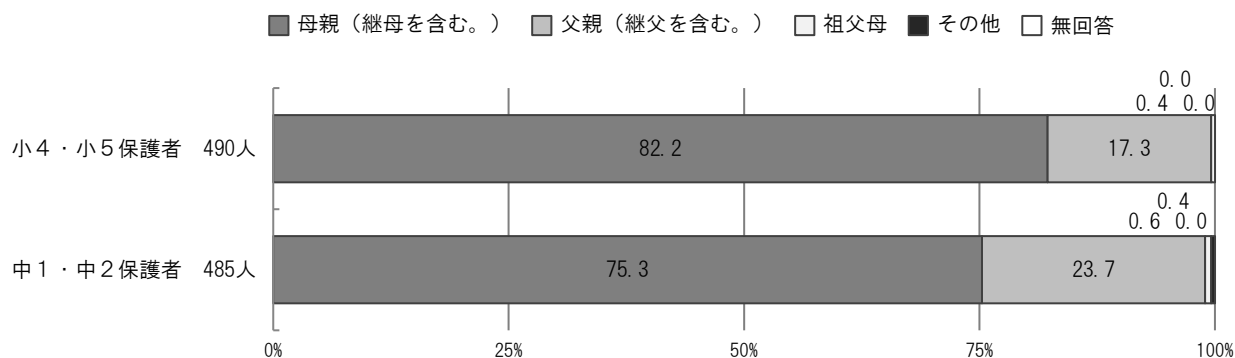
保護者調査

1 回答者について

問1 お子さんとあなたとの関係は、次のどれにあたりますか。お子さんからみた続柄でお答えください。（あてはまるもの1つに○）

子どもとの続柄については、小4・小5保護者では「母親（継母を含む）」が82.2%と最も高く、次いで「父親（継父を含む）」が17.3%、中1・中2保護者では「母親（継母を含む）」が75.3%と最も高く、次いで「父親（継父を含む）」が23.7%となっています。

図1 子どもとの続柄



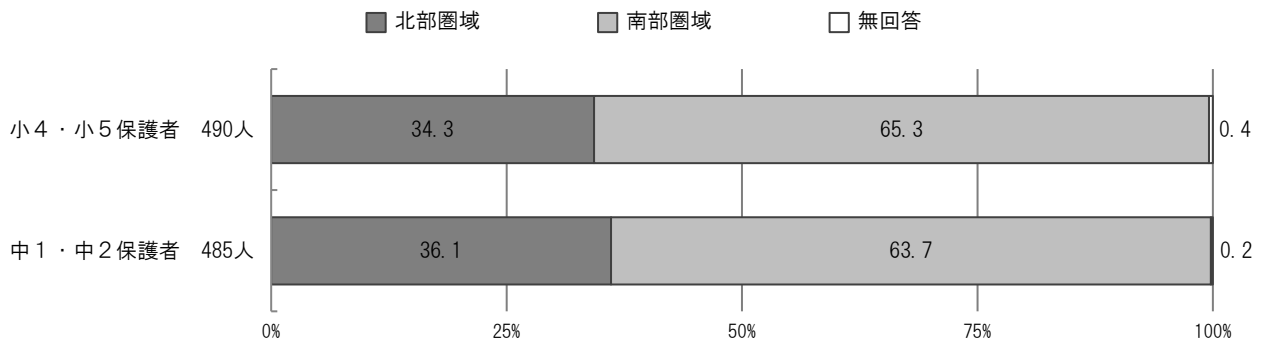
2 世帯の状況について

問2 あなたがお住まいの地区を教えてください。（あてはまるもの1つに○）

居住地区については、小4・小5保護者では「北部圏域」が34.3%、「南部圏域」が65.3%となっています。中1・中2保護者では「北部圏域」が36.1%、「南部圏域」が63.7%となっています。

※「北部圏域」、「南部圏域」の分類は、「第2期八潮市子ども・子育て支援事業計画」によるものです。

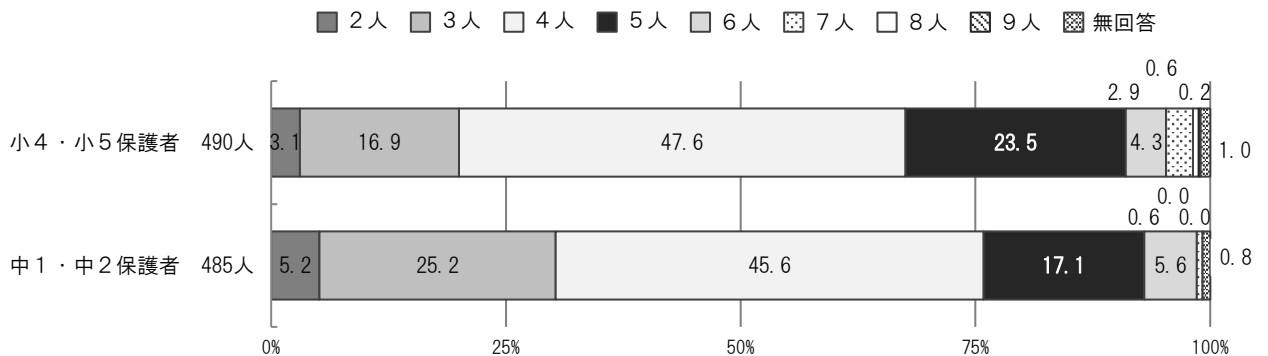
図2 居住地区



問3 お子さんと同居し、生計を同一にしているご家族の人数（お子さんを含む。）を教えてください。単身赴任中の方は含めないでください。

家族の人数については、小4・小5保護者では「4人」が47.6%と最も高く、次いで「5人」が23.5%、中1・中2保護者では「4人」が45.6%と最も高く、次いで「3人」が25.2%となっています。

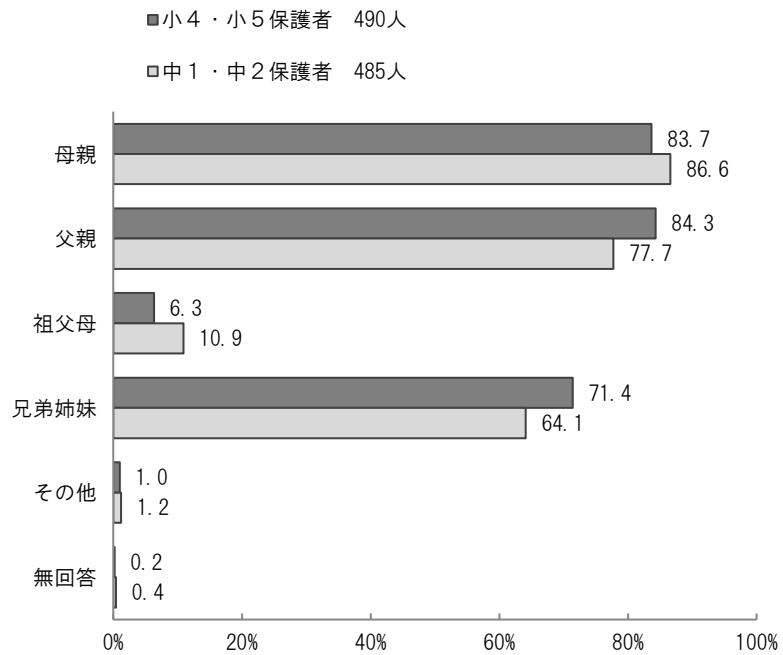
図3 家族の人数



問4 前問で回答した「ご家族」には、お子さんから見てどの関係の方が含まれますか。
 (あてはまるものすべてに○)

家族構成については、小4・小5保護者では「父親」が84.3%と最も高く、次いで「母親」が83.7%、「兄弟姉妹」が71.4%となっています。中1・中2保護者では「母親」が86.6%と最も高く、次いで「父親」が77.7%、「兄弟姉妹」が64.1%となっています。

図4 家族構成

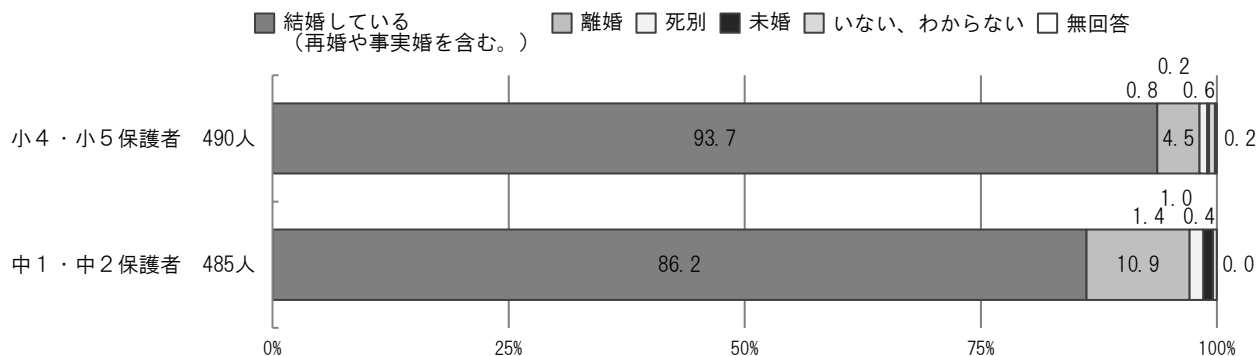


問5 お子さんと同居し、生計を同一にしている親の婚姻状況を教えてください。

(あてはまるもの1つに○)

親の婚姻状況については、小4・小5保護者では「結婚している（再婚や事実婚を含む）」が93.7%、「離婚」が4.5%、中1・中2保護者では「結婚している（再婚や事実婚を含む）」が86.2%、「離婚」が10.9%となっています。

図5 親の婚姻状況

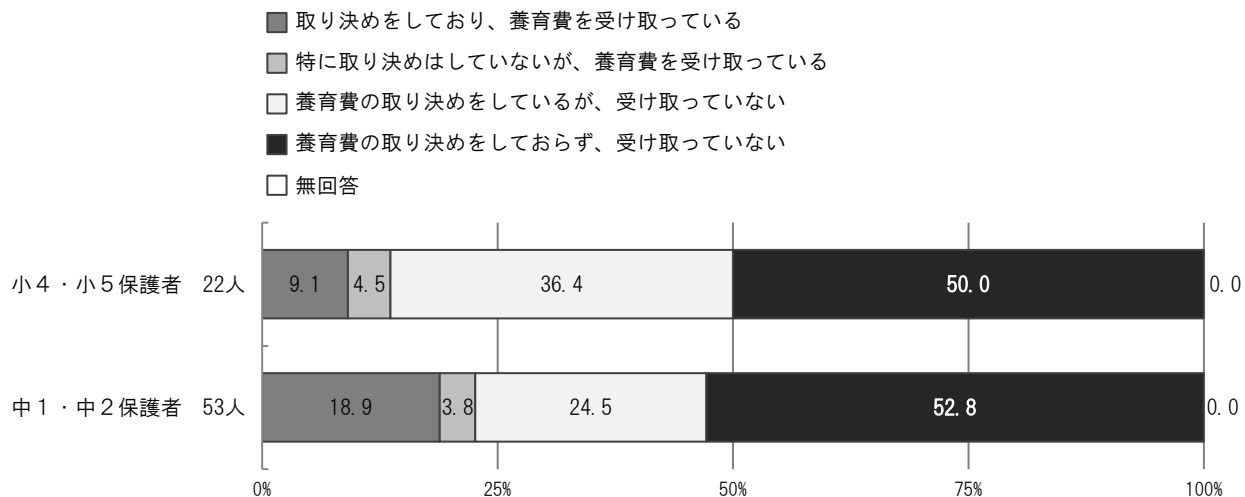


問6 問5で「2 離婚」と答えた人にお聞きします。離婚相手と子供の養育費の取り決めをしていますか。また養育費を現在受け取っていますか。

(あてはまるもの1つに○)

養育費の状況については、小4・小5保護者では「養育費の取り決めをしておらず、受け取っていない」が50.0%と最も高く、次いで「養育費の取り決めをしているが、受け取っていない」が36.4%、中1・中2保護者では「養育費の取り決めをしておらず、受け取っていない」が52.8%と最も高く、次いで「養育費の取り決めをしているが、受け取っていない」が24.5%となっています。

図6 養育費の状況

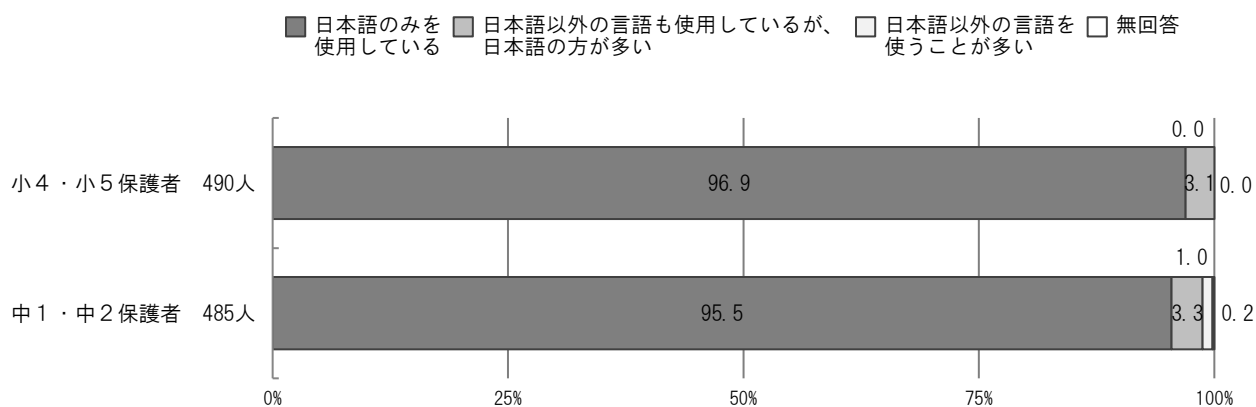


問7 ご家庭ではどれくらい、日本語以外の言語を使用していますか。

(あてはまるもの1つに○)

言語の状況については、小4・小5保護者では「日本語のみを使用している」が96.9%と最も高く、次いで「日本語以外の言語も使用しているが、日本語の方が多い」が3.1%、中1・中2保護者では「日本語のみを使用している」が95.5%と最も高く、次いで「日本語以外の言語も使用しているが、日本語の方が多い」が3.3%となっています。

図7 言語の状況



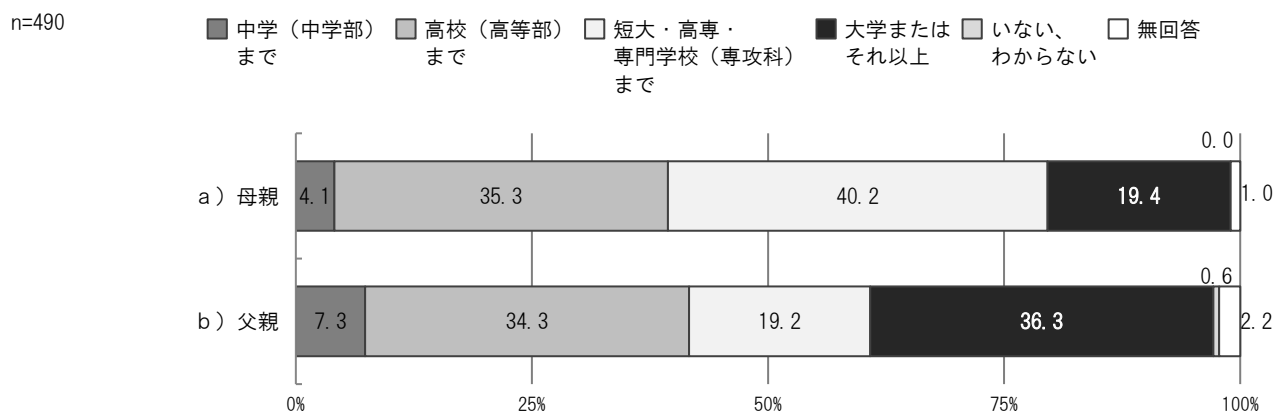
3 保護者自身のことについて

問8 お子さんの親の最終学歴（卒業した学校）をお答えください。

（a、bそれぞれについて、あてはまるもの1つに○）

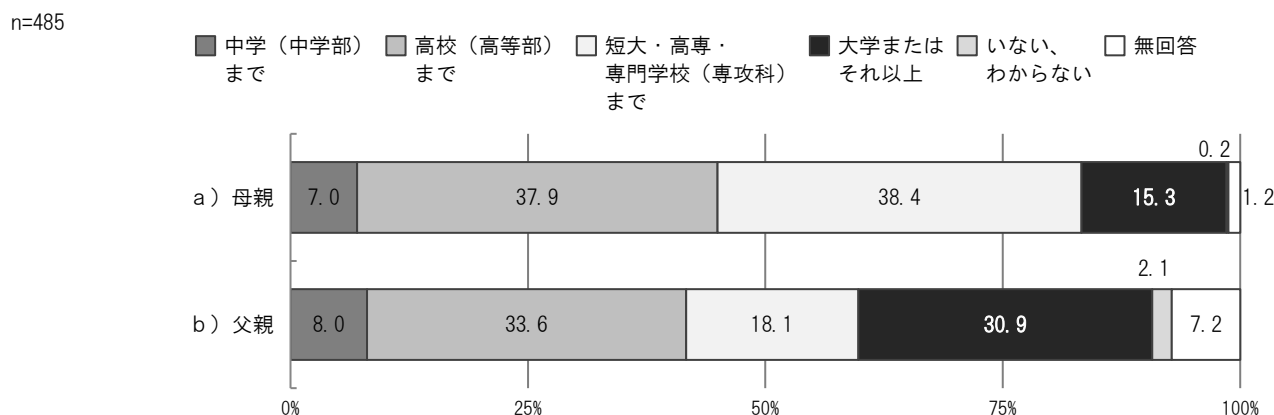
親の最終学歴については、小4・小5の母親では「短大・高専・専門学校（専攻科）まで」が40.2%と最も高く、次いで「高校（高等部）まで」が35.3%、父親では「大学またはそれ以上」が36.3%と最も高く、次いで「高校（高等部）まで」が34.3%となっています。

図8-1 親の最終学歴（小4・小5保護者）



親の最終学歴については、中1・中2の母親では「短大・高専・専門学校（専攻科）まで」が38.4%と最も高く、次いで「高校（高等部）まで」が37.9%、父親では「高校（高等部）まで」が33.6%と最も高く、次いで「大学またはそれ以上」が30.9%となっています。

図8-2 親の最終学歴（中1・中2保護者）

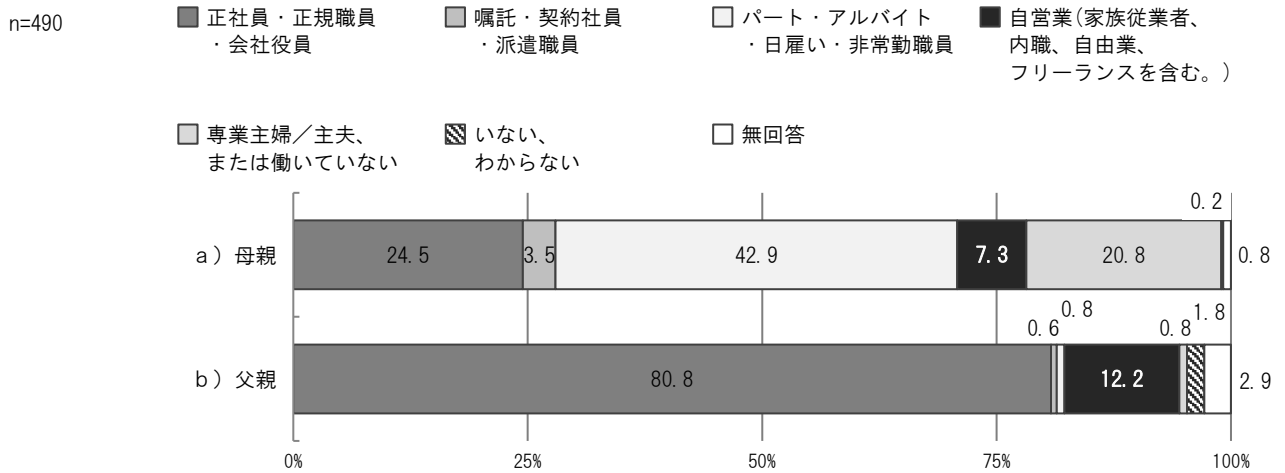


問9 お子さんの親の就労状況について、あてはまるものを回答してください。

（a、bそれぞれについて、あてはまるもの1つに○）

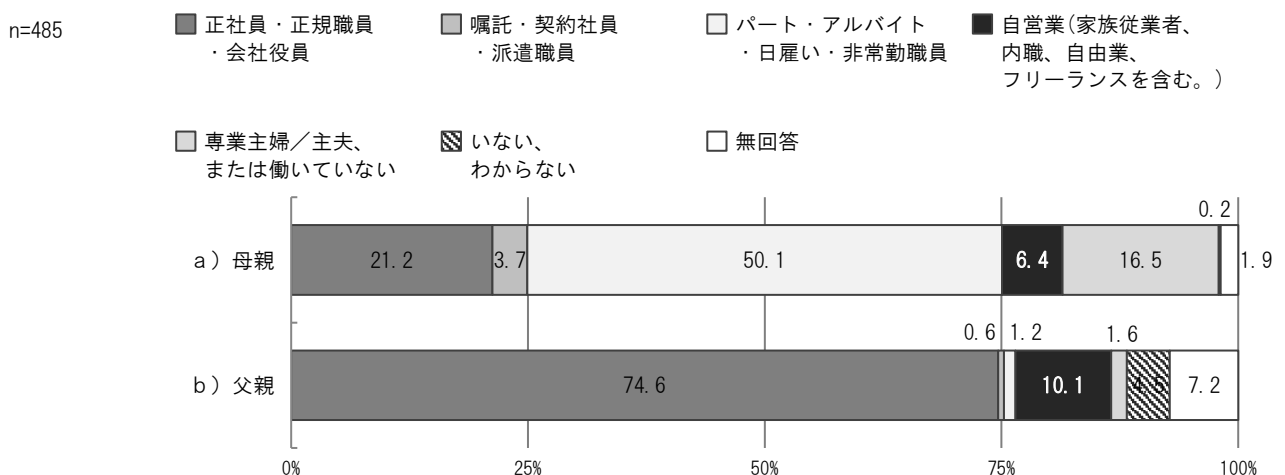
親の就労状況については、小4・小5の母親では「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」が42.9%と最も高く、次いで「正社員・正規職員・会社役員」が24.5%、父親では「正社員・正規職員・会社役員」が80.8%と最も高く、次いで「自営業(家族従業者、内職、自由業、フリーランスを含む)」が12.2%となっています。

図 9-1 親の就労状況 (小4・小5 保護者)



親の就労状況については、中1・中2の母親では「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」が50.1%と最も高く、次いで「正社員・正規職員・会社役員」が21.2%、父親では「正社員・正規職員・会社役員」が74.6%と最も高く、次いで「自営業(家族従業者、内職、自由業、フリーランスを含む)」が10.1%となっています。

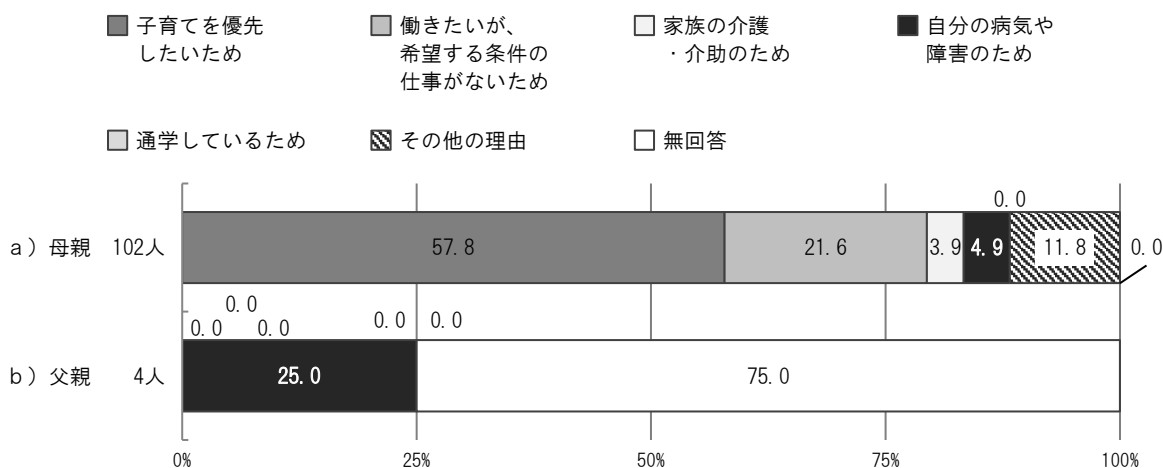
図 9-2 親の就労状況 (中1・中2 保護者)



問 10 問 9 で「5 専業主婦／主夫、または働いていない」と答えた人にお聞きします。
 専業主婦／主夫である、または働いていない最も主な理由を教えてください。
 (a、bそれぞれについて、あてはまるもの1つに○)

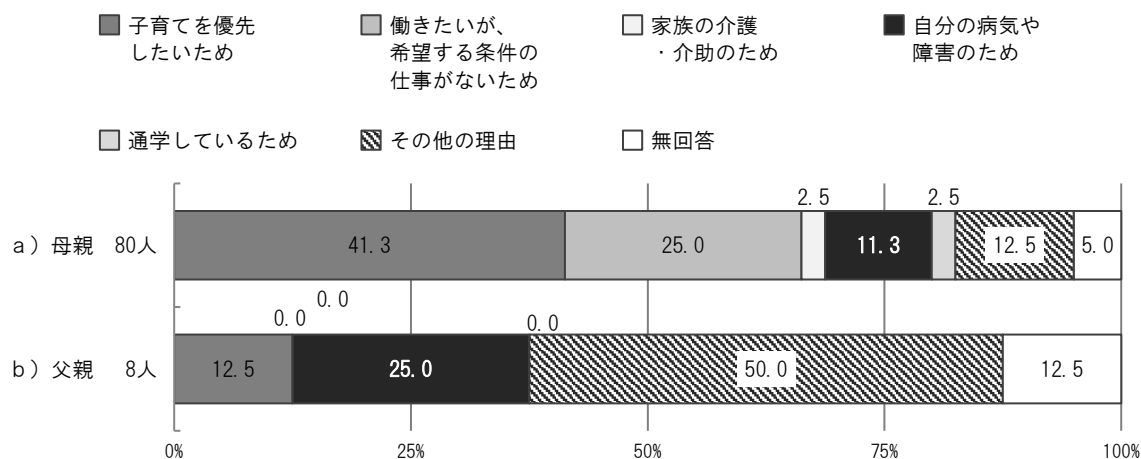
働いていない最も主な理由については、小4・小5の母親では「子育てを優先したいため」が57.8%と最も高く、次いで「働きたいが、希望する条件の仕事がないため」が21.6%、父親では「自分の病気や障害のため」が25.0%となっています。

図 10-1 働いていない最も主な理由（小4・小5保護者）



働いていない最も主な理由については、中1・中2の母親では「子育てを優先したいため」が41.3%と最も高く、次いで「働きたいが、希望する条件の仕事がないため」が25.0%、父親では「その他の理由」が50.0%と最も高く、次いで「自分の病気や障害のため」が25.0%となっています。

図 10-2 働いていない最も主な理由（中1・中2保護者）

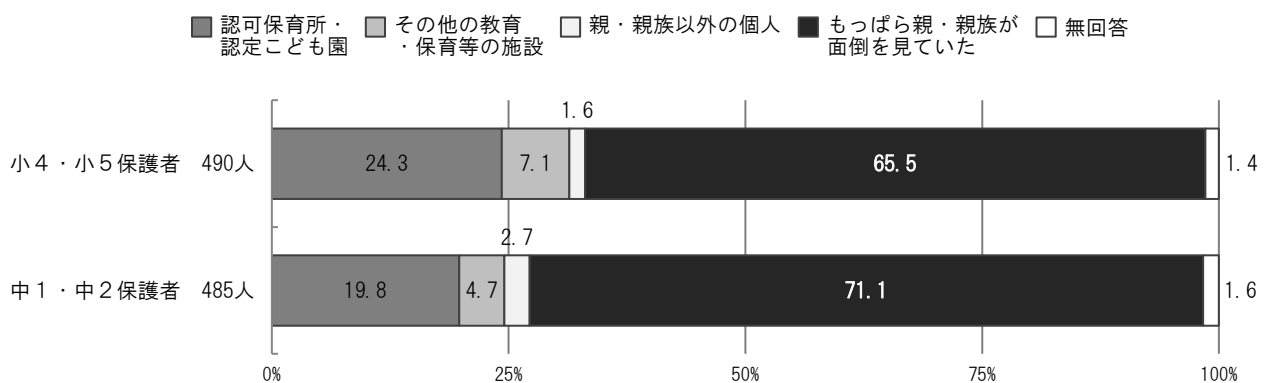


4 子どもとの関わりについて

問 11 調査対象のお子さんが0～2歳の間に通っていた教育・保育施設等で最も主なもの（期間が長いもの）をお答えください。（あてはまるもの1つに○）

0～2歳の間に通っていた教育・保育施設等については、小4・小5保護者では「もっぱら親・親族が面倒を見ていた」が65.5%と最も高く、次いで「認可保育所・認定こども園」が24.3%、中1・中2保護者では「もっぱら親・親族が面倒を見ていた」が71.1%と最も高く、次いで「認可保育所・認定こども園」が19.8%となっています。

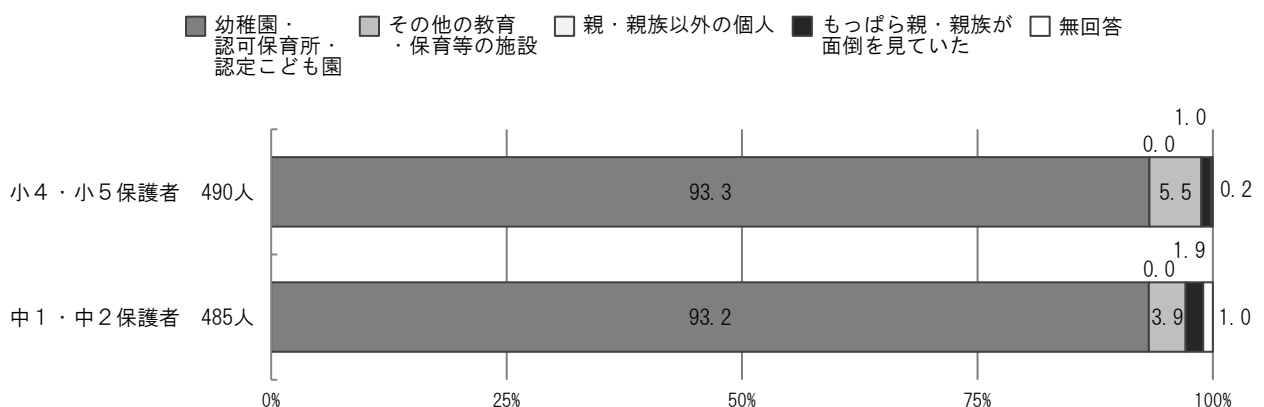
図 11 0～2歳の間に通っていた教育・保育施設等



問 12 調査対象のお子さんが3～5歳の間に通っていた教育・保育施設等で最も主なもの（期間が長いもの）をお答えください。（あてはまるもの1つに○）

3～5歳の間に通っていた教育・保育施設等については、小4・小5保護者では「幼稚園・認可保育所・認定こども園」が93.3%と最も高く、次いで「その他の教育・保育等の施設」が5.5%、中1・中2保護者では「幼稚園・認可保育所・認定こども園」が93.2%と最も高く、次いで「その他の教育・保育等の施設」が3.9%となっています。

図 12 3～5歳の間に通っていた教育・保育施設等

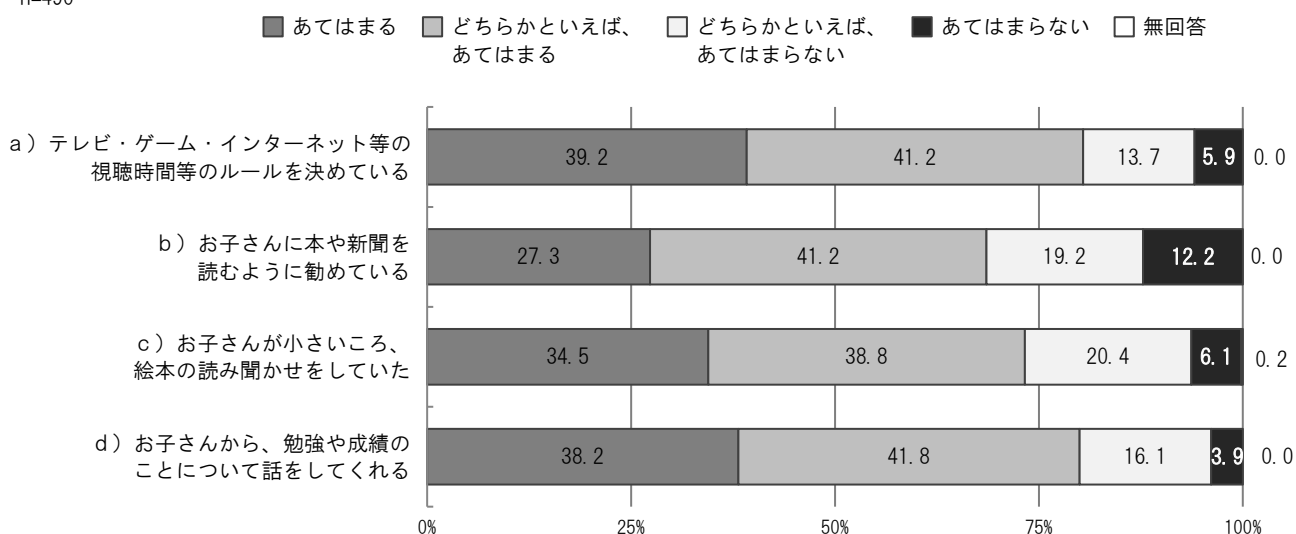


問 13 保護者の方とお子さんの関わり方について、次のようなことにどれくらい当てはまりますか。(a～dそれぞれについて、あてはまるもの1つに○)

保護者と子どもの関わり方で「あてはまる」ものについては、小4・小5保護者では「テレビ・ゲーム・インターネット等の視聴時間等のルールを決めている」が39.2%と最も高く、次いで「お子さんから、勉強や成績のことについて話をしてくれる」が38.2%となっています。

図 13-1 保護者と子どもの関わり方 (小4・小5保護者)

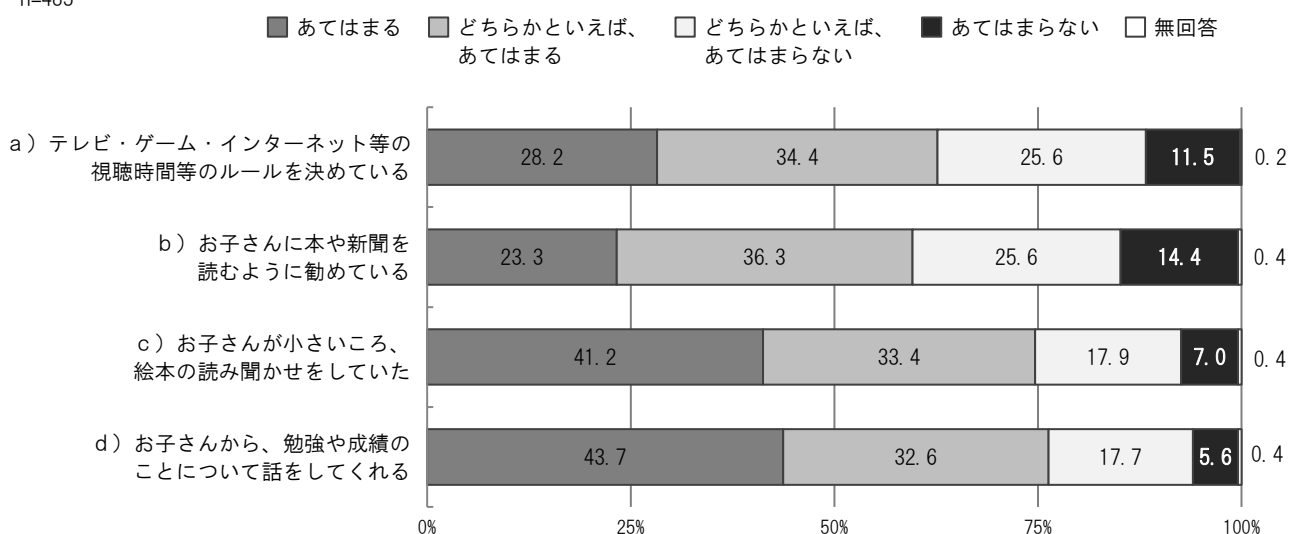
n=490



保護者と子どもの関わり方で「あてはまる」ものについては、中1・中2保護者では「お子さんから、勉強や成績のことについて話をしてくれる」が43.7%と最も高く、次いで「お子さんが小さいころ、絵本の読み聞かせをしていた」が41.2%となっています。

図 13-2 保護者と子どもの関わり方 (中1・中2保護者)

n=485

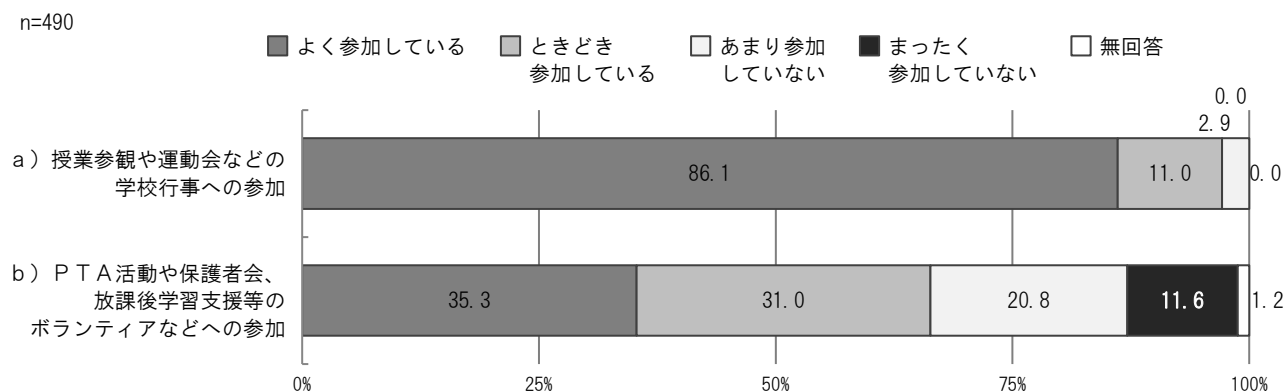


問 14 あなたは、次のようなことをどの程度していますか。

(a、bそれぞれについて、あてはまるもの1つに○)

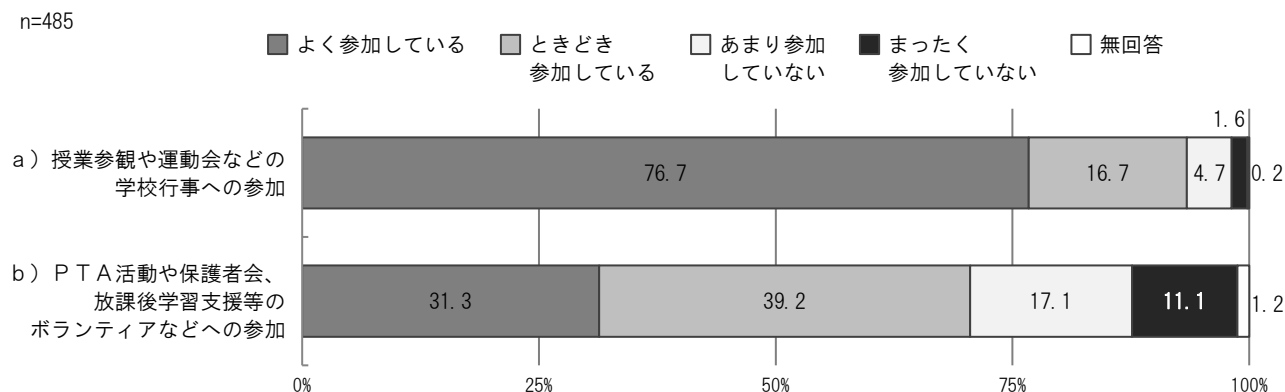
学校行事等で「よく参加している」ものについては、小4・小5保護者では「授業参観や運動会などの学校行事への参加」が86.1%、「PTA活動や保護者会、放課後学習支援等のボランティアなどへの参加」が35.3%となっています。

図 14-1 学校行事等の参加状況（小4・小5保護者）



学校行事等で「よく参加している」ものについては、中1・中2保護者では「授業参観や運動会などの学校行事への参加」が76.7%、「PTA活動や保護者会、放課後学習支援等のボランティアなどへの参加」が31.3%となっています。

図 14-2 学校行事等の参加状況（中1・中2保護者）

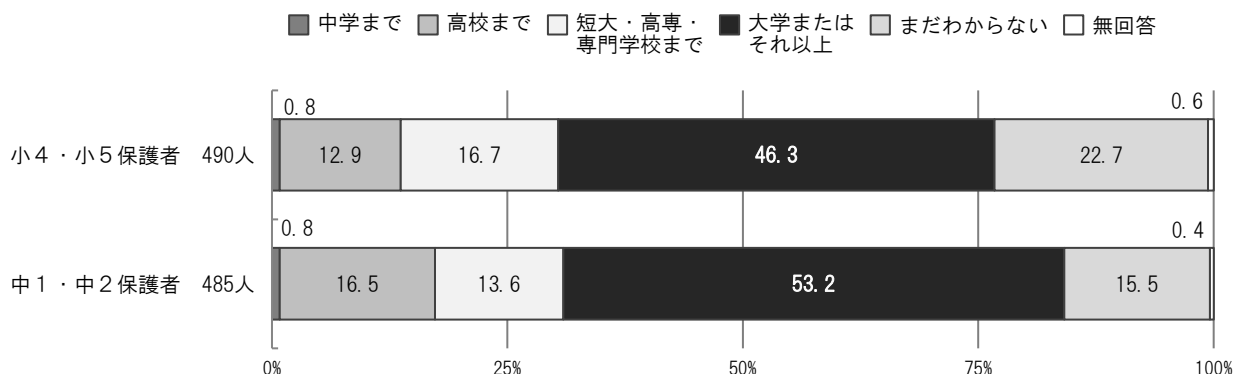


問 15 お子さんは将来、現実的に見てどの段階まで進学すると思いますか。

(あてはまるもの1つに○)

進学の見通しについては、小4・小5保護者では「大学またはそれ以上」が46.3%と最も高く、次いで「まだわからない」が22.7%、中1・中2保護者では「大学またはそれ以上」が53.2%と最も高く、次いで「高校まで」が16.5%となっています。

図 15 進学の見通し

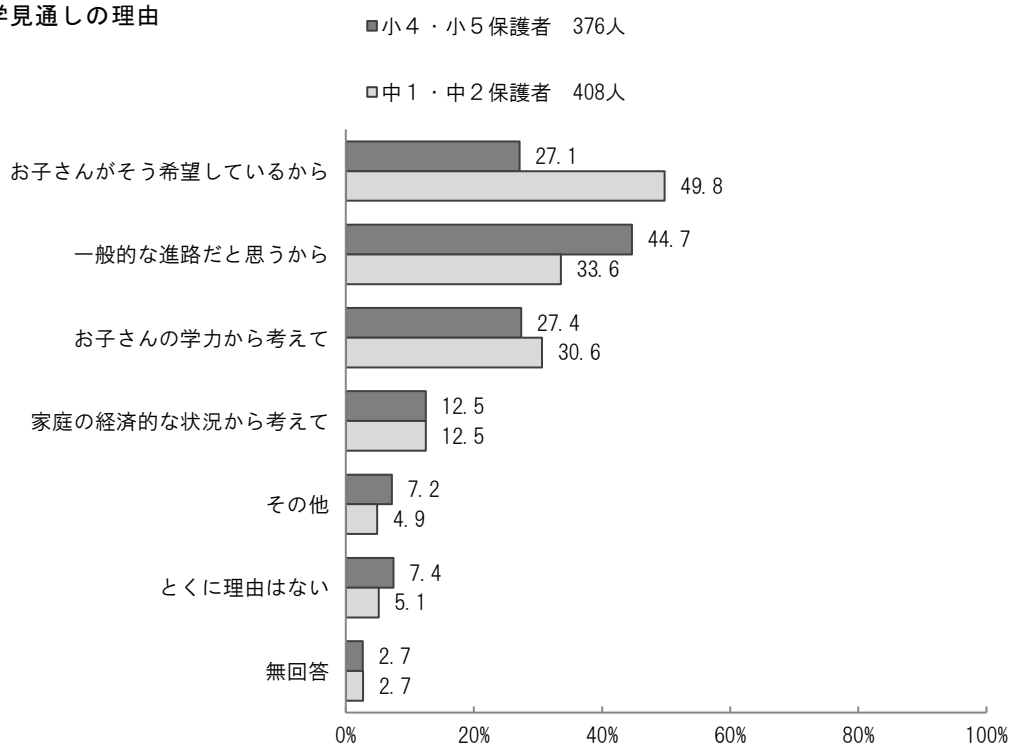


問 16 問 15 で 1～4 と答えた人にお聞きします。その理由を教えてください。

(1～5については、あてはまるものすべてに○)

進学見通しの理由については、小4・小5保護者では「一般的な進路だと思うから」が44.7%と最も高く、次いで「お子さんの学力から考えて」が27.4%、中1・中2保護者では「お子さんがそう希望しているから」が49.8%と最も高く、次いで「一般的な進路だと思うから」が33.6%となっています。

図 16 進学見通しの理由



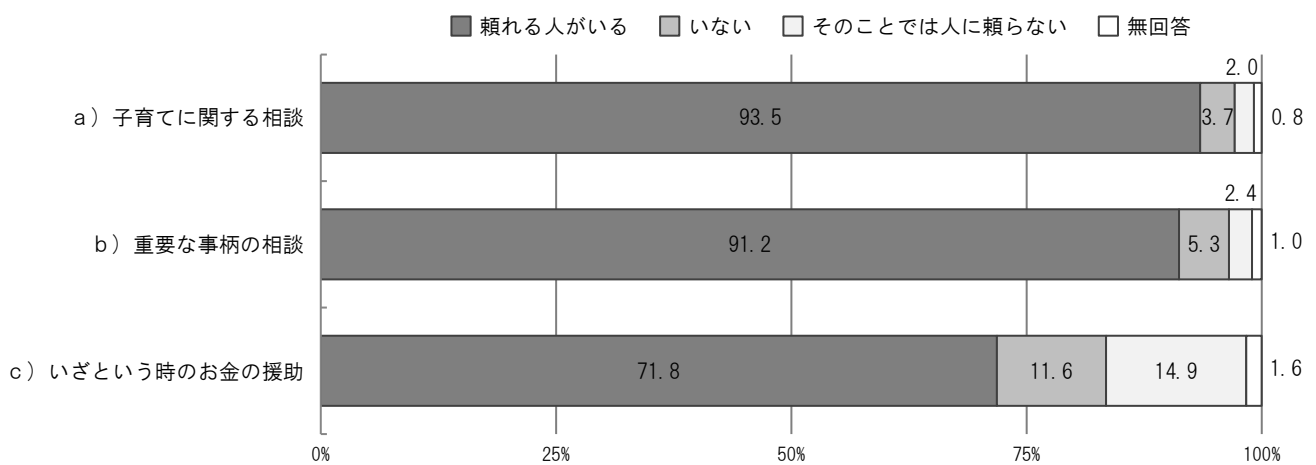
5 生活・暮らし向きについて

問 17 あなたは次に挙げる事柄で頼れる人はいますか。（a～cそれぞれについて、1～3のあてはまるもの1つに○）また、「1 頼れる人がいる」場合、それはどれですか。（①～⑦のあてはまるものすべてに○）

頼れる人の有無については、小4・小5保護者では「子育てに関する相談」で「頼れる人がいる」が93.5%、「重要な事柄の相談」で「頼れる人がいる」が91.2%、「いざという時のお金の援助」で「頼れる人がいる」が71.8%となっています。

図 17-1 頼れる人の有無（小4・小5保護者）

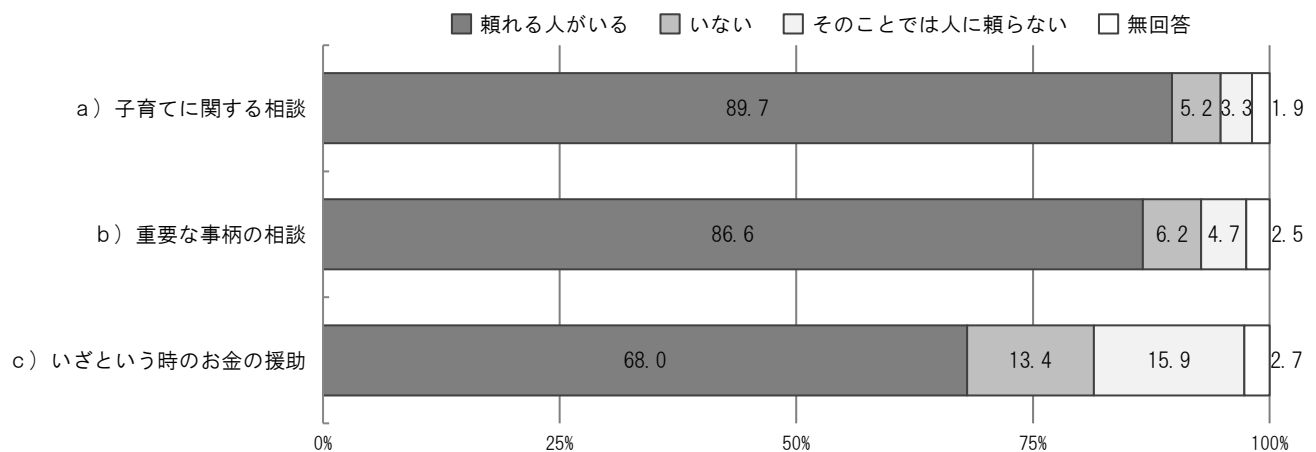
n=490



頼れる人の有無については、中1・中2保護者では「子育てに関する相談」で「頼れる人がいる」が89.7%、「重要な事柄の相談」で「頼れる人がいる」が86.6%、「いざという時のお金の援助」で「頼れる人がいる」が68.0%となっています。

図 17-2 頼れる人の有無（中1・中2保護者）

n=500



頼れる人については、小4・小5保護者では「いざという時のお金の援助」で「家族・親族」が97.2%、中1・中2では「いざという時のお金の援助」で「家族・親族」が95.5%となっています。

図 17-3 頼れる人（小4・小5保護者）

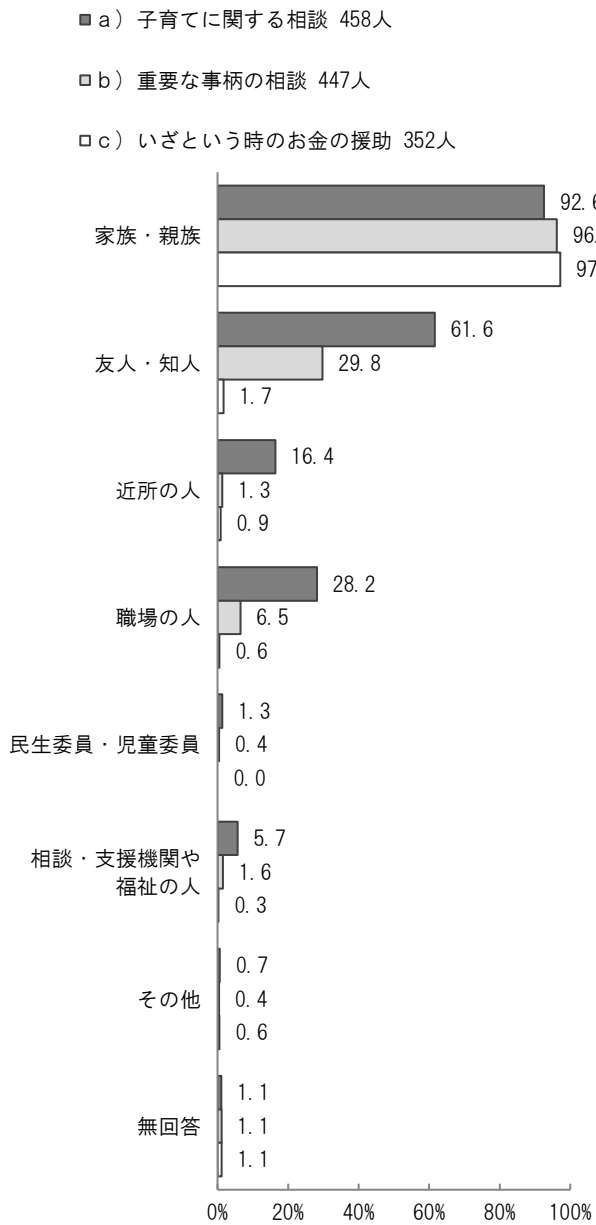
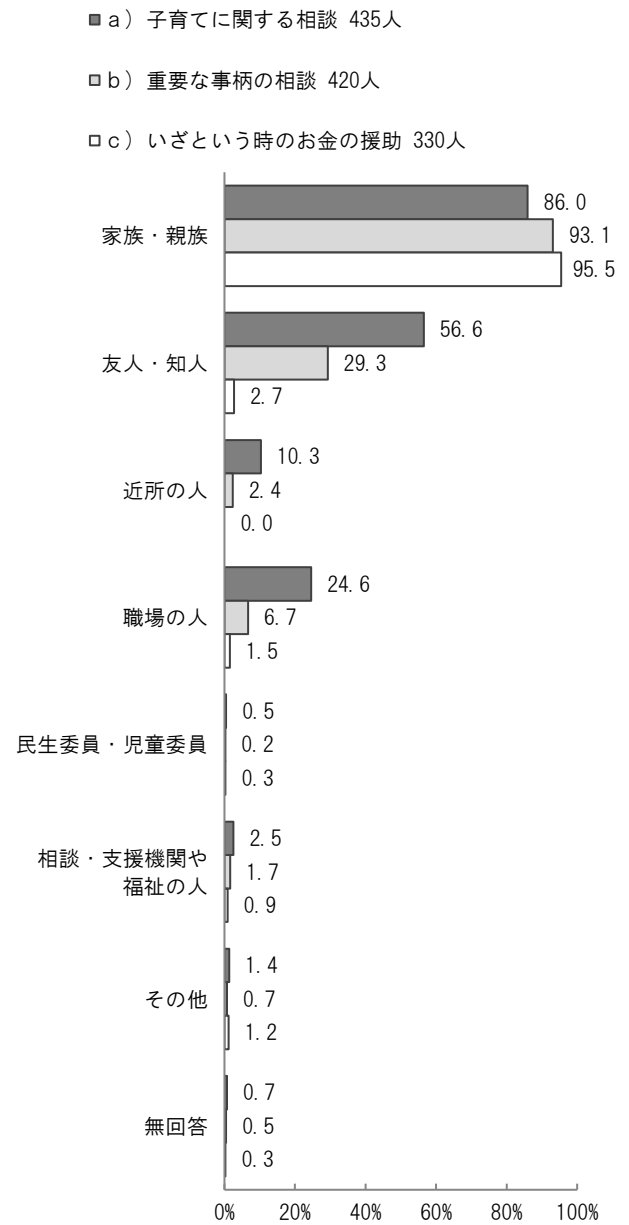


図 17-4 頼れる人（中1・中2保護者）

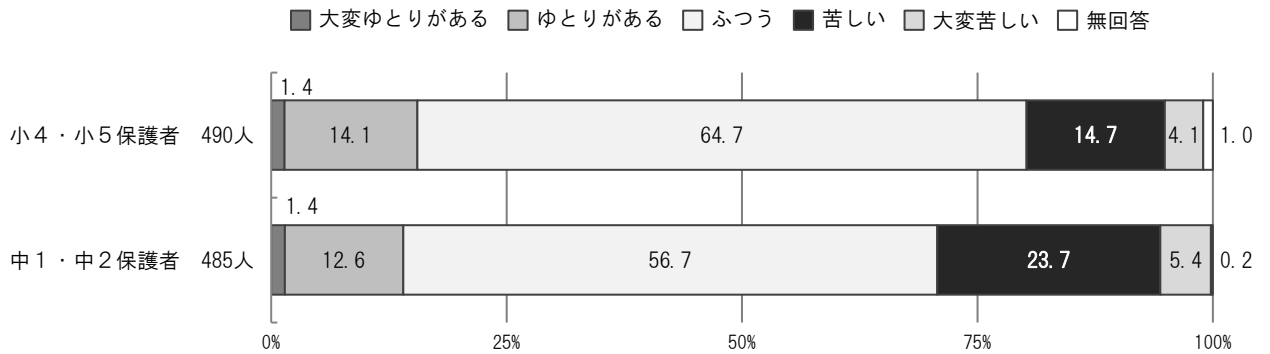


問 18 あなたは、現在の暮らしの状況をどのように感じていますか。

(あてはまるもの1つに○)

現在の暮らしの状況については、小4・小5保護者では「ふつう」が64.7%、「苦しい」が14.7%、中1・中2保護者では「ふつう」が56.7%、「苦しい」が23.7%となっています。

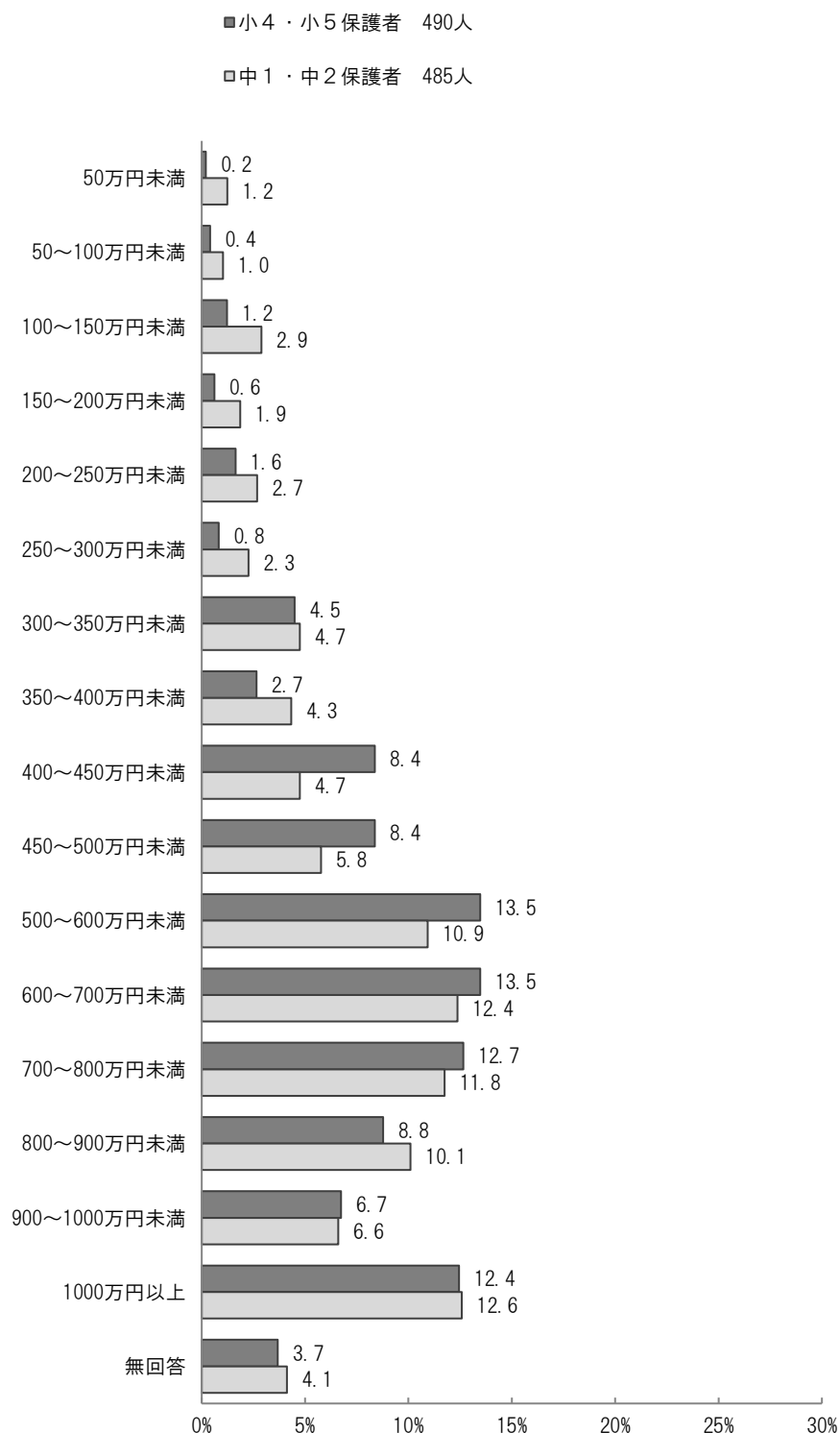
図 18 現在の暮らしの状況



問 19 世帯全体のおおよその年間収入(税込)はいくらですか。(あてはまるもの1つに○)

世帯全体の年間収入については、小4・小5保護者では「500～600万円未満」と「600～700万円未満」が13.5%、「700～800万円未満」が12.7%となっています。中1・中2保護者では「1000万円以上」が12.6%、「600～700万円未満」が12.4%、「700～800万円未満」が11.8%となっています。

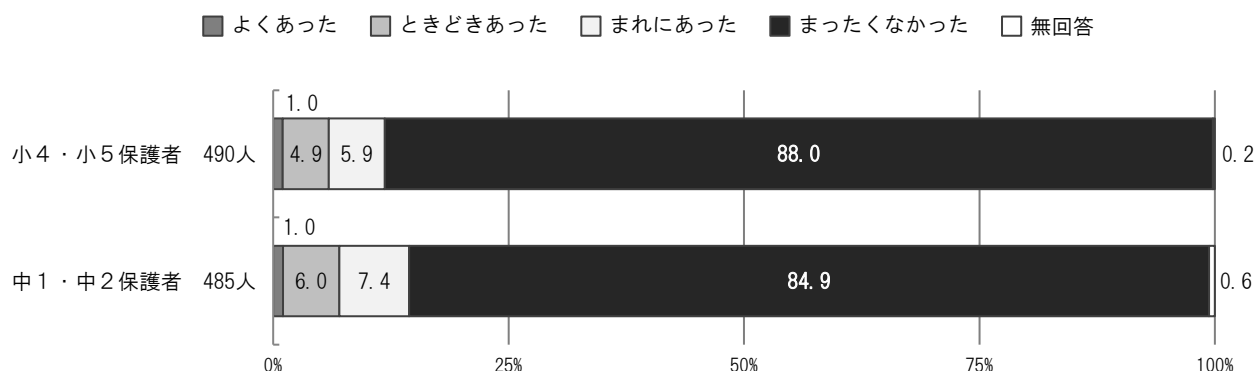
図 19 世帯全体の年間収入(税込)



問 20 あなたの世帯では、過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする食料が買えないことがありましたか。ただし、嗜好品（お酒、お菓子など）は含みません。（あてはまるもの1つに○）

必要とする食料が買えなかった経験については、小4・小5保護者では「まったくなかった」が88.0%と最も高く、次いで「まれにあった」が5.9%、「ときどきあった」が4.9%となっています。中1・中2保護者では「まったくなかった」が84.9%と最も高く、次いで「まれにあった」が7.4%、「ときどきあった」が6.0%となっています。

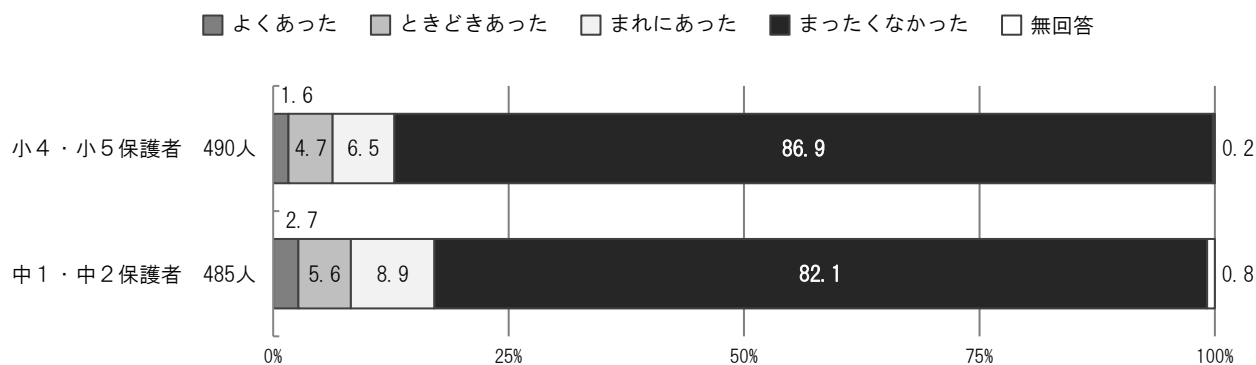
図 20 支払不能経験（食料）



問 21 あなたの世帯では、過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする衣服が買えないことがありましたか。ただし、高価な衣服や貴金属・宝飾品は含みません。（あてはまるもの1つに○）

必要とする衣服が買えなかった経験については、小4・小5保護者では「まったくなかった」が86.9%と最も高く、次いで「まれにあった」が6.5%、「ときどきあった」が4.7%となっています。中1・中2保護者では「まったくなかった」が82.1%と最も高く、次いで「まれにあった」が8.9%、「ときどきあった」が5.6%となっています。

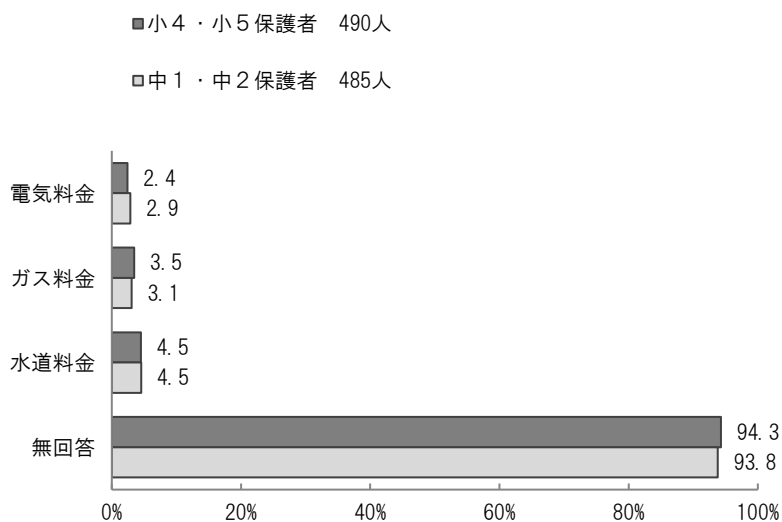
図 21 支払不能経験（衣服）



問 22 あなたの世帯では、過去1年の間に、以下の料金について、経済的な理由で未払いになったことがありますか。（あてはまるものすべてに○）

公共料金が支払えなかった経験について無回答を除くと、小4・小5保護者では「水道料金」が4.5%と最も高く、次いで「ガス料金」が3.5%、中1・中2保護者では「水道料金」が4.5%と最も高く、次いで「ガス料金」が3.1%となっています。

図 22 支払不能経験（公共料金）



問 23 次の a)～ f) の質問について、この 1 か月間のあなたの気持ちはどのようでしたか。(a～f それぞれについて、あてはまるもの 1 つに○)

この 1 か月間の気持ちについては、小 4・小 5 保護者の「何をするのも面倒だと感じた」では「少しだけ」が 29.0%、「ときどき」が 24.9%、中 1・中 2 保護者の「何をするのも面倒だと感じた」では「ときどき」が 27.0%、「少しだけ」が 24.5% となっています。

図 23-1 この 1 か月間の気持ち (小 4・小 5 保護者)

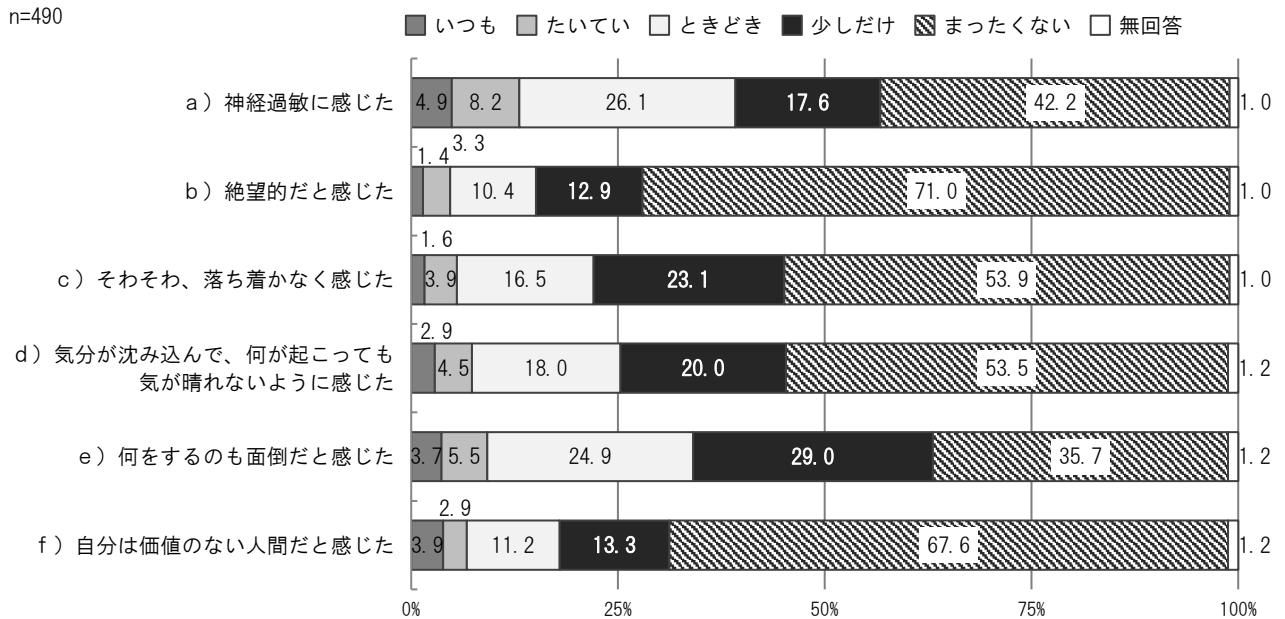
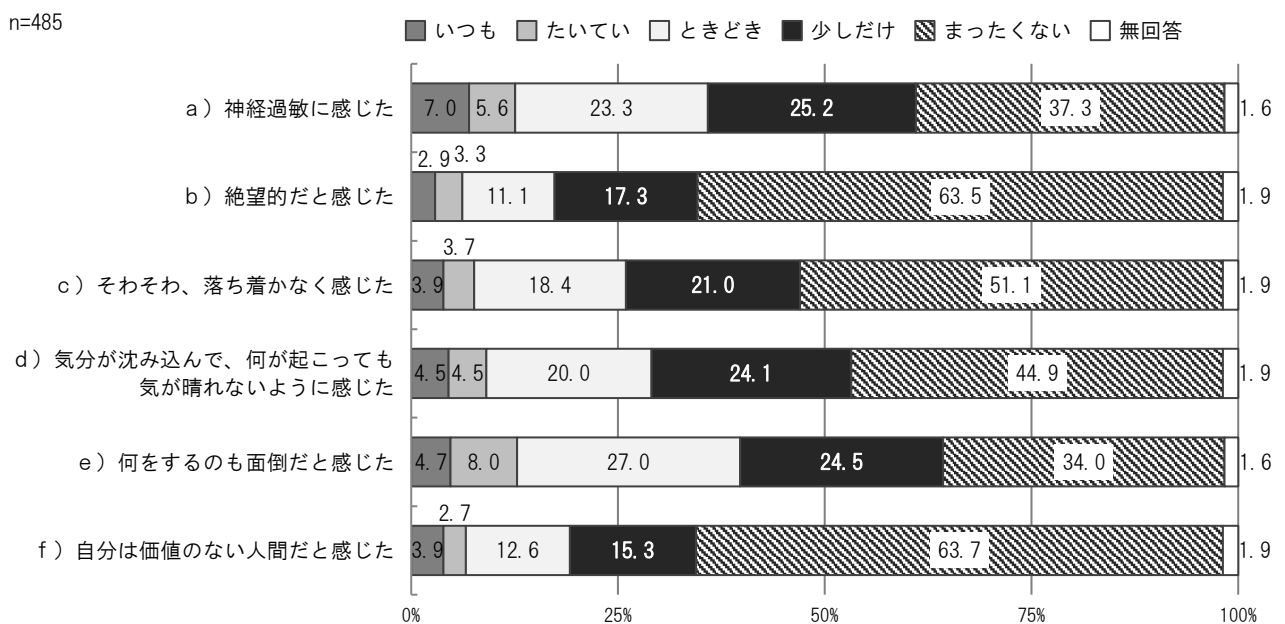


図 23-2 この 1 か月間の気持ち (中 1・中 2 保護者)



6 制度利用について

問 24 あなたのご家庭では、以下の支援制度をこれまでに利用したことがありますか。
 (a～eそれぞれについて、1～3のあてはまるもの1つに○) また、「3 利用
 したことがない」場合、その理由は何ですか。(①～⑤のあてはまるもの1つに○)

現在利用している支援制度については、小4・小5保護者では「就学援助」が5.1%、次いで「児童扶養手当」が4.1%、中1・中2では「児童扶養手当」が10.5%、次いで「就学援助」が8.5%となっています。

図 24-1 支援制度の利用経験（小4・小5保護者）

n=490

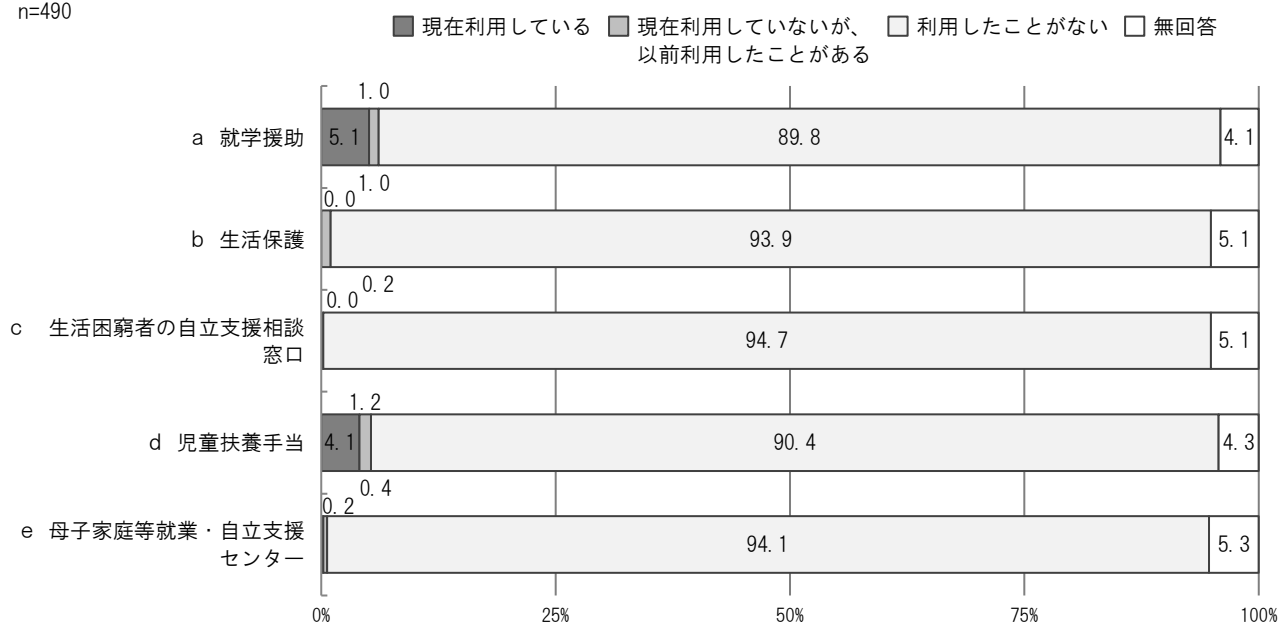
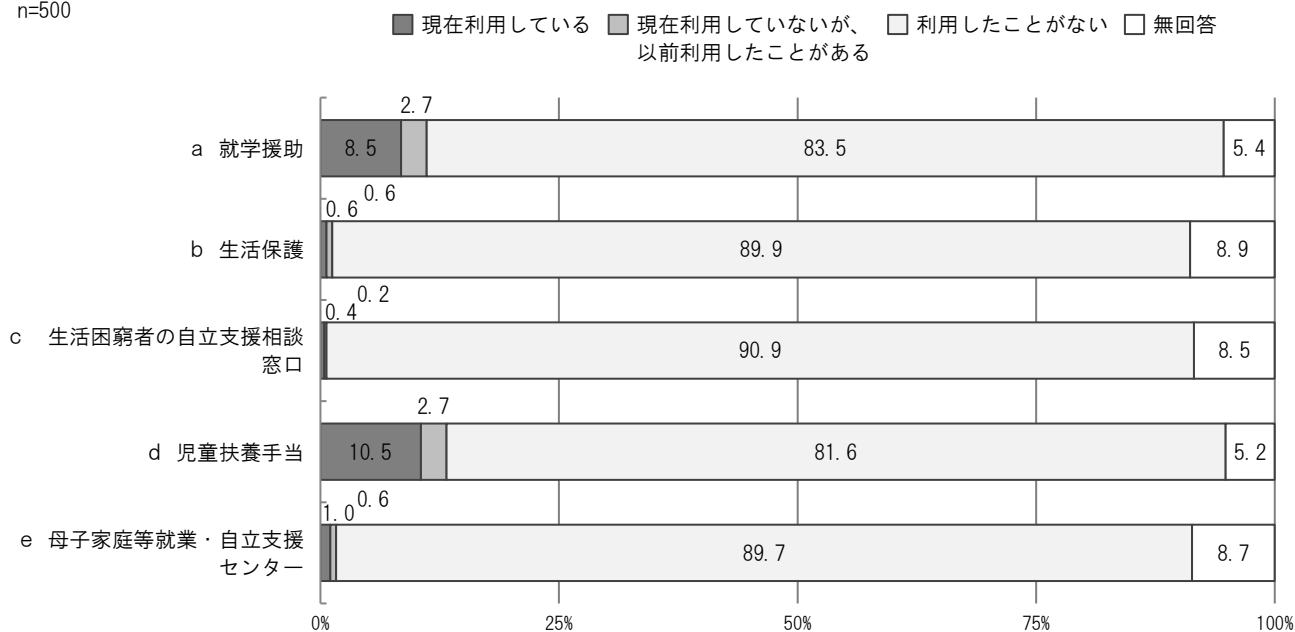


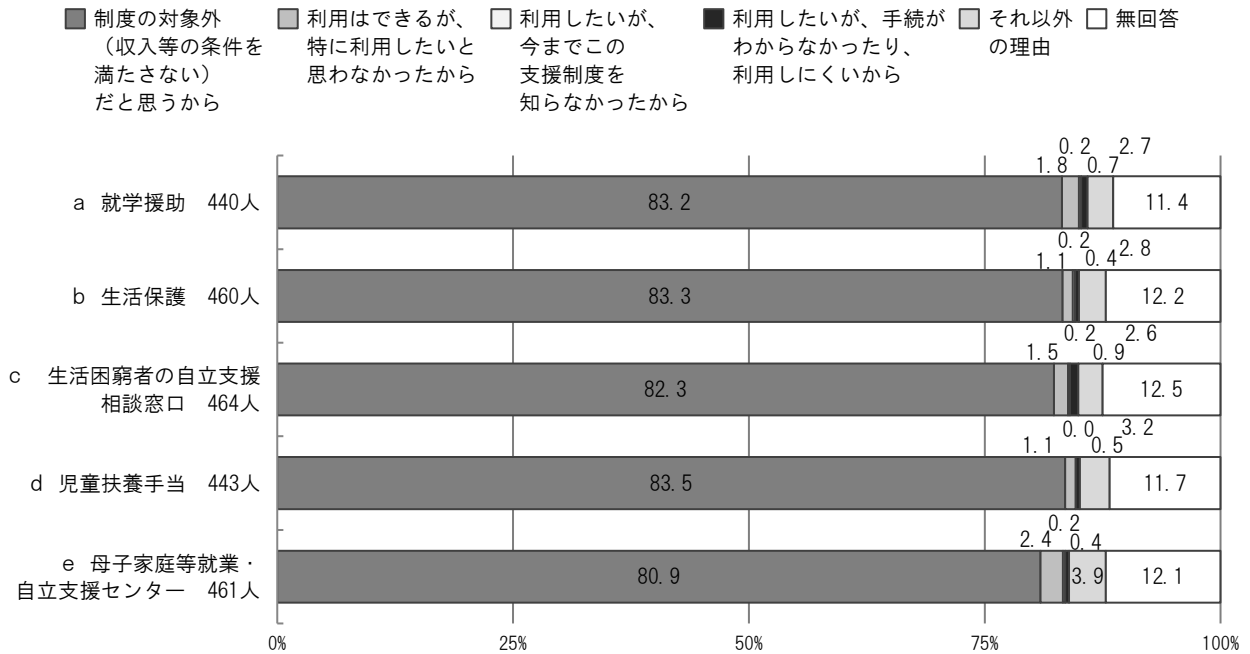
図 24-2 支援制度の利用経験（中1・中2保護者）

n=500



利用したことがない理由については、小4・小5保護者ではすべての制度で「制度の対象外（収入等の条件を満たさない）だと思うから」が80%を超え、「それ以外の理由」が2.6%から3.9%となっています。

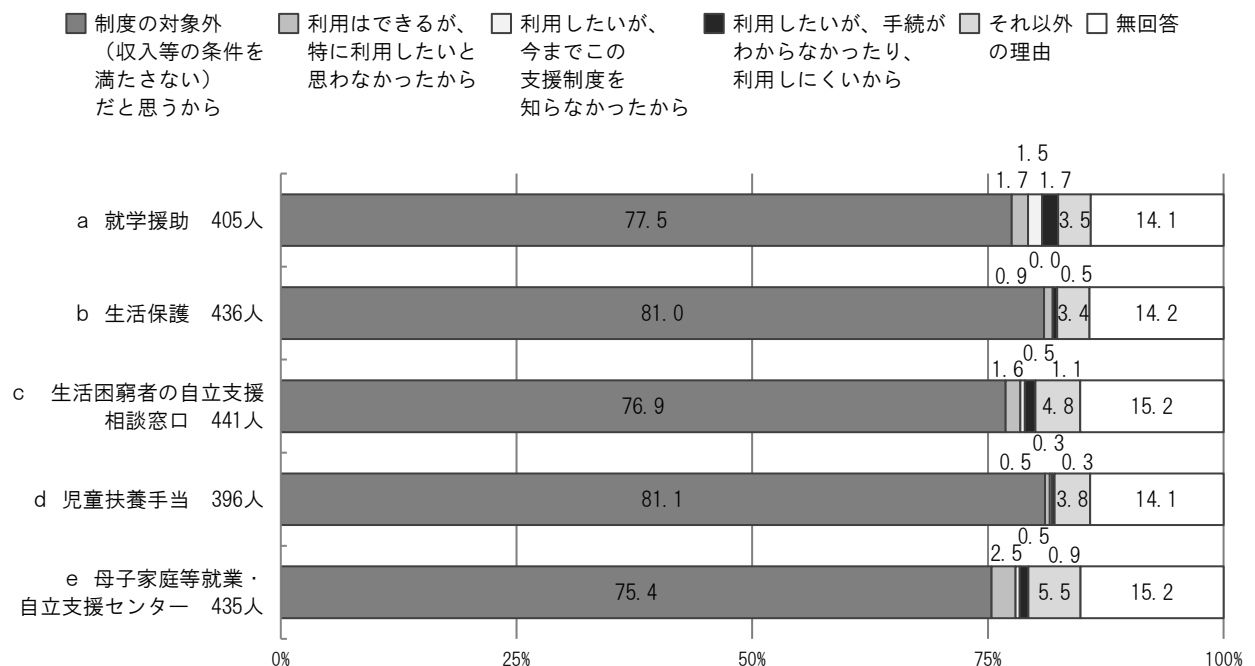
図 24-3 利用したことがない理由（小4・小5保護者）



利用したことがない理由については、中1・中2保護者ではすべての制度で「制度の対象外（収入等の条件を満たさない）だと思うから」が75.4%から81.1%となっており、「それ以外の理由」が3.4%から5.5%となっています。

図 24-4 利用したことがない理由（中1・中2保護者）

n=500



第 4 章

分析・課題

1 生活困難層について

本調査では、収入の違いによって生活実態がどのように異なるかについて分析を行いました。

調査の集計にあたっては、保護者調査で尋ねている世帯員の人数ごとの世帯収入に基づき、その世帯が生活困難であるか否かについて分類（以下、生活困難層という）し、「生活困難層」を区分しました。

（1）収入区分

令和元（2019）年国民生活基礎調査における等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分、という国による定義に基づき、世帯員の人数ごとに収入を区分しました。

なお、本調査の設問では「200～250万円未満」といった幅のある数値の選択肢となっていることから、各選択肢の上限値と下限値の平均値を可処分所得として取り扱っています。

図表 1.1 世帯員の人数による収入区分

世帯員	生活困難層	非該当層
1人	124万円未満	124万円以上
2人	176万円未満	176万円以上
3人	215万円未満	215万円以上
4人	248万円未満	248万円以上
5人	278万円未満	278万円以上
6人	304万円未満	304万円以上
7人	329万円未満	329万円以上
8人	351万円未満	351万円以上
9人	372万円未満	372万円以上

（2）保護者調査票とのマッチングに基づき本人調査票の生活困難層を区分

本調査では、保護者調査票と本人調査票それぞれ別々に記入したのちに本人票のみ小さい封筒に封緘し、保護者が本人票入り封筒と保護者票を回収用封筒に同封して回収することによるマッチングを行っています。

保護者票での生活困難層区分に基づき、本人票も区分しました。

本章の数値・分析は、マッチングされた調査票の集計に基づいています。

図表 1.2 生活困難層区分結果

調査種別	全体	生活困難層	非該当層	判定不能
①小学4・5年生児童	462件 100.0%	15件 3.2%	425件 92.0%	22件 4.8%
②小学4・5年生保護者	462件 100.0%	15件 3.2%	425件 92.0%	22件 4.8%
③中学1・2年生生徒	456件 100.0%	35件 7.7%	401件 87.9%	20件 4.4%
④中学1・2年生保護者	456件 100.0%	35件 7.7%	401件 87.9%	20件 4.4%

(3) 世帯種類別の生活困難層の割合

本調査における世帯種類別の生活困難層の割合をみると、ひとり親世帯に占める生活困難層の割合が、回答者全体及び非ひとり親世帯と比較して大幅に高くなっています。

図表 1.3 世帯種類別の生活困難層の割合

	小学生・中学生全体 (n=918)	ひとり親世帯 (n=88)	非ひとり親世帯 (n=830)
生活困難層	50世帯 5.4%	36世帯 40.9%	14世帯 1.7%

(4) 本市における生活困窮者支援状況と生活困難層

本市における小・中学生の生活保護・就学援助受給率と生活困難層比率を比較すると、生活保護受給率より高く、就学援助受給率より低い水準となっています。このことから、生活困難層と非該当層の境界線は、生活保護受給世帯と就学援助受給世帯の中間に位置すると推察されます。

図表 1.4 本市における小・中学生の生活保護・就学援助受給率及び生活困難層比率

	生活保護	就学援助	生活困難層
小学生	0.9%	9.7%	3.2%
中学生	1.1%	14.2%	7.7%
小学生・中学生全体	1.0%	11.1%	5.4%

※生活保護及び就学援助の数値は平成28年度～令和2年度の5か年平均

2 調査結果からみえる本市の貧困等の実態

(1) 本人（小・中学生別）

朝食の接種状況の違いによる「子どもの居場所」についての課題を分析するため、「(自分や友人の家以外で) 平日の夜や休日を過ごすことができる場所(学童保育所など)」について、朝食の摂取状況別にみると、「週3～4日」や「週1～2日以下」で「利用したことがある」という回答が高くなっています。また、「利用したことがある」「あれば利用したいと思う」という回答を合わせた「子どもの居場所」の利用意向が、朝食の摂取状況が少ないほど高くなっています。

図 1-1 居場所や相談場所_a) 平日の夜や休日を過ごすことができる場所（小4・小5 問16）
 <朝食の摂取状況別（小4・小5 問9）>

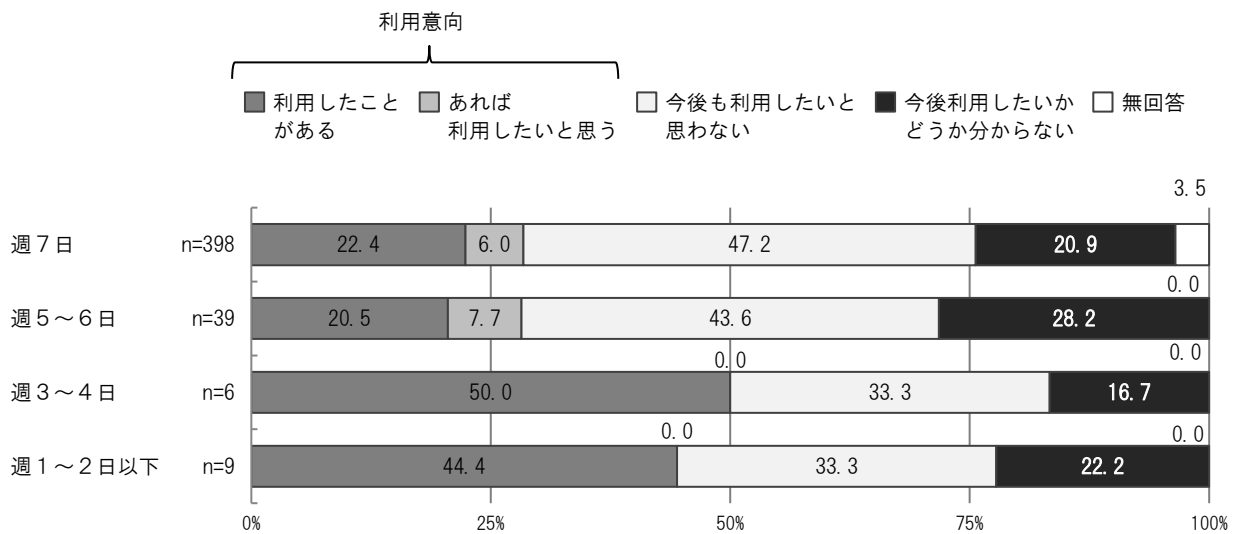
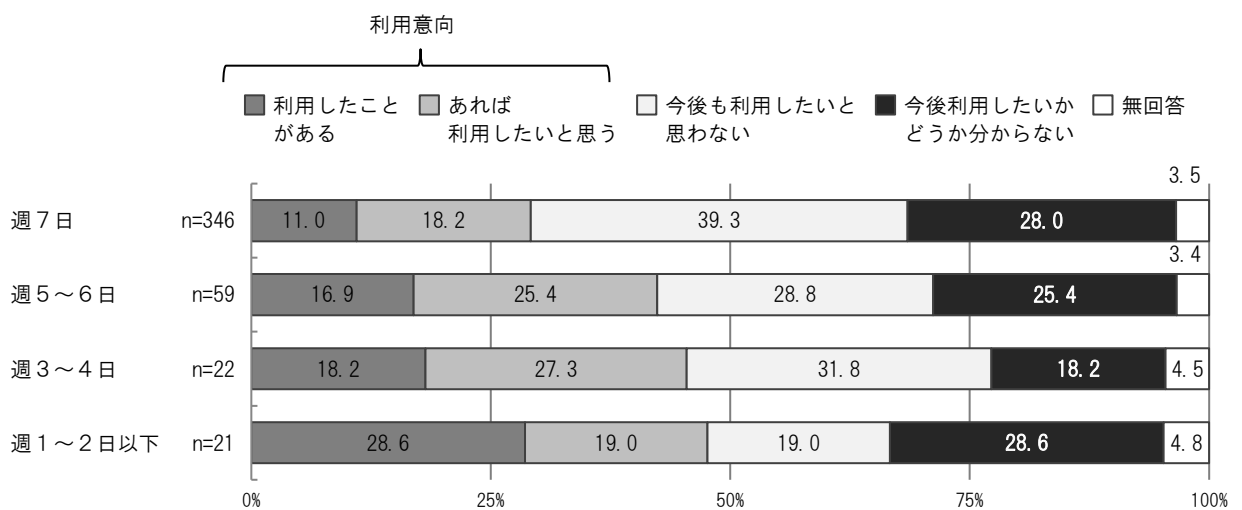


図 1-2 居場所や相談場所_a) 平日の夜や休日を過ごすことができる場所（中1・中2 問18）
 <朝食の摂取状況別（中1・中2 問11）>



朝食の接種状況の違いによる「食事の補助」についての課題を分析するため、「夕ごはんを無料か安く食べることができる場所（子ども食堂など）」について、朝食の摂取状況別にみると、「週3～4日」で「利用したことがある」という回答が高くなっています。また、「週1～2日以下」では、「利用したことがある」という回答はなかったものの、「あれば利用したいと思う」という回答が高くなっており、『週4日以下』の層での子ども食堂などの利用意向の高さが見られます。

図 2-1 居場所や相談場所_b) 夕ごはんを無料か安く食べることができる場所（小4・小5 問16）
 <朝食の摂取状況別（小4・小5 問9）>

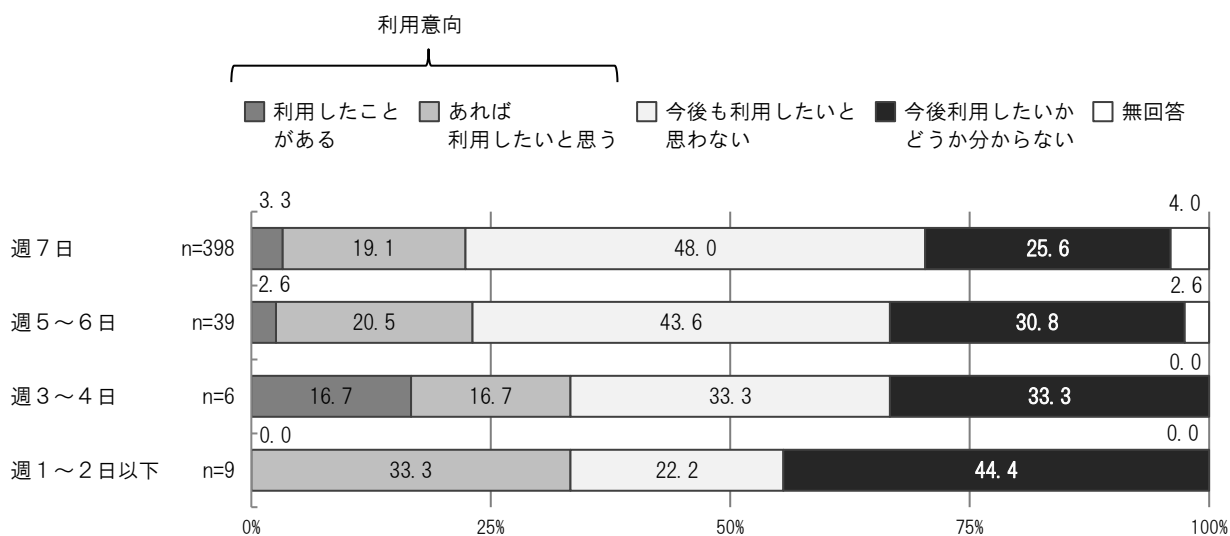
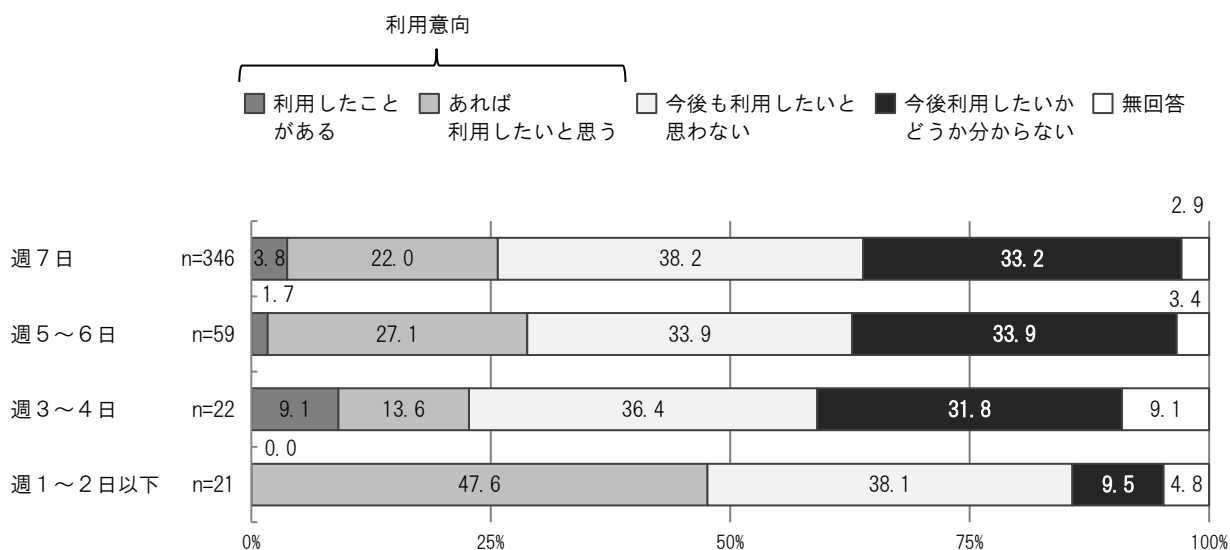


図 2-2 居場所や相談場所_b) 夕ごはんを無料か安く食べることができる場所（中1・中2 問18）
 <朝食の摂取状況別（中1・中2 問11）>



授業の理解度ごとの「学習の支援」の課題を分析するため、「勉強を無料でみてくれる場所」について、授業の理解度別にみると、「教科によってはわからないことがある」「わからないことが多い」といった理解度が不十分な層で、勉強を無料でみてくれる場所の利用意向が高い傾向が見られます。

図 3-1 居場所や相談場所_c)勉強を無料でみてくれる場所（小4・小5 問16）
 <授業の理解度別（小4・小5 問5）>

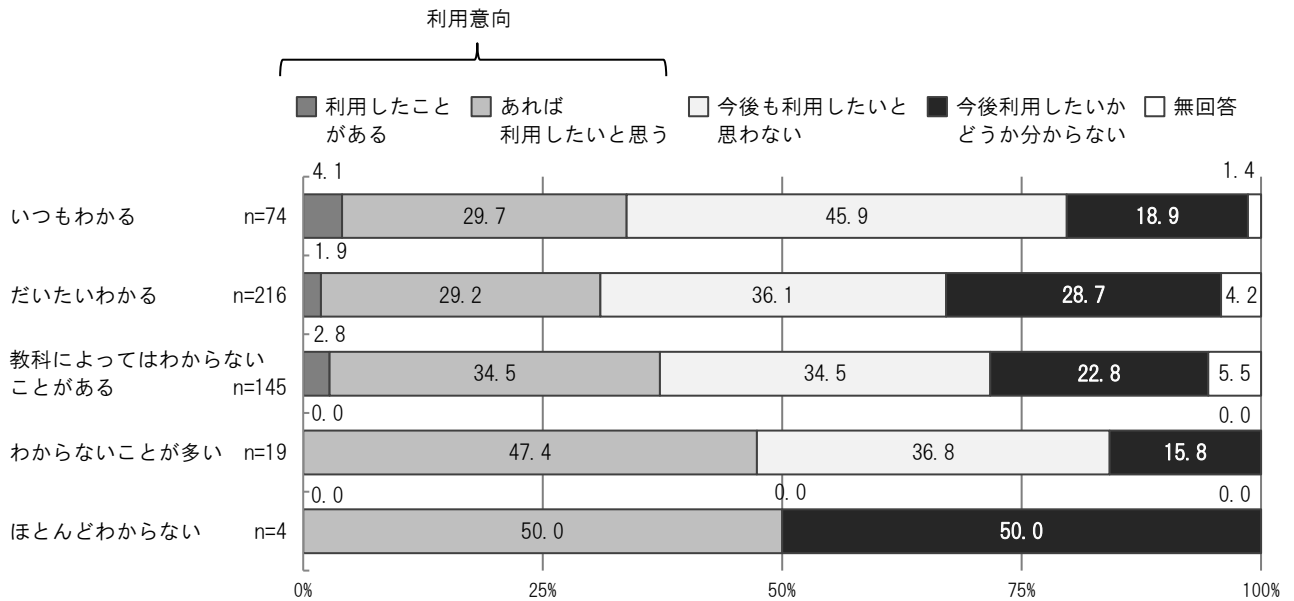
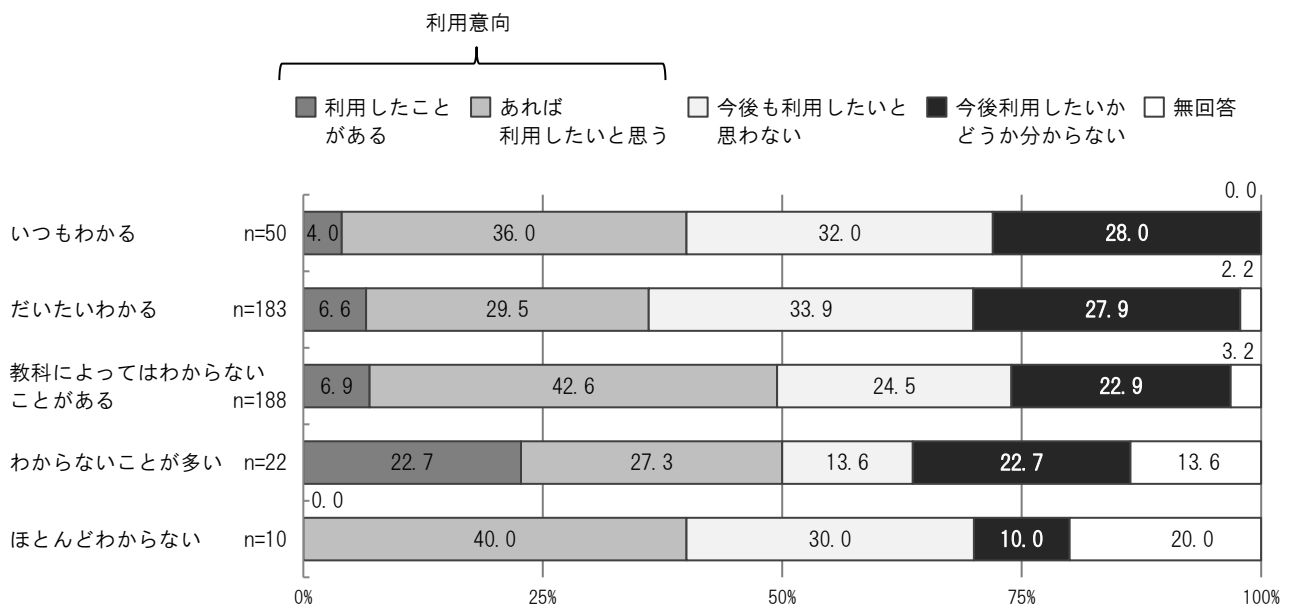


図 3-2 居場所や相談場所_c)勉強を無料でみてくれる場所（中1・中2 問18）
 <授業の理解度別（中1・中2 問5）>



経済的状況ごとの「居場所」「食事の補助」「学習の支援」等についての課題を分析するため、居場所や相談場所の利用意向について、生活困難層・非該当別にみると、小4・小5では居場所や相談場所の利用意向が低くなっています。また、中1・中2ではすべての項目で、生活困難層の居場所や相談場所の利用意向が高くなっています。

図 4-1 居場所や相談場所_a) 平日の夜や休日を過ごすことができる場所 (小4・小5 問16)
 <生活困難層・非該当別(保護者 問3、問19)>

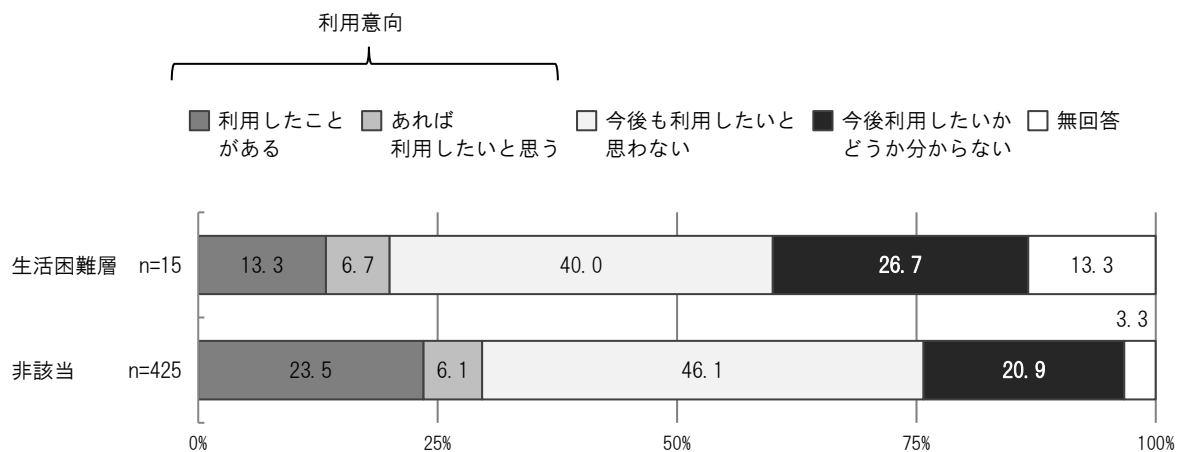


図 4-2 居場所や相談場所_b) タごはんを無料か安く食べることができる場所 (小4・小5 問16)
 <生活困難層・非該当別(保護者 問3、問19)>

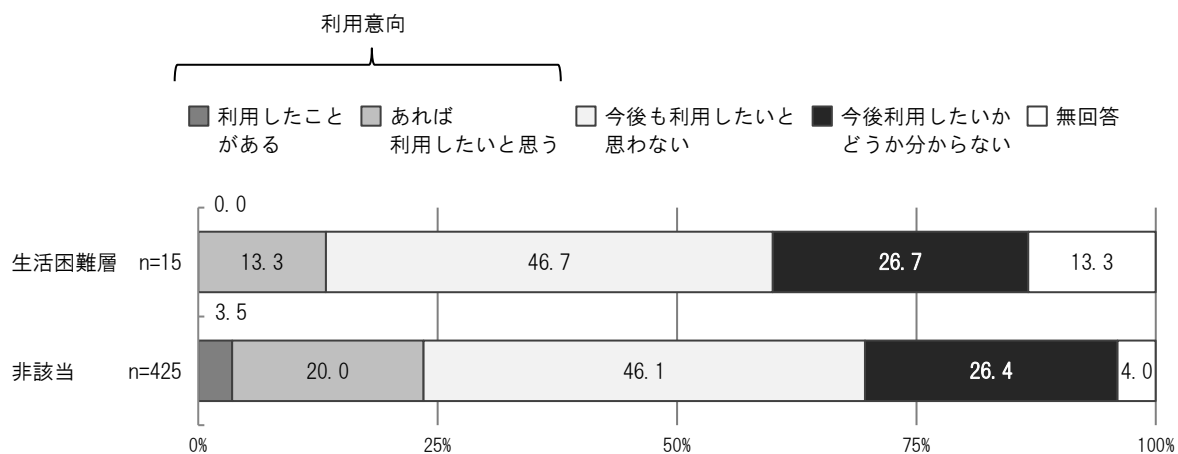


図 4-3 居場所や相談場所_c)勉強を無料でみてくれる場所 (小4・小5 問16)

<生活困難層・非該当別 (保護者 問3、問19)>

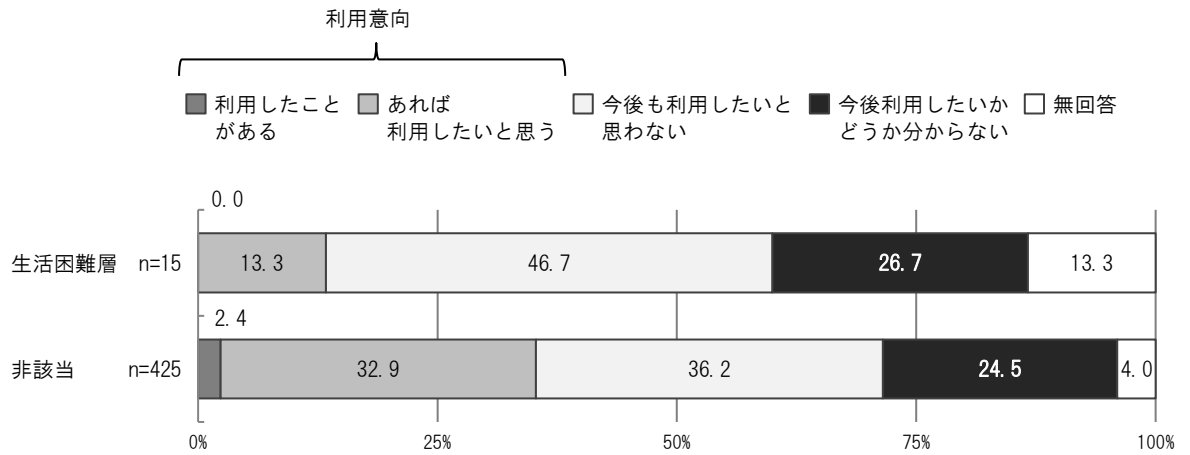


図 4-4 居場所や相談場所_d)何でも相談できる場所 (小4・小5 問16)

<生活困難層・非該当別 (保護者 問3、問19)>

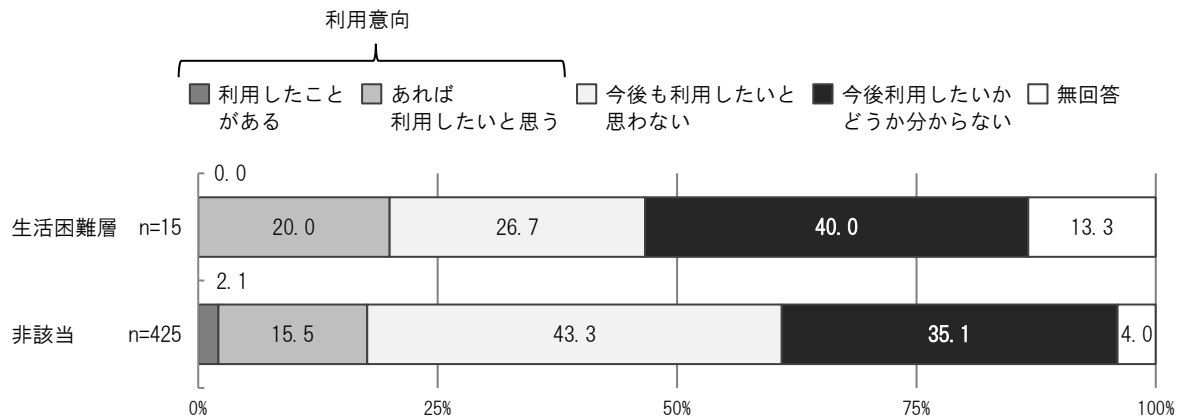


図 4-5 居場所や相談場所_a) 平日の夜や休日を過ごすことができる場所 (中1・中2 問18)
 <生活困難層・非該当別 (保護者 問3、問19)>

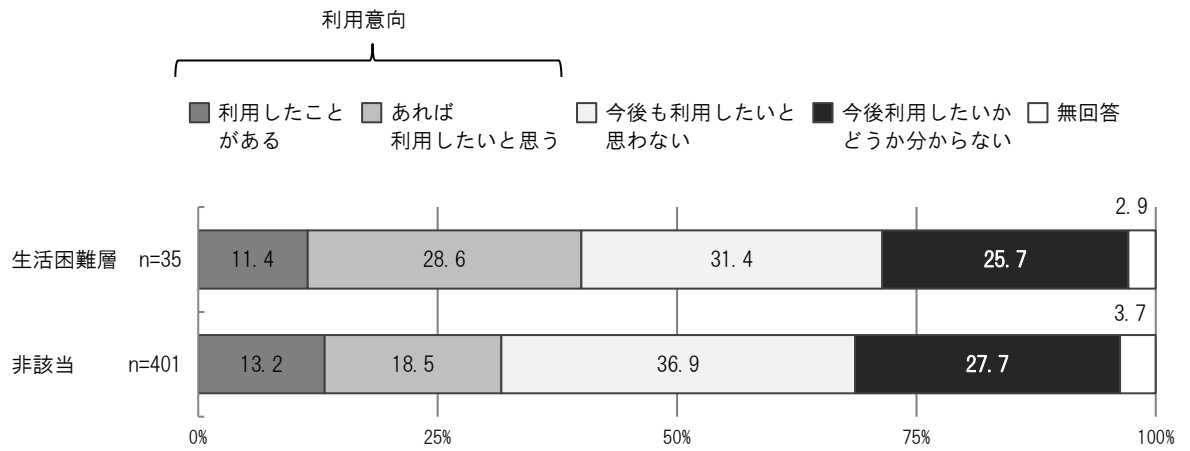


図 4-6 居場所や相談場所_b) タごはんを無料か安く食べることができる場所 (中1・中2 問18)
 <生活困難層・非該当別 (保護者 問3、問19)>

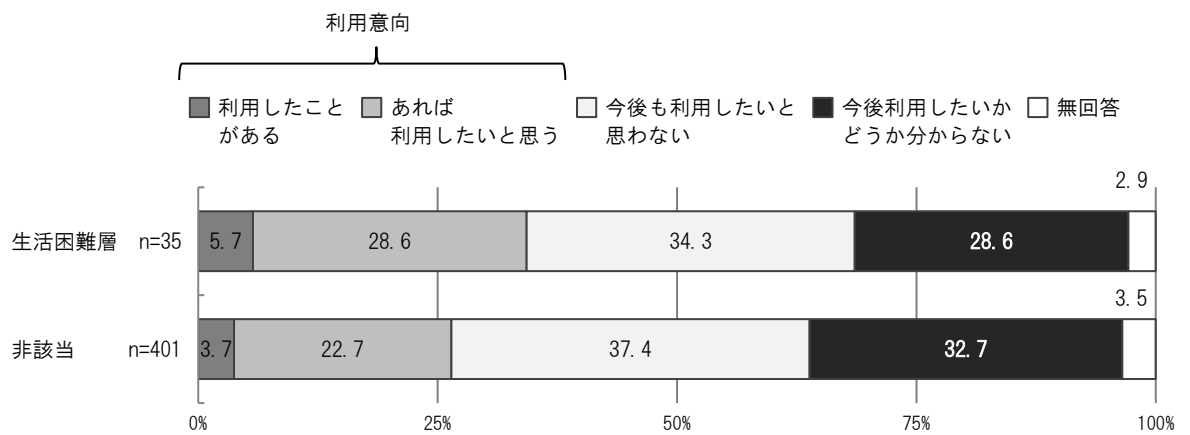


図 4-7 居場所や相談場所_c)勉強を無料でみてくれる場所 (中1・中2 問18)
 <生活困難層・非該当別 (保護者 問3、問19) >

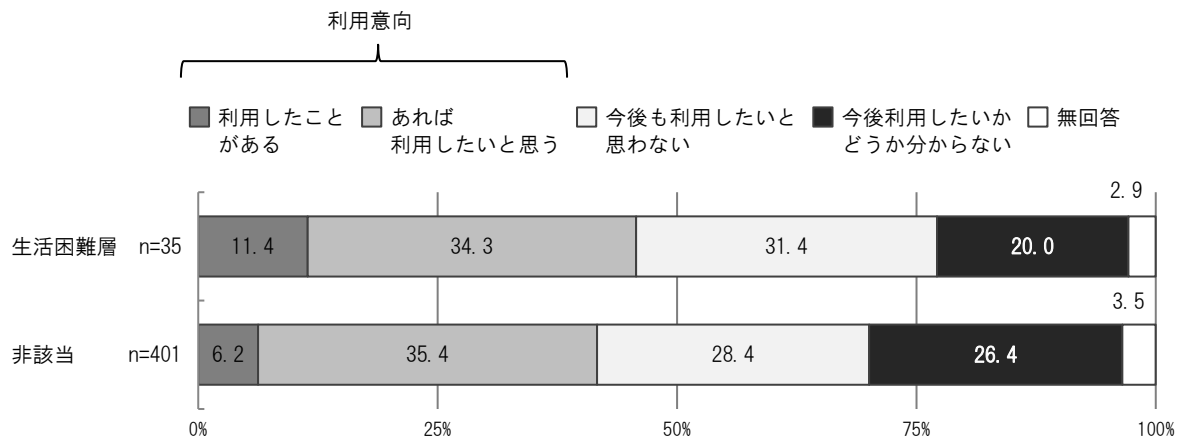
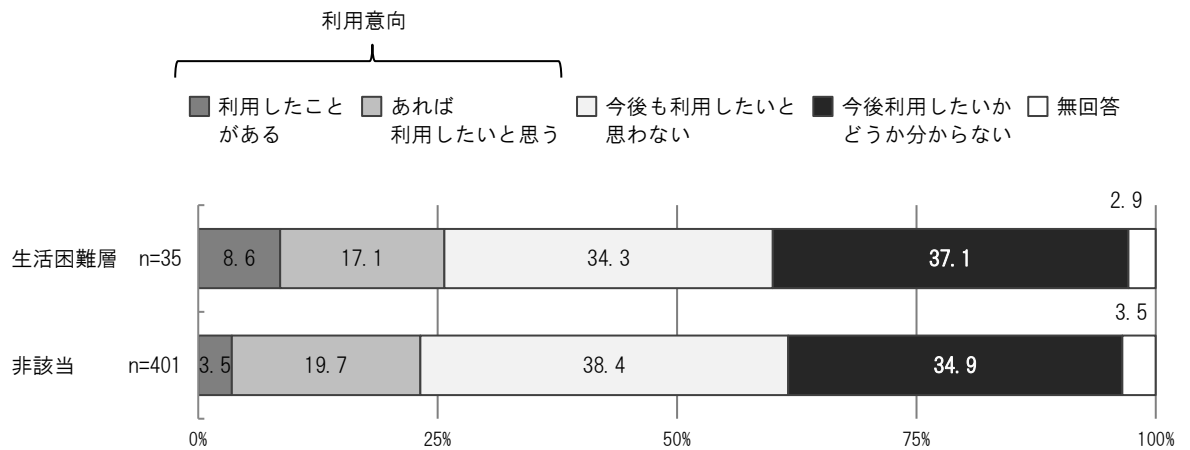


図 4-8 居場所や相談場所_d)何でも相談できる場所 (中1・中2 問18)
 <生活困難層・非該当別 (保護者 問3、問19) >



(2) 保護者（全体）

経済的状況ごとの支援制度についての課題を分析するため、支援制度の利用経験について、生活困難層・非該当別にみると、生活困難層では「現在利用している」「現在利用していないが、以前利用したことがある」を合わせた『利用経験がある』が、非該当よりも高くなっています。

図 5-1 支援制度の利用経験 a. 就学援助（保護者 問 24）
 <生活困難層・非該当別（保護者 問 3、問 19）>

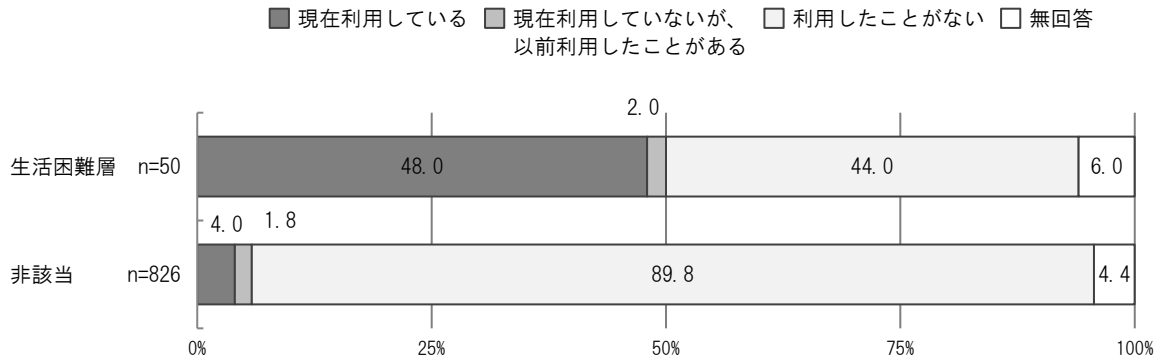


図 5-2 支援制度の利用経験 b. 生活保護（保護者 問 24）
 <生活困難層・非該当別（保護者 問 3、問 19）>

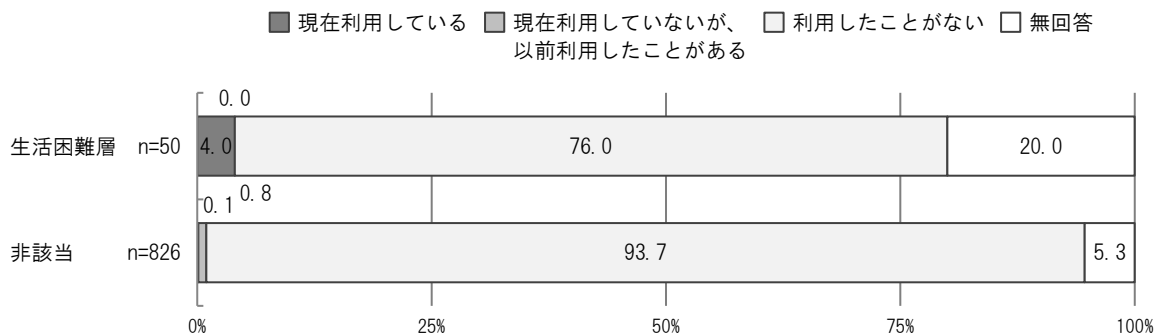


図 5-3 支援制度の利用経験 c. 生活困窮者の自立支援相談窓口（保護者 問 24）
 <生活困難層・非該当別（保護者 問 3、問 19）>

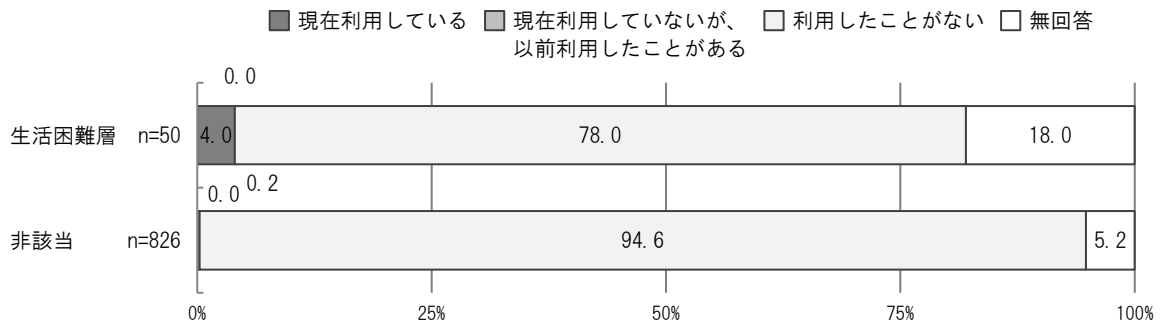


図 5-4 支援制度の利用経験 d. 児童扶養手当（保護者 問 24）

<生活困難層・非該当別（保護者 問 3、問 19）>

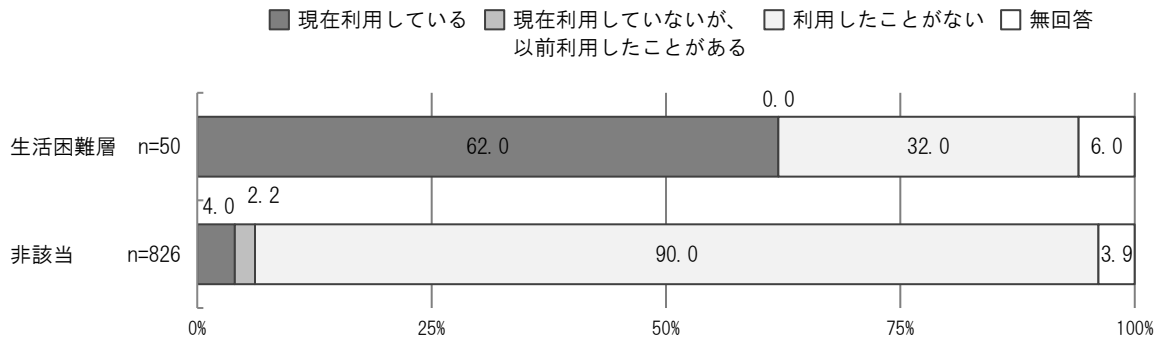
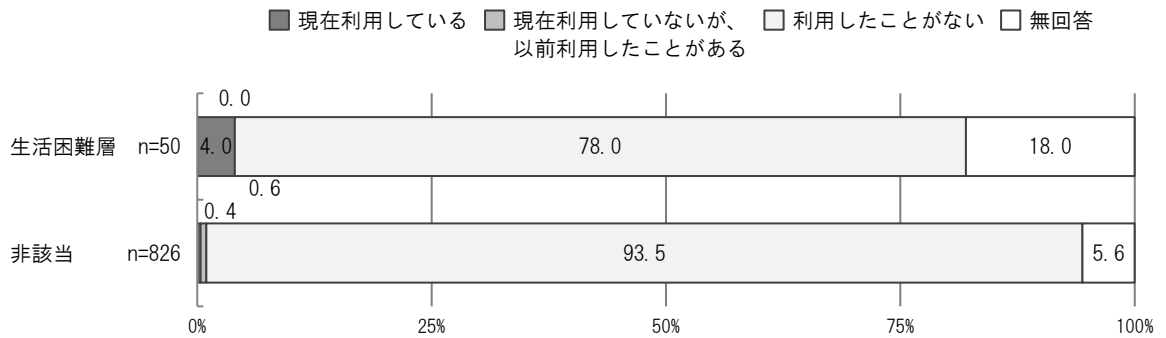


図 5-5 支援制度の利用経験 e. 母子家庭等就業・自立支援センター（保護者 問 24）

<生活困難層・非該当別（保護者 問 3、問 19）>



経済的状況ごとの支援制度への理解や周知状況についての課題を分析するため、支援制度を利用したことがない理由について、生活困難層・非該当別にみると、生活困難層では「利用したいが、手続きがわからなかったり、利用しにくいから」という回答が、約5～13%となっています。利用意向を持っていないが利用に至っていない方を制度につなげる取組が必要です。

図 6-1 利用したことがない理由 a. 就学援助（保護者 問 24）
 <生活困難層・非該当別（保護者 問 3、問 19）>

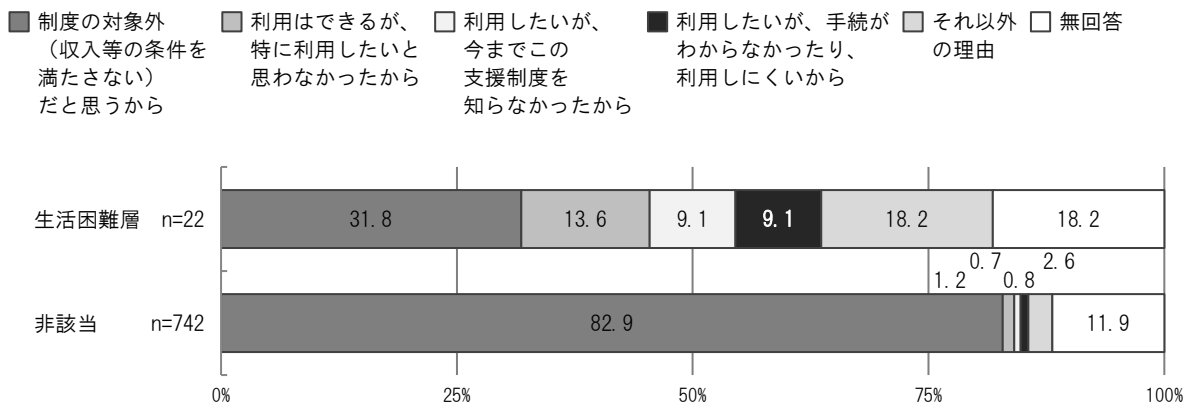


図 6-2 利用したことがない理由 b. 生活保護（保護者 問 24）
 <生活困難層・非該当別（保護者 問 3、問 19）>

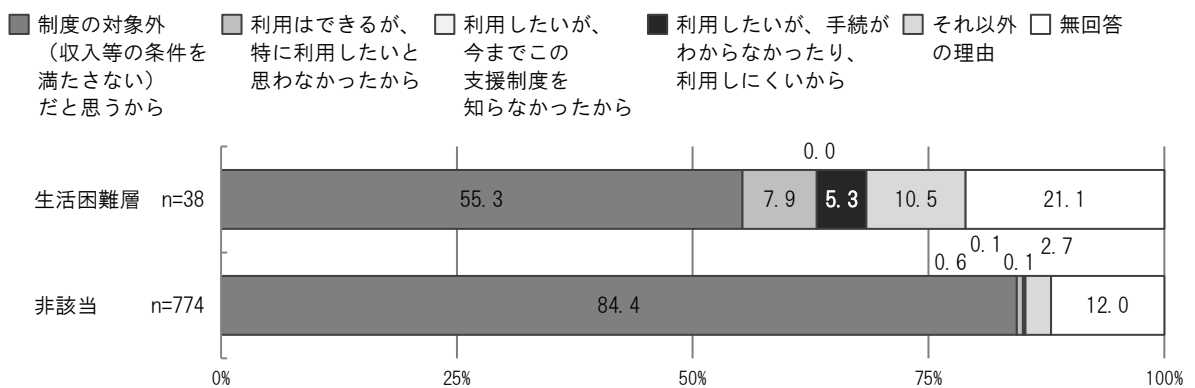


図 6-3 利用したことがない理由 c. 生活困窮者の自立支援相談窓口（保護者 問 24）
 <生活困難層・非該当別（保護者 問 3、問 19）>

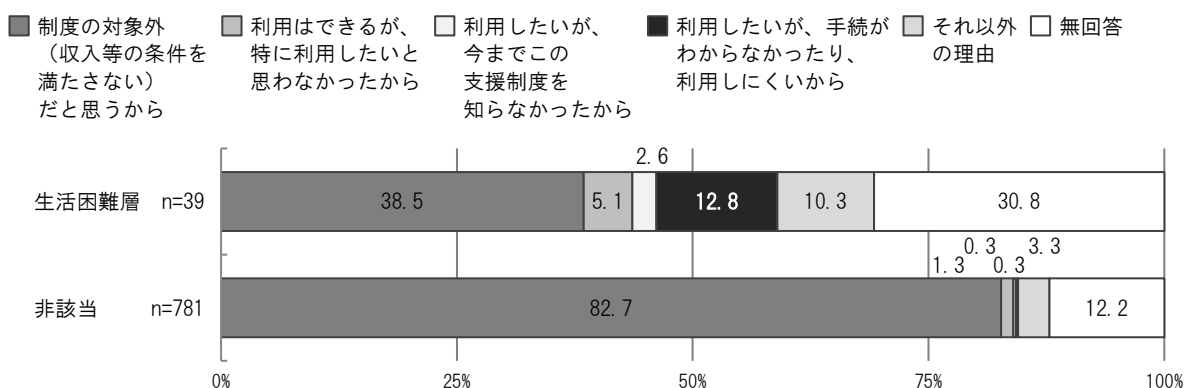


図 6-4 利用したことがない理由 d. 児童扶養手当（保護者 問 24）

<生活困難層・非該当別（保護者 問 3、問 19）>

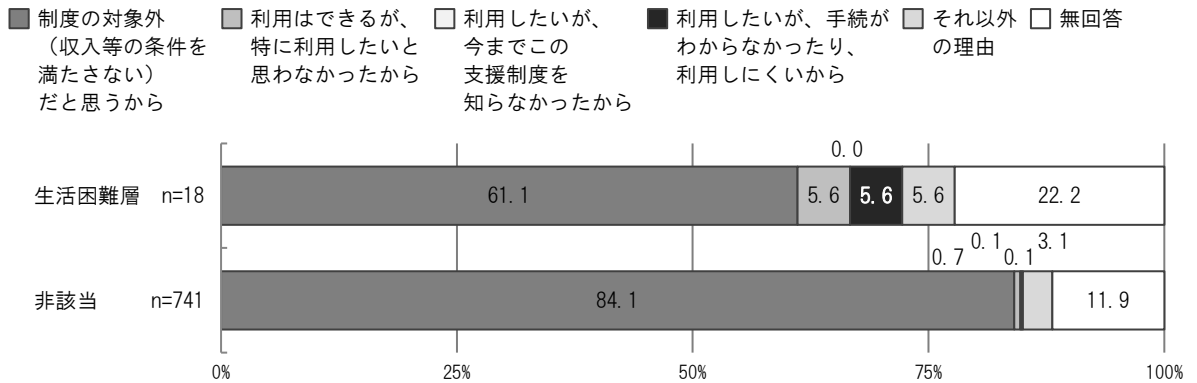
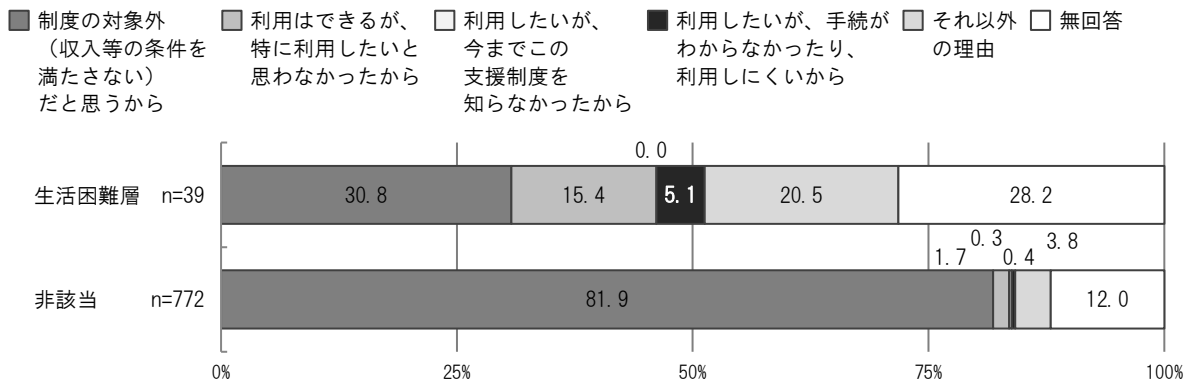


図 6-5 利用したことがない理由 e. 母子家庭等就業・自立支援センター（保護者 問 24）

<生活困難層・非該当別（保護者 問 3、問 19）>



3 国や他自治体等の貧困対策

(1) SDGs（持続可能な開発目標）について

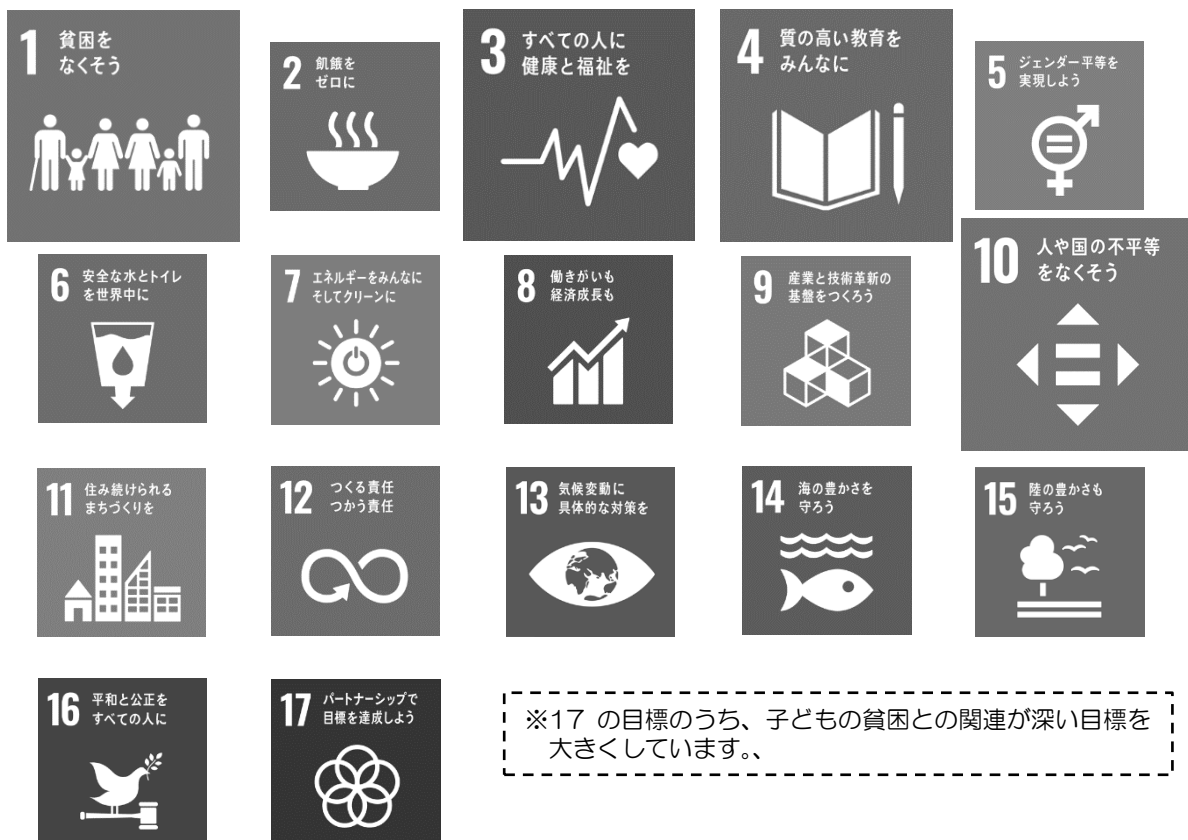
SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2015年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

SDGsの17のゴールの目標1には、「貧困をなくそう」が掲げられ、「2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる。」「各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。」などの具体的目標が設定されています。

わが国においても、SDGsに係る施策の実施について、関係行政機関相互の緊密な連携を図り、総合的かつ効果的に推進するため、平成28（2016）年5月、内閣に持続可能な開発目標（SDGs）推進本部が設置され、同年12月にはSDGs推進本部会合にてSDGs実施指針が決定されました。

また、平成29（2017）年12月以降はSDGs達成のための政府の主要な取組をまとめた「SDGsアクションプラン」を定期的に策定してきました。「誰一人取り残さない」社会を実現するため、我が国が国際社会において主導してきた「人間の安全保障」の理念に基づき、「SDGsと連動するSociety5.0の推進」、「SDGsを原動力とした地方創生」、「SDGsの担い手として次世代・女性のエンパワーメント」を三本柱とする日本の「SDGsモデル」を掲げ、国を挙げてSDGsの実現に取り組んできました。

<SDGsの17の目標>



(2) 子供の貧困対策に関する大綱

わが国では、平成25(2013)年6月に子どもの貧困対策の推進に関する法律が成立しました。これを受けて制定された、子供の貧困対策に関する大綱において、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供たちの成育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援等と併せて子供の貧困対策を総合的に推進することが重要であるとの方針を掲げ、様々な取組を進めてきました。

さらに、令和元(2019)年6月、子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律が成立し、目的として、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子供の「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子供の貧困対策を総合的に推進することが明記されるとともに、基本理念として、子供の最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があること等が明記されました。

これを受けて令和元(2019)年11月には、「現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指す。」「子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じる。」の2つを目的・理念として、「子供の貧困対策に関する大綱」が改定されました。

新たな大綱では、4つの分野横断的な基本方針と、6つの分野ごとの基本方針を掲げており、分野横断的な基本方針では、支援の現場で起きている問題を受けて「支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮して対策を推進する。」という方針が新たに掲げられています。

【目的・理念】

- | |
|--|
| ○現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指す。 |
| ○子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じる。 |

【4つの分野横断的な基本方針】

1	貧困の連鎖を断ち切り、全ての子供が夢や希望を持てる社会を目指す。
2	親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築する。
3	支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮して対策を推進する。
4	地方公共団体による取組の充実を図る。

また、分野ごとの基本方針では、生活の支援において、「社会的孤立に陥ることのないよう配慮」、保護者の就労支援においては、「仕事と両立して安心して子供を育てられる環境づくり」、経済的支援においては、「様々な支援を組み合わせることでその効果を高める」という文言が加わっています。

【6つの分野ごとの基本方針】

1	教育の支援では、学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けるとともに、高校進学後の支援の強化や教育費負担の軽減を図る。
2	生活の支援では、親の妊娠・出産期から、社会的孤立に陥ることのないよう配慮して対策を推進する。
3	保護者の就労支援では、職業生活の安定と向上に資するよう、所得の増大や、仕事と両立して安心して子供を育てられる環境づくりを進める。
4	経済的支援に関する施策は、様々な支援を組み合わせることでその効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促していく。
5	子供の貧困に対する社会の理解を促進し、国民運動として官公民の連携・協働を積極的に進める。
6	今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

さらに、従来の25の指標に新たに14の指標が加わりました。

指標の改善に向けた重点施策として、教育の支援では、「学力保障、高校中退予防、中退後支援の観点を含む教育支援体制の整備」や「真に支援が必要な低所得者世帯の子どもたちに対する大学等の授業料減免や給付型奨学金の実施」、就労支援としては、「ひとり親への就労支援」、生活支援としては、「妊娠・出産期からの切れ目のない支援」「困難を抱えた女性への支援」「生活困窮家庭の親の自立支援」、経済的支援としては、「児童扶養手当制度の着実な実施」「養育費の確保の推進」を掲げています。

(3) 先進自治体の取組

ア. 東京都足立区の取組

令和元（2019）年6月、子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正を受けて、東京都足立区では、「第2期子どもの貧困対策実施計画」が策定されました。計画では、4つの基本理念が掲げられており、また、7つの「取り組み姿勢」が掲げられている点に特徴があります。

【4つの基本理念】

1	全ての子どもたちの現在及び将来が、生まれ育った環境に左右されることなく、子ども一人ひとりが夢や希望を持てる地域社会の実現を目指す。
2	子どもの貧困を家庭の経済的な困窮だけでなく、地域社会における孤立や健康上の問題など、個々の家庭を取り巻く成育環境全般にわたる複合的な課題と捉え、その解決や予防に向けて取り組んでいく。
3	次代の担い手である子どもたちが「生き抜く力」を身につけることで、自分の人生を自ら切り開き、貧困の連鎖に陥ることなく社会で自立していくことを目指す。
4	子どもの年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されることを目指す。

【7つの取り組み姿勢】

1	＜全庁的な取り組み＞ 横断的・総合的に施策を推進し、貧困が世代を超えて連鎖することを防ぐ環境整備を進めます。
2	＜予防・連鎖を断つ＞ 特に「予防する」「連鎖を断つ」に主眼を置いて、真に必要な施策に集中的・重点的に取り組みます。
3	＜早期かつきめ細やかな施策の実施＞ 妊娠期から支援を要する世帯のていねいな実態把握に努め、施策を必要とする家庭や子どもが確実に利用できるよう取り組みます。
4	＜学校をプラットフォームに＞ 子どもたちが1日の多くを過ごす学校を基盤（プラットフォーム）とし、子どもの成長・発達段階に合わせた、切れ目のない施策を推進していきます。
5	＜リスクの高い家庭への支援＞ 子どもの健全な成育環境を担保するため、社会的孤立や養育困難など、リスクの高い家庭への重点支援を行います。
6	＜NPO等との連携＞ 対策に取り組む民間・NPO・地域等に対し様々な支援を行うとともに、横断的連携が図れるよう進めます。
7	＜国、都等への働きかけ＞ あらゆる機会を捉えて政策や予算の要望、連携の強化を求めています。

また、取組の柱建として「教育・学び」「健康・生活」「推進体制の構築」の3つの柱に大別されており、柱建て1「教育・学び」に、「足立はばたき塾」と「居場所を兼ねた学習支援」という事業があります。

「足立はばたき塾」とは、民間教育事業者を活用し、経済的理由などにより学習機会の少ない生徒が難関校に進学できるようにする事業です。家庭環境で将来を諦めることなく、夢や希望を持って進学にチャレンジすることで、その先の大学進学への支援にもつながるものです。

「居場所を兼ねた学習支援」とは、経済的に苦しい家庭の中学生に学習場所を提供し、高校進学を目指すとともに、他者と交流できる緩やかな居場所を提供する事業です。他者との交流を通じてコミュニケーション能力や社会性、生活習慣を身につけるとともに、学習習慣の定着と学習意欲の向上を図ることで、将来の自立にもつながります。

【柱建て1「教育・学び」の具体的事業】

事業名	事業内容
足立はばたき塾	<ul style="list-style-type: none"> 成績上位で学習意欲が高いが、経済的理由などにより塾などでの学習機会の少ない生徒が難関校に進学できるよう、中学3年生を対象に民間教育事業者を活用した勉強会を実施します。
居場所を兼ねた学習支援	<ul style="list-style-type: none"> 学習習慣の定着と学習意欲の向上を図るため、NPO等への委託により経済的に苦しい家庭の中学生に学習場所を提供し、高校進学を目指すとともに、他者と交流できる緩やかな居場所を提供します。

出典：「未来へつなぐあだちプロジェクト 第2期子どもの貧困対策実施計画」

イ. 東京都町田市の取組

平成 28（2016）年4月、町田市は市内在住の子育て世帯の現状を把握し、必要な支援を構築するため「子育て世帯の自立応援プロジェクト」を立ち上げ、支援計画を策定することとしました。そして、「町田市子育て支援ネットワーク連絡会（要保護児童対策地域協議会）」を母体とした庁内検討会及び関係機関検討会における検討・議論を経て、平成 29（2017）年2月、「町田市子育て支援ネットワーク連絡会レポート（子育て世帯の自立応援プロジェクト実施計画）」が策定されました。

この計画は、「支援を必要としている方にサービス内容を知ってもらうこと」、「サービスを利用してもらうこと」を通じ、課題を解消して子育て世帯の安定した自立を目指すことを目的としており、「必要な環境整備と教育などの機会均等を図る」という基本理念のもと、2つの基本的な視点を掲げます。また、支援のニーズや、意識調査の分析結果から、課題を「経済面」と「成育環境」という2つに整理し、これらの要素が課題となるか否かにより、「経済成育困難世帯」「経済困難世帯」「成育困難世帯」「非困難世帯」の4つに区分し、施策の方向性を示しています。

さらに、「ニーズ／方向性」として、子どもへの支援では、「学習の機会があること」「居場所があること」「色々な相談が出来ること」の3つ、親への支援では、「色々な相談が出来ること」を掲げ、施策を展開しています。

【基本理念】

必要な環境整備と 教育などの機会均等を図る

【2つの基本的な視点】

1	子どもの将来が、その生まれ育った環境によって、左右されることが無いようにする
2	子育て世帯が抱える課題が、世代を超えて連鎖することが、無いようにする

【ニーズ／方向性】

Ⅰ 子どもへの支援	1	学習の機会があること
	2	居場所があること
	3	色々な相談が出来ること
Ⅱ 親への支援	1	色々な相談が出来ること

子どもへの支援の「1 学習の機会があること」の施策としては、「体験型学習事業」が行われています。この事業は、学校以外の場所で、さまざまな文化や芸術等に親しむ機会、人々との交流、自然遊び等自然との触れ合いなどを通し、豊かな人間性や社会性を育む機会の充実を図るもので、コミュニケーション能力の向上にもつながります。

次に、子どもへの支援の「2 居場所があること」の施策としては、「子ども食堂開設支援」が行われています。この事業は、子ども食堂について開設を検討している方の「課題の整理」「関係機関へのつなぎ」を支援するもので、食品衛生等の難しい問題のある子ども食堂拡充につながります。

【子どもへの支援の施策】

事業名	事業内容
体験型学習事業	<p>「子どもセンター」「ひなた村」「大地沢青少年センター」など学校以外の場所で、さまざまな文化や芸術等に親しむ機会、さまざまな人々との交流、自然遊び等自然との触れ合いなどを通し、豊かな人間性や社会性を育む機会の充実を図ります。</p> <p>(対象) 条件無し</p> <p>※但し、子どもセンター・子どもクラブは0才から18才の児童・生徒とその保護者</p>
子ども食堂開設支援	<p>子ども食堂について、開設をお考えの方の「課題の整理」「関係機関へのつなぎ」を支援します。</p> <p>また、開設箇所増加に伴う、「ネットワーク」を構築することや、「子ども食堂カレンダー」の作成などを目指します。</p> <p>開設を検討している方やお悩みの方は、まず、子ども家庭支援センターにてご相談をお受けします。</p> <p>(対象) 開設者</p> <p>なお、開設にあたり必要な場合には、保健所（食品衛生）や社会福祉協議会（保険など）とも連携・調整し、支援します。</p>

出典：「町田市子育て支援ネットワーク連絡会レポート（子育て世帯の自立応援プロジェクト実施計画）」

4 本市で行うべき貧困対策

(1) これまでの取組み

本市では、令和2（2020）年3月、「第2期八潮市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。この計画では、「子どもも 親も 輝けるまち やしお」という基本理念のもと、6つの基本方針を掲げており、「3 子どもが主役の環境づくり」において、「(3) 特別な支援を必要とする子どもや家庭への対策」という取組みを設け、「子どもの貧困対策」に取り組んでいます。

その具体的事業として、従来の「学習の支援」や「就学援助の実施」に加え、新たに「子どもの貧困の実態調査の実施」と「子どもの居場所づくりの支援」を行っているほか、基本方針「4 保護者の子育てを支援する環境づくり」において、「経済的支援の充実」として、「児童扶養手当支給事業」や「ひとり親家庭等医療費給付事業」などの事業も行っていきます。

【基本理念】

子どもも 親も 輝けるまち やしお

【6つの基本方針】

1	地域における教育・保育及び子ども・子育て支援事業の充実
2	地域における保育サービスの推進
3	子どもが主役の環境づくり
4	保護者の子育てを支援する環境づくり
5	社会全体で子育てを支援する環境づくり
6	子どもの安全・安心を見守る環境づくり

【「子どもの貧困対策」の具体的事業】

	事業名	事業内容
1	子どもの貧困の実態調査の実施 【新規事業】	・市内の子どもの貧困の状況を把握するため、子どもの貧困の実態調査の実施について調査・検討していきます。
2	子どもの居場所づくりの支援 【新規事業】	・子どもの居場所づくりに取り組みたい方々への情報提供、子どもの居場所の実施における周知などの支援を実施していきます。
3	学習の支援	・子どもの学習支援をはじめ、日常生活習慣、進学に関する支援、高校進学者の中退防止に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を行っていきます。
4	就学援助の実施	・経済的理由により就学困難な小・中学生を支援するため、就学援助事業を行っていきます。

【「経済的支援の充実」の具体的事業（抜粋）】

	事業名	事業内容
1	児童手当支給事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方を対象に、児童の年齢区分に基づき児童手当を支給します。
2	こども医療費支給事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安心して子どもを生み育てる環境整備の一環として、子どもの健やかな成長の支援と、子育て家庭の経済的負担の軽減を目的に、中学3年生までの子どもの医療費を全額助成しています。
3	児童扶養手当支給事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 父母の離婚、父または母の死亡などによって父または母と生計を同じくしていない子どもや、父または母に一定の障がいのある子どもを育てている方に支給されます。
4	ひとり親家庭等医療費給付事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子家庭や父子家庭又は親がいないため親に代わってその子どもを育てている養育者家庭の皆さんが、医療保険制度で医療にかかった場合に、支払った医療費の一部が申請に基づき支給されます。
5	母子家庭自立支援教育訓練給付費・高等職業訓練促進給付費支給事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子家庭の母及び父子家庭の父に対して自立の促進を図るため、就業に必要な資格を取得するための費用を助成します。 ・ また、母子家庭の母及び父子家庭の父が、就業に結び付きやすい専門的な資格を取得するために養成機関に1年以上通学する場合、その期間中の生活の不安を解消し、安定した修業環境を提供するために、受講期間のうち一定期間について母子家庭等高等職業訓練促進給付金を支給します。
6	母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸与（県事業）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子家庭のお母さん及び父子家庭のお父さん、並びに寡婦の方の経済的自立や、扶養している子どもの福祉増進のために、必要な資金をお貸しする県の制度です。

(2) 本市で行うべき貧困対策（本市の子どもの貧困についての課題）

本市の子どもについて、成育環境や学習到達度、経済的状況等により、課題を分析すると、「子どもの居場所づくりの支援」「学習の支援」「相談支援」の3つが課題であることが分かりました。

これらの課題について施策を進めるためには、実態の把握や評価が欠かせません。そのためには、今後も定期的に調査を実施する必要があります。

ア. 子どもの居場所づくりの支援

今回の調査結果から、「平日の夜や休日を過ごすことができる場所」や「夕ごはんを無料か安く食べることができる場所」について、朝食を毎日食べられていない層や、中1・中2の生活困難層からの利用意向がみられました。

新たな大綱では、「子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じる。」という目的・理念が掲げられています。「居場所づくり」については、本市でも「子どもの居場所づくりの支援」として情報提供などに取り組んできました。また、「居場所づくり」は他の自治体でも重点がおかれており、各種の取組みが行われています。

引き続き、「子どもの居場所づくりの支援」事業を継続するとともに、さらなる「居場所づくり」に取り組むことが必要です。

イ. 学習の支援

調査結果から、「勉強を無料でみえてくれる場所」について、授業の理解度が不十分な層や、中1・中2の生活困難層からの利用意向がみられました。

新たな大綱では、「学力保障、高校中退予防、中退後支援の観点を含む教育支援体制の整備」を重点施策としており、「学習の支援」については、本市でも進学に関する支援や高校中退防止に関する支援、日常的な生活習慣につながる体験学習などに取り組んできました。また、他の自治体でも進学支援や体験学習などに取り組んでいます。

引き続き、「学習の支援」に取り組むとともに、体験学習などの様々な形の学習を支援することが必要です。

ウ. 相談支援

子どもへの調査結果から、生活困難層及び非該当の双方で「相談できる場所」についてのニーズが見られます。また、保護者調査からは、支援制度を利用したことがない理由につき、「利用したいが、手続きがわからなかったり、利用しにくいから」という回答が高くなっています。

新たな大綱では、「支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮して対策を推進する。」という方針が新たに掲げられ、町田市計画では、「支援を必要としている方にサービス内容を知ってもらうこと」、「サービスを利用してもらうこと」を通じ、課題を解消して子育て世帯の安定した自立を目指すとしており、制度の利用につなげることを目的としています。

引き続き、子どもや保護者の相談支援に係る周知及び他機関との連携を充実させ、子育て支援制度の利用につなげていくことが必要です。

5 ヤングケアラーについて

ヤングケアラーとは、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どものことをいいます。埼玉県が「ヤングケアラー実態調査」を行ったところ、約4%が現在または過去に「ヤングケアラー」であったという回答結果が得られています。

本市においてもヤングケアラーの実態を把握するため、今回の調査において、本人または友だちが「介護などの家族のお世話や家事を日常的にしているか」についての設問を行ったところ、本人では約5%、友だちでは約1～2%にケアを行っているとの回答がありました。

しかしながら、その具体的内容について自由記述欄に回答してもらったところ、「洗いもの」や「片づけ」等のいわゆる「お手伝い」に相当する記述が多く、ヤングケアラーの定義が正確に認識されていない可能性があります。

ヤングケアラーの実態を把握するためには、まずはヤングケアラーへの理解を深め、その上でさらなる取り組みが必要です。

八潮市子どもの生活に関する調査報告書

発行日 令和3年11月
発行元 八潮市役所子育て福祉部子育て支援課
住 所 埼玉県八潮市中央1丁目2番地1 〒340-8588
連絡先 TEL 048-996-2111（代表） FAX 048-999-8105
URL <http://www.city.yashio.lg.jp/>